



0040048-000

AZ-511-1

新定救護法令詳解

新井正三郎自治館

1932

AGI



新定  
救護法  
令  
詳解

新井正三  
自治館



#9

A

932



新定  
救護法令詳解

新井正三郎自治館



532488



AZ

501



令 類 類



法政講習会

曩に刊行しました「救護法令及其書式」は御便利の爲めに江湖の大歓迎を得て益々熾に發行して居ますが、茲に救護法、同施行令、同施行規則を一括し、最詳密の註解を施し、且つ必要の書式を満載して、最低價を以て御座右に供します。蓋し救護法に付ては民間發行のものは他に一書もありません。切に府縣、市町村當局、竝に救護委員、方面委員、其他關係諸卿の御利用、御愛讀を願ひます。普通の法律書と異なり、讀で興味甚だ深く趣味的、道義的の法律書であります。

735466



# 救護法令詳解 總目次

第一	我邦に於ける救護制度の沿革	一
(1)	明治維新前に於ける救護制度	一
(2)	明治時代に於ける救護制度	二
(3)	大正時代後に於ける救護制度	三
第二	救護法制定の理由	四
第三	救護法及附屬法規の制定公布	五
(1)	救護法の制定公布	五
(2)	救護法施行令、施行規則の制定公布	五
第四	救護法の概要	六
一	救護を受ける者	六
二	救護を行ふ者	六
三	救護施設	六
四	救護の方法	七
五	救護の種類	七
六	救護の費用	八
第五	救護法と特別救護法との關係	八
一	行旅病人及び行旅死亡人取扱法との關係	八
二	精神病患者監護法其他傳染病豫防法等との關係	九
三	罹災救助基金法との關係	九
四	北海道舊土人保護法との關係	九
五	軍事救護法及び廢兵院法との關係	一〇
總論	係	一〇
第一章	被救護者	一一
第一節	總說	一一
第二節	被救護者の資格條件及び種類	一二
一	被救護者の資格條件	一二
二	被救護者の種類	一三
(1)	六十五歳以上の老衰者	一三
(2)	十三歳以下の幼者	一四
(3)	妊産婦	一五
(4)	精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者	一六
第三節	救護法と失業者	一七
第四節	被救護者とその扶養義務者との關係	一七
一	扶養義務の意義	一七
二	救護と扶養義務との關係	一八
第五節	民法の扶養義務	一九
一	扶養義務者	一九
二	扶養義務を履行すべき順序	二〇
三	扶養權利者の順序	二〇
四	扶養義務の發生	二一
五	扶養の程度及び方法	二二
第六節	救護の申請	二三
第二章	救護機關	二四
第一節	總說	二四
一	住所地主義	二四
二	居住地主義	二五
三	現在地主義	二五
第二節	救護主事の機關	二六
第三節	救護補助機關	二六
一	補助機關設置の理由	二六
二	補助機關の設置、性質、選任、解任	二七
(1)	委員の設置	二七
(2)	委員の性質	二八
(3)	委員の選任	二八
(4)	委員の任期	二九
(5)	委員の解任	二九
(6)	委員の監督	三〇
(7)	委員の職務	三〇
一	必要なる事項の調査	三一
(1)	準備的の調査	三一
(2)	被救護者の調査	三二
(3)	要救護者の調査	三二
(4)	被救護者の調査	三三
(5)	要救護者の調査	三三
(6)	被救護者の調査	三四
(7)	要救護者の調査	三四
(8)	被救護者の調査	三五
(9)	要救護者の調査	三五
(10)	被救護者の調査	三六
(11)	要救護者の調査	三六
(12)	被救護者の調査	三七
(13)	要救護者の調査	三七
(14)	被救護者の調査	三八
(15)	要救護者の調査	三八
(16)	被救護者の調査	三九
(17)	要救護者の調査	三九
(18)	被救護者の調査	四〇
(19)	要救護者の調査	四〇
(20)	被救護者の調査	四一
(21)	要救護者の調査	四一
(22)	被救護者の調査	四二
(23)	要救護者の調査	四二
(24)	被救護者の調査	四三
(25)	要救護者の調査	四三
(26)	被救護者の調査	四四
(27)	要救護者の調査	四四
(28)	被救護者の調査	四五
(29)	要救護者の調査	四五
(30)	被救護者の調査	四六
(31)	要救護者の調査	四六
(32)	被救護者の調査	四七
(33)	要救護者の調査	四七
(34)	被救護者の調査	四八
(35)	要救護者の調査	四八
(36)	被救護者の調査	四九
(37)	要救護者の調査	四九
(38)	被救護者の調査	五〇
(39)	要救護者の調査	五〇
(40)	被救護者の調査	五一
(41)	要救護者の調査	五一
(42)	被救護者の調査	五二
(43)	要救護者の調査	五二
(44)	被救護者の調査	五三
(45)	要救護者の調査	五三
(46)	被救護者の調査	五四
(47)	要救護者の調査	五四
(48)	被救護者の調査	五五
(49)	要救護者の調査	五五
(50)	被救護者の調査	五六
(51)	要救護者の調査	五六
(52)	被救護者の調査	五七
(53)	要救護者の調査	五七
(54)	被救護者の調査	五八
(55)	要救護者の調査	五八
(56)	被救護者の調査	五九
(57)	要救護者の調査	五九
(58)	被救護者の調査	六〇
(59)	要救護者の調査	六〇
(60)	被救護者の調査	六一
(61)	要救護者の調査	六一
(62)	被救護者の調査	六二
(63)	要救護者の調査	六二
(64)	被救護者の調査	六三
(65)	要救護者の調査	六三
(66)	被救護者の調査	六四
(67)	要救護者の調査	六四
(68)	被救護者の調査	六五
(69)	要救護者の調査	六五
(70)	被救護者の調査	六六
(71)	要救護者の調査	六六
(72)	被救護者の調査	六七
(73)	要救護者の調査	六七
(74)	被救護者の調査	六八
(75)	要救護者の調査	六八
(76)	被救護者の調査	六九
(77)	要救護者の調査	六九
(78)	被救護者の調査	七〇
(79)	要救護者の調査	七〇
(80)	被救護者の調査	七一
(81)	要救護者の調査	七一
(82)	被救護者の調査	七二
(83)	要救護者の調査	七二
(84)	被救護者の調査	七三
(85)	要救護者の調査	七三
(86)	被救護者の調査	七四
(87)	要救護者の調査	七四
(88)	被救護者の調査	七五
(89)	要救護者の調査	七五
(90)	被救護者の調査	七六
(91)	要救護者の調査	七六
(92)	被救護者の調査	七七
(93)	要救護者の調査	七七
(94)	被救護者の調査	七八
(95)	要救護者の調査	七八
(96)	被救護者の調査	七九
(97)	要救護者の調査	七九
(98)	被救護者の調査	八〇
(99)	要救護者の調査	八〇
(100)	被救護者の調査	八一
(101)	要救護者の調査	八一
(102)	被救護者の調査	八二
(103)	要救護者の調査	八二
(104)	被救護者の調査	八三
(105)	要救護者の調査	八三
(106)	被救護者の調査	八四
(107)	要救護者の調査	八四
(108)	被救護者の調査	八五
(109)	要救護者の調査	八五
(110)	被救護者の調査	八六
(111)	要救護者の調査	八六
(112)	被救護者の調査	八七
(113)	要救護者の調査	八七
(114)	被救護者の調査	八八
(115)	要救護者の調査	八八
(116)	被救護者の調査	八九
(117)	要救護者の調査	八九
(118)	被救護者の調査	九〇
(119)	要救護者の調査	九〇
(120)	被救護者の調査	九一
(121)	要救護者の調査	九一
(122)	被救護者の調査	九二
(123)	要救護者の調査	九二
(124)	被救護者の調査	九三
(125)	要救護者の調査	九三
(126)	被救護者の調査	九四
(127)	要救護者の調査	九四
(128)	被救護者の調査	九五
(129)	要救護者の調査	九五
(130)	被救護者の調査	九六
(131)	要救護者の調査	九六
(132)	被救護者の調査	九七
(133)	要救護者の調査	九七
(134)	被救護者の調査	九八
(135)	要救護者の調査	九八
(136)	被救護者の調査	九九
(137)	要救護者の調査	九九
(138)	被救護者の調査	一〇〇
(139)	要救護者の調査	一〇〇
(140)	被救護者の調査	一〇一
(141)	要救護者の調査	一〇一
(142)	被救護者の調査	一〇二
(143)	要救護者の調査	一〇二
(144)	被救護者の調査	一〇三
(145)	要救護者の調査	一〇三
(146)	被救護者の調査	一〇四
(147)	要救護者の調査	一〇四
(148)	被救護者の調査	一〇五
(149)	要救護者の調査	一〇五
(150)	被救護者の調査	一〇六
(151)	要救護者の調査	一〇六
(152)	被救護者の調査	一〇七
(153)	要救護者の調査	一〇七
(154)	被救護者の調査	一〇八
(155)	要救護者の調査	一〇八
(156)	被救護者の調査	一〇九
(157)	要救護者の調査	一〇九
(158)	被救護者の調査	一〇
(159)	要救護者の調査	一〇
(160)	被救護者の調査	一一
(161)	要救護者の調査	一一
(162)	被救護者の調査	一二
(163)	要救護者の調査	一二
(164)	被救護者の調査	一三
(165)	要救護者の調査	一三
(166)	被救護者の調査	一四
(167)	要救護者の調査	一四
(168)	被救護者の調査	一五
(169)	要救護者の調査	一五
(170)	被救護者の調査	一六
(171)	要救護者の調査	一六
(172)	被救護者の調査	一七
(173)	要救護者の調査	一七
(174)	被救護者の調査	一八
(175)	要救護者の調査	一八
(176)	被救護者の調査	一九
(177)	要救護者の調査	一九
(178)	被救護者の調査	二〇
(179)	要救護者の調査	二〇
(180)	被救護者の調査	二一
(181)	要救護者の調査	二一
(182)	被救護者の調査	二二
(183)	要救護者の調査	二二
(184)	被救護者の調査	二三
(185)	要救護者の調査	二三
(186)	被救護者の調査	二四
(187)	要救護者の調査	二四
(188)	被救護者の調査	二五
(189)	要救護者の調査	二五
(190)	被救護者の調査	二六
(191)	要救護者の調査	二六
(192)	被救護者の調査	二七
(193)	要救護者の調査	二七
(194)	被救護者の調査	二八
(195)	要救護者の調査	二八
(196)	被救護者の調査	二九
(197)	要救護者の調査	二九
(198)	被救護者の調査	三〇
(199)	要救護者の調査	三〇
(200)	被救護者の調査	三一
(201)	要救護者の調査	三一
(202)	被救護者の調査	三二
(203)	要救護者の調査	三二
(204)	被救護者の調査	三三
(205)	要救護者の調査	三三
(206)	被救護者の調査	三四
(207)	要救護者の調査	三四
(208)	被救護者の調査	三五
(209)	要救護者の調査	三五
(210)	被救護者の調査	三六
(211)	要救護者の調査	三六
(212)	被救護者の調査	三七
(213)	要救護者の調査	三七
(214)	被救護者の調査	三八
(215)	要救護者の調査	三八
(216)	被救護者の調査	三九
(217)	要救護者の調査	三九
(218)	被救護者の調査	四〇
(219)	要救護者の調査	四〇
(220)	被救護者の調査	四一
(221)	要救護者の調査	四一
(222)	被救護者の調査	四二
(223)	要救護者の調査	四二
(224)	被救護者の調査	四三
(225)	要救護者の調査	四三
(226)	被救護者の調査	四四
(227)	要救護者の調査	四四
(228)	被救護者の調査	四五
(229)	要救護者の調査	四五
(230)	被救護者の調査	四六
(231)	要救護者の調査	四六
(232)	被救護者の調査	四七
(233)	要救護者の調査	四七
(234)	被救護者の調査	四八
(235)	要救護者の調査	四八
(236)	被救護者の調査	四九
(237)	要救護者の調査	四九
(238)	被救護者の調査	五〇
(239)	要救護者の調査	五〇
(240)	被救護者の調査	五一
(241)	要救護者の調査	五一
(242)	被救護者の調査	五二
(243)	要救護者の調査	五二
(244)	被救護者の調査	五三
(245)	要救護者の調査	五三
(246)	被救護者の調査	五四
(247)	要救護者の調査	五四
(248)	被救護者の調査	五五
(249)	要救護者の調査	五五
(250)	被救護者の調査	五六
(251)	要救護者の調査	五六
(252)	被救護者の調査	五七
(253)	要救護者の調査	五七
(254)	被救護者の調査	五八
(255)	要救護者の調査	五八
(256)	被救護者の調査	五九
(257)	要救護者の調査	五九
(258)	被救護者の調査	六〇
(259)	要救護者の調査	六〇
(260)	被救護者の調査	六一
(261)	要救護者の調査	六一
(262)	被救護者の調査	六二
(263)	要救護者の調査	六二
(264)	被救護者の調査	六三
(265)	要救護者の調査	六三
(266)	被救護者の調査	六四
(267)	要救護者の調査	六四
(268)	被救護者の調査	六五
(269)	要救護者の調査	六五
(270)	被救護者の調査	六六
(271)	要救護者の調査	六六
(272)	被救護者の調査	六七
(273)	要救護者の調査	六七
(274)	被救護者の調査	六八
(275)	要救護者の調査	六八
(276)	被救護者の調査	六九
(277)	要救護者の調査	六九
(278)	被救護者の調査	七〇
(279)	要救護者の調査	七〇
(280)	被救護者の調査	七一
(281)	要救護者の調査	七一
(282)	被救護者の調査	七二
(283)	要救護者の調査	七二
(284)	被救護者の調査	七三
(285)	要救護者の調査	七三
(286)	被救護者の調査	七四
(287)	要救護者の調査	七四
(288)	被救護者の調査	七五
(289)	要救護者の調査	七五
(290)	被救護者の調査	七六
(291)	要救護者の調査	七六
(292)	被救護者の調査	七七
(293)	要救護者の調査	七七
(294)	被救護者の調査	七八
(295)	要救護者の調査	七八
(296)	被救護者の調査	七九
(297)	要救護者の調査	七九
(298)	被救護者の調査	八



第三章 救護施設

第一節 施設

一 救護施設の意義……………三〇

二 救護施設の種類の意義……………三〇

(1)道府設置の救護施設……………三〇

(2)市町村設置の救護施設……………三〇

(3)私人設置の救護施設……………三〇

第二節 救護施設の設置

一 救護施設設置の必要……………三〇

二 救護施設設置の主体……………三〇

三 救護施設設置の手續……………三〇

三 救護施設設置の認可……………三〇

一 救護施設設置認可の必要……………三〇

二 市町村の救護施設設置の設備の認可……………三〇

三 市町村の救護施設設置の設備の認可申請……………三〇

四 私人の救護施設設置の認可……………三〇

五 私人の救護施設設置の認可申請……………三〇

六 既設救護施設設置の認可……………三〇

七 既設救護施設設置の認可申請……………三〇

八 施設又は設備変更認可の要否……………三〇

第四節 救護施設の任務

一 救護施設の任務……………三〇

二 救護施設の管理……………三〇

(1)事業開始の届出……………三〇

(2)管理規則の届出……………三〇

(3)收容被救護者に関する届出……………三〇

第五章 救護費

第一節 施設

一 救護費の意義……………三〇

二 救護費の区分……………三〇

(1)費用に依る区分……………三〇

(2)負担に依る区分……………三〇

(3)性質に依る区分……………三〇

三 救護費用の負担……………三〇

第二節 市町村設置の救護施設

一 市町村設置の救護施設……………三〇

二 救護に要する費用……………三〇

(1)救護に要する費用の意義……………三〇

(2)救護に要する費用負担の市町村……………三〇

(3)費用負担市町村たる条件……………三〇

(4)費用負担条件の居住期間の計算……………三〇

三 埋葬に要する費用……………三〇

四 委員に關する費用……………三〇

五 市町村設置の救護施設の費用……………三〇

第三節 道府設置の救護施設

一 道府設置の救護施設……………三〇

二 道府設置の救護施設……………三〇

(1)居住地市町村の負担に屬せざるに因る場合……………三〇

(2)居住地なく又は分明ならざるに因る場合……………三〇

三 埋葬に要する費用……………三〇

第六章 救護費の補助

道府設置救護施設の費用……………三〇

道府設置救護施設一時繰替支辨……………三〇

第一節 施設

一 救護費の補助……………三〇

二 補助の主体……………三〇

三 補助の客體……………三〇

(イ)國庫の補助を受ける者……………三〇

(ロ)道府設置の補助を受ける者……………三〇

四 補助率……………三〇

五 補助額……………三〇

第二節 國庫の補助

一 補助すべき費用……………三〇

(1)救護の爲負擔したる費用……………三〇

(イ)市町村の負擔費用……………三〇

(ロ)道府設置の負擔費用……………三〇

(2)救護施設の費用……………三〇

(イ)道府設置の救護施設の費用……………三〇

(ロ)市町村設置の救護施設の費用……………三〇

(ハ)私人設置の救護施設の費用……………三〇

三 補助すべき額の率……………三〇

第三節 道府設置の補助

一 補助すべき費用……………三〇

(1)市町村の救護の爲負擔したる費用……………三〇

第四章 救護施設

(3)生業扶助の費用の限度……………三〇

(4)生業扶助の費用の返還……………三〇

第三節 救護の方法

一 居宅救護……………三〇

(1)居宅救護の意義……………三〇

(2)居宅救護の範圍……………三〇

(3)母子救護……………三〇

(4)居宅救護に關し届出義務……………三〇

(5)居宅救護の支出費用……………三〇

二 收容救護……………三〇

(1)收容救護の意義……………三〇

(2)收容救護を爲し得る場合……………三〇

(3)監護権利者の意思に反する收容救護……………三〇

(4)救護被救護者に対する親補及び後見……………三〇

(5)收容救護の方法……………三〇

(6)收容救護の範圍……………三〇

(7)被救護者に対する作業……………三〇

(8)收容救護に關し届出義務……………三〇

(9)收容救護の支出費用……………三〇

第四節 埋葬

一 埋葬の意義……………三〇

二 埋葬救護の理由……………三〇

三 埋葬救護の範圍……………三〇

四 埋葬救護の方法……………三〇

(1)埋葬費の給與……………三〇

(2)市町村長の埋葬義務……………三〇

五 埋葬費用の限度……………三〇



(2) 救護施設の費用	一六	返還の處分及び返還の程度	一七
(1) 市町村設置の救護施設の費用	一六	返還を爲すべき者	一七
(ロ) 私人設置の救護施設の設備の費用	一六	返還を爲さしむる方法	一七
二 補助すべき額の率	一六	(1) 道府縣補助金返還の場合	一七
第四節 補助の方法	一六	(2) 國庫の補助金返還の場合	一七
一 市町村、道府縣費用の補助の方法	一六	救護費の徴收、償還、充當	一七
(1) 補助すべき精算額	一六	第一章 救護費用の徴收	一七
(2) 精算の爲めの控除金	一六	第一節 救護費用を徴收することを得る場合	一七
(3) 控除額に算入せざる収入	一六	一 費用を徴收を爲し得る者	一七
(4) 控除金の超過額	一六	二 費用を徴收せらるべき者	一七
二 公的救護施設の費用の補助方法	一六	三 徴收し得る費用及び其限度	一七
(1) 補助すべき精算額	一六	四 費用徴收の手續	一七
(2) 精算すべき費用	一六	五 徴收費用の時効	一七
(イ) 創設費の意義	一六	六 徴收費用の償還	一七
(ロ) 初度調辨費の意義	一六	第二節 救護費用を償還せしめ得る場合	一七
(ハ) 事務費の意義	一六	一 救護費用を償還を命じ得べき者	一七
(ニ) 精算の爲めの控除金	一六	二 費用の償還を命ぜらるべき者	一七
(三) 控除金に算入せざる収入	一六	三 償還を命じ得る費用及限度	一七
(四) 他の目的に利用する施設費用の控除	一六	四 費用償還の手續	一七
(五) 控除金の超過額	一六	五 費用償還の期間	一七
三 私的救護施設の費用の補助方法	一六	六 償還費用の時効	一七
(1) 補助金の返還	一六	七 償還費用に依る費用の充當	一七
二 補助金を返還せしめ得る場合	一六	第一節 充當を爲し得る場合	一七
		二 充當を爲し得る者	一七
		三 充當の遺留物	一七

救護法令詳解 條文索引

第一條	一三二—一三五	第十九條	一三二—一三五
第二條	一三三—一三九	第二十條	一三三—一三九
第三條	一三三—一四〇	第二十一條	一三三—一四〇
第四條	一三三—一四一	第二十二條	一三三—一四一
第五條	一三三—一四二	第二十三條	一三三—一四二
第六條	一三三—一四三	第二十四條	一三三—一四三
第七條	一三三—一四四	第二十五條	一三三—一四四
第八條	一三三—一四五	第二十六條	一三三—一四五
第九條	一三三—一四六	第二十七條	一三三—一四六
第十條	一三三—一四七	第二十八條	一三三—一四七
第十一條	一三三—一四八	第二十九條	一三三—一四八
第十二條	一三三—一四九	第三十條	一三三—一四九
第十三條	一三三—一五〇	第三十一條	一三三—一五〇
第十四條	一三三—一五一	第三十二條	一三三—一五一
第十五條	一三三—一五二	第三十三條	一三三—一五二
第十六條	一三三—一五三	附則	一三三—一五三
第十七條	一三三—一五四	救護法施行令	一三三—一五三
第十八條	一三三—一五五	第一條	一三三—一五三
		第二條	一三三—一五五



第三條	三九・四〇	第二十六條	一七〇・一七一
第四條	四一・四五	第二十七條	一六五
第五條	四七・五二	第二十八條	一六二・一六三
第六條	.....	第二十九條	一七二・一七七
第七條	八七・九〇	第三十條	一三九・一四〇
第八條	七八・九六・九七	第三十一條	六三・二〇六
第九條	八八・九七・一〇〇	第三十二條	一三九・一四〇
第十條	一〇二・一〇三	附則	二〇七
第十一條	九八・一〇〇・一〇四・一一四	●救護法施行規則	.....
第十二條	九一・一〇六	第一條	五八・六二・六三・六六・六七
第十三條	九三・九四・一一四・一六七	第二條	七一・一七三
第十四條	一〇一・一一四	第三條	.....
第十五條	一〇四	第四條	七二・一七三
第十六條	九五・一〇一・一〇四	第五條	七九・八〇・八一・八四・一七三
第十七條	一〇二・一〇四	第六條	六六
第十八條	一〇七	第七條	一一二・一七三
第十九條	八九・一一四・一二四	第八條	三三
第二十條	一一九・一三〇	第九條	一一三
第二十一條	九五・一〇七	第十條	七二・七六・一〇三・一〇七・一一三・一七三
第二十二條	一一二	第十一條	七三
第二十三條	一一〇	第十二條	一一八・一二九・一四八
第二十四條	一六一・一六三・一六四	第十三條	一七八・一八二・一八三・一八九
第二十五條	一六四・一六八・一六九	第十四條	一九四・一九五
		第十五條	六三・二〇八
		附則	二〇七

# 救護法令詳解

新井正三郎自治館 編著

## 總 說

### 第一 我邦に於ける救護制度の沿革

#### (1) 明治維新前に於ける救護制度

我邦に於ける救護制度の沿革は極めて古く、今を去ること千數百年前に創始せられた聖德太子の四院の施設の如きは、社會施設の濫觴とも云ふべきものである。次で文武天皇の御宇に至り太寶令（註II 現在太寶令として傳はつて居るは、元正天皇の養老二年之に修正を加へた養老令を云ふ）が發布せられ、茲に初めて國家の施設

總 說 我邦に於ける救護制度の沿革



て貧困者を救助する制度が認められたのである。

降つて奈良朝時代に至り、桓武天皇の朝、參議小野岑守の意見に基き、行旅病人を收養する爲め、續命院七宇を建て、且つ懸田百十四町を購ひ之が資用に供したるは、行旅病人救護制度の起源と云はれて居る。更に光明皇后の博愛施設に至つては我國史上異彩を放つ所である。平安朝時代と爲つても歴代天皇に於て、慈惠及び救護事業を深く宸襟を惱まし給ふたのであるが、醍醐天皇の御宇に於ける行路病者の收養及び食料の給與の如きは、最も顯著なるものである。

其の後武家政治の時代に至りても、賑恤救済は民心を繋ぐ妙策と考へられ、信長の南蠻寺施療病院、秀吉の施療院の設置のことあり、徳川時代に入つてからは、諸般の制度の完備に伴ひ、救護制度に於ても亦見るべきものが多い。彼の五人組の制度、浮浪者收容の溜の制度、病者に對する養生所の制度の如き、或は常平倉の設置の如きは其の主なるものである。

### (2) 明治時代に於ける救護制度

明治維新は總ての古き制度を破壊し新制度の樹立であつたが、之に伴ふ政治上及び經濟上の急激なる改革は、社會生活上にも甚大なる影響を與へ、貧困救護の必要が漸次切實となつたのである。従つて當時の政府に於ては救護制度の確立に著手し、先づ棄兒等の救済に關し明治四年に太政官達第三百號、更に同六年に太政官布告第七十九號(三子出産の貧困者養育料給與方)を制定し、續て同七年には我邦現行救護制度の根本を爲す太政官達第三百六十二號恤救規則の發布を見たのである。更に同十三年に至り太政官布告第三十一號備荒備蓄法を制定し、同

十五年には太政官布告第四十九號行旅死亡人取扱規則が發布せられたのである。然れども是等の布告は明治維新前に於ける制度の趣旨を踏襲したに過ぎないから、其の内容は極めて不完全であつて、單に應急の施設たるに過ぎなかつたのである。

故に政府に於ても救護制度に關し、根本的の政策を樹立するの必要を認め、明治二十三年に至り時の山縣内閣の内務大臣品川彌二郎氏に依つて第一回の帝國議會に窮民救助法案が衆議院に提出せられたのであるが、衆議院の特別委員會に於て種々議論を重ね、結局修正説五名、否決説四名に分かれ、之を本會議に報告した所本會議に於ては更に議論沸騰し、斯かる趣旨の立法は種々の弊害を伴ふ計りで、隣保相扶の情誼に委ねて何等の支障なき今日に於て、其の制度の必要がないと云ふ意見が大多數で、遂に否決の運命に逢つたのである。

併し特別救護法とも云ふべき行旅病人及行旅死亡人取扱法は、明治三十二年三月法律第九十三號を以て制定せられ、又罹災救助基金法は同年同月法律第七十七號を以て發布せられた。その他下士兵卒家族扶助令、癡兵院法、精神病者看護法及び癩豫防に關する法律は制定せられたけれども、一般的の救護制度に關する法律の制定を見る事が出来なかつた。

### (3) 大正時代後に於ける救護制度

歐洲大戰後に於ける物價の昂騰と其の後に於ける經濟界の不況は、一般國民に甚だしき生活難を來さしめ、時代の要求は防貧的の事業に重きを置くに至つたのである。従つて社會施設に關する法制としては、職業紹介法、住宅組合法、公益質屋法等の如き所謂防貧的のもののみが其の實現を見るに至つたのであるけれども、救護制度と



しては僅かに軍事救護法、精神病院法、結核豫防法等が實現されたに過ぎなかつたのである。併し近年に於ける經濟界の不況は、甚だしく貧困問題を深刻ならしめ、現今の世相は益々險惡を加ふる計りであつて、時代に適應しない彼の恤救規則にのみ依ることが出来なくなつた。而して救護制度の實現は漸く露命を繋ぐ多數の貧困者に一縷の光明と希望とを與へ、社會の不安を除く上に於て必要缺く可からざるに至つたのである。斯くして救護法案は漸く第五十六回帝國議會を通過し、昭和四年四月二日法律第三十九號を以て裁可公布せられたのである。

## 第二 救護法制定の理由

我邦現下の狀況を見るに經濟界の不況は、國民生活に大なる脅威を與へて益々之を窮迫ならしめ、貧困者特に自己の勞力に依つて生活することが出来ない老衰者、廢疾者、傷病者、幼者等は漸次其の數を増加しつゝある傾向であるが、是れが保護制度は未だ完全して居ないのである。唯だ救護制度として不備極まる恤救規則に依るの外なき状態である。故に速かに國家又は地方自治團體の義務的の救護主義を樹立し、現下の生活不安の根源を絶滅して、人心に安定を與ふる救護制度を設けることが社會政策上極めて緊要事となつた。

一般的救護制度の確立が遅れた原因は、二つの理由に基くものと考へられる。其の第一の理由は歐洲大戰後各國が防貧制度にのみ力を注ぐ趨勢であつたので、我邦に於ても亦積極的の福利施設は爲すべきであるが、救護(救貧)制度の如き消極的の制度は、其の必要を認めないと云ふ説が廣く信ぜられて居た結果である。其の第二の理

由は救護制度の樹立は必要であるが、若し一步を過るときは濫救の弊害を生ずるのみならず、國民の依頼心を助長せしめ國家及び地方財政を危殆にする虞れがある。故に輕々に救護制度を設くべきではないと云ふ議論が勢力を占めて居たからである。併し救護制度の完備する國に於ては防貧制度を尊重すべきであるが、我邦の如く救護制度の不完極まる國に於て防貧制度にのみ力を注ぐは社會政策として當を得たものと云ふことは出来ない。第一の理由の根據は薄弱であつて採るに足らない。亦た救護制度を樹立するに當り十分考慮を拂ふに於ては濫救の弊害等を豫防することが出来る。故に第二の理由に依り救護制度の確立を遅延せしむべきではない。

## 第三 救護法及び附屬法規の制定公布

### (一) 救護法の制定公布

政府に於ては豫て救護制度の確立に付き種々調査攻究を爲しつゝあつたが、社會の實情に鑑み昭和四年三月第五十六回帝國議會に救護法案を提出するに至つた。同法案に對し貴族院及び衆議院は共に滿場一致を以て之を通過せしめた。特に衆議院に於ては救護法の速かに施行せらるゝことを希望する結果「本法は昭和五年度より之を實施すべし」と云ふ附帶決議を爲したのである。斯くの如くして我邦に於ける劃期的の社會立法たる救護法は昭和四年四月二日法律第三十九號を以て制定公布せられたのである。

本法が法案として第五十六回帝國議會に提出せられた際に、衆議院に於ては本法の速かなる實施を希望する附帶決議を爲したことは前述の如くであるが、國家財政の關係上未だ其の施行を見るに至らなかつた。然るに目下



の経済界の不況は国民生活に甚だしき脅威を與へ、糊口に窮する者益々増加し、本法の施行を遷延することを許さない状態に在る。茲に於て昭和六年八月十日勅令第二百十號を以て、救護法を昭和七年一月一日より施行することとなつたのである。

(2) 救護法施行令、救護法施行規則の制定公布

救護法の施行に際し救護法施行令及び救護法施行規則を制定公布する必要に迫られ、昭和六年八月十日勅令第二百十一號を以て救護法施行令を制定公布し、尙ほ同月十一日内務省令第二十號を以て救護法施行規則を制定公布するに至つたのである。是等の附屬法規は何れも救護法の施行期日たる昭和七年一月一日より施行せらるべきことは言を俟たない。

第四 救護法の概要

救護法の内容は次章以下に於て詳細に説明する所であるが、一讀して其の概要を明瞭たらしむる爲め、左に其の要旨を掲ぐる。

- 一 救護を受くる者 救護を受くる者は次の四種である。即ち(イ)六十五歳以上の老衰者、(ロ)十三歳以下の幼者、(ハ)妊産婦、(ニ)不具癱疾、疾病、傷痍其他精神又は身體の障碍に因り勞務を行ふに故障ある者の四種で、是等の者が貧困の爲め生活することが出来ない場合にのみ救護を爲すのである。
- 二 救護を行ふ者 救護を行ふ者は救護を受くべき者の居住地の市町村長が原則で、居住地のないとき又は居住

住地が分明しないときは、其の現在地の市町村長をして救護を行はしむるのである。

尙救護を行ふに當つて漏救濫救の弊を防ぐ爲め、市町村に委員を設置して、市町村長の救護事務を補助せしむることが出来る。而して其の委員を設置する市町村は地方長官に於て市町村長の意見を徴して之を定め、其の委員は地方長官に於て選任又は解任する。

- 三 救護施設 救護は次に述ぶる如く、救護を受くべき者の居室に於て爲すを原則とするけれども、居室に於て爲すこと能はず又は居室に於て爲すを適當ならすとすときは養老院、孤兒院、病院等に收容して爲すことが出来る。而して是等の本法に依る救護を目的として設置する養老院、孤兒院、病院等を「救護施設」と謂ふ。但し救護は市町村長に限り之を行ふことが出来るのであるから、右に述べたる救護施設は市町村長の委託を受けて被救護者を收容救護するのである。

救護施設は市町村に於ても之を設置することが出来るが、道府縣及び私人も亦た之を設置することが出来る市町村及び私人の設置する場合には地方長官の認可を得なければならぬ。而して救護施設の設置又は設備の費用に對しては國庫及び道府縣の補助がある。

- 四 救護の方法 救護の方法は原則として被救護者の居室に於て之を爲すのである。之を「居室救護」と謂ふ。居室救護を爲すことが出来ぬとき又は居室救護を不適當とするときは道府縣、市町村又は私人の設置する養老院、孤兒院、治療病院等の救護施設に收容し、又は收容を委託し、若くは私人の家庭等に委託して救護を行はしむる。之を「收容救護」と稱する。



五 救護の種類 救護の種類は(イ)生活扶助、(ロ)醫療、(ハ)助産、(ニ)生業扶助の四種である。尙ほ被救護者が死亡した場合に埋葬を爲した者には埋葬費を支給する。埋葬を行ふ者が無いときは市町村長をして埋葬を行はしむるのである。

六 救護の費用 救護に要する費用は同一市町村に一年以上引續き居住する者に關しては其の市町村に於て之を負擔し、其の他の者に關しては道府縣の負擔と爲る。尙ほ負擔の衡平を圖る爲め、國庫は道府縣、市町村の負擔に對して補助を爲し、道府縣は市町村の負擔に對して補助を爲すのである。

## 第五 救護法と特別救護法との關係

### 一 行旅病人及行旅死亡人取扱法との關係

行旅病人及行旅死亡人取扱法は、行旅中の病者が療養することが出來ず、且つ之を救濟する者なき場合の救護及び行旅中死亡したる者の引取人なき場合に關する法律である。故に其の客體は事實上貧困者が多いのであるが其の立法の趣旨は貧富を問はないのである。従つて救護法と行旅病人及行旅死亡人取扱法とは、其の目的及び客體を異にするものと言はねばならぬ。

併し貧困者の救護に關しては救護法は一般的で、行旅病人及行旅死亡人取扱法は特別法の關係を有する。故に現在救護法に依つて救護を受くる者が、行旅中病氣に罹りたるも療養するに資力なく、且つ救護する者なき場合に於ては、行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り行旅病人として救護すべきもので、斯かる場合に於ては救護法に

依る救護は一時停止又は廢止すべきものと解する。又た貧困者が現に救護法に依り救護を受くると否とに拘はらず、行旅中死亡したるも引取人のない場合には、行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り行旅死亡人として處理すべきもので、救護法に依るべきものではないと解する。

### 二 精神病者監護法、精神病院法、結核豫防法、癩豫防に關する法律及び傳染病豫防法等との關係

是等の諸法は何れも救護を主要の目的とするものでないけれども、療養の方法なき貧困者に對し公費を以て醫療救護を爲すのである。故に貧困の病者に對して是等の法律と救護法と何れを先に適用すべきかと言ふ問題を生ずる場合がある。

是等諸法律中の傳染病豫防法及び癩豫防に關する法律の如く、病者を強制的に收容して療養せしむるものにおいて、救護法を適用することは出來ないから、是等の法律に依つて救護すべきである。併し救護が強制的でなく任意的である場合に於ては、何れを適用すべきかに付疑問を生ずるのであるが、救護法は一般法であり是等の諸法律は特別法であるから、此の點より特別の制度たる是等の諸法を適用すべきものと解するのである。

### 三 罹災救助基金法との關係

罹災救助基金法は府縣の全部又は一部に互る非常災害に罹りたる者に對し、必要なる生活の資料を給與して救助する法律である。故に非常災害の爲めに生活することの出來ない者は、罹災救助基金法に依つて救助を與ふべきものであつて、同法に依り救助する必要なき状態に復するも、尙ほ貧困の爲めに生活することが出來ず、且つ救護法の規定に該當する者は、救護法に依つて救護を行ふべきである。又現に救護法に依つて救護を受くる者が



非常災害に罹り救助の必要ある場合に於ては、罹災救助基金法に依つて救助すべきことは勿論である。

#### 四 北海道舊土人保護法との關係

北海道舊土人保護法は北海道の舊土人に對し、産業上の援助と一般的保護とを與ふるを趣旨とする法律である故に其の規定中には貧困なる舊土人に對し、生活扶助、醫療及び埋葬料の支給に關する規定がある。従つて貧困なる舊土人中には同法及び救護法とに依つて救護すべき者があるであらう。斯かる場合に於ては特別法と一般法との關係から、特別法たる北海道舊土人保護法が優先して適用されるものと解する。

#### 五 軍事救護法及び癩兵院法との關係

軍事救護法は傷病兵其の遺族、家族及び下士兵卒の遺族、家族等が現役兵の入營、下士兵卒の應召、傷病若は死亡又は傷病兵の死亡の爲め生活する事能はざる場合に於て是等の者に對し國費を給與して救護する法律である。

癩兵院法は戰鬪又は公務の爲め傷痍を受け又は疾病に罹り、増加恩給を受くる者にして救護を必要とする者を癩兵院に收容し、國費を以て終身之を扶養する法律である。

右兩法の趣旨とする所は國家に對し功勞ある者に名譽と地位を維持せしむる爲め、本人又は其の遺族、家族に對して相當なる救護を與へんとするのである。故に軍事救護法及び救護法の兩法を適用すべき者ある場合に於て何れを先に適用すべきかと言ふに、特別法たる軍事救護法を適用すべきものと解する。従つて救護法に依つて救護を受くる者が、後日に至り軍事救護法に依つて救護すべき資格を得るに至つたときは、救護法に依る救護を廢止して軍事救護法に依る救護を爲すべきものである。

## 本論

### 第一章 被救護者

#### 第一節 總説

救護を受くべき者即ち被救護者を如何にして定むるかは頗る重要な問題である。此點に關する立法例は種々の客體を包括し單一法則の態様を爲すものと、客體の種類に依り分別的法制の形式を採るものと二種に岐れて居る。明治七年太政官達第六十二號恤救規則に於ては「極貧の者獨身にて癩疾に罹り産業を營む能はざる者には一ケ年米壹石八斗の積を以て給與すべし、但獨身に非ずと雖も餘の家人七十年以上十五年以下にて其身癩疾に罹り窮迫の者は本文に準じ給與すべし」、「同獨身にて七十年以上の者重病或は老衰して産業を營む能はざる者には一ケ年米壹石八斗の積を以て給與すべし、但獨身に非ずと雖も餘の家人七十年以上十五年以下にて其身重病或は老衰して窮迫の者は本文に準じ給與すべし」、「同獨身にて疾病に罹り産業を營む能はざる者には一日米（男は三合女は二合）の割を以て給與すべし、但獨身に非ずと雖も餘の家人七十年以上十五年以下にて其身病に罹り窮迫の者は本文に準じ給與すべし」、「同獨身にて十三年以下の者には一ケ年米七斗の積を以て給與すべし、但獨身に非



すと雖も餘の家人七十年以上十五年以下にて其身窮迫の者は本文に準じ給與すべし」とありて、癱疾、疾病、幼弱等にて救護を要する者を総合的に包含するのである。併し被救護者の資格条件としては前述の如く(1)極貧なること、(2)獨身なるか又は獨身に非らざるも、餘の家人七十年以上十五年以下の者なること、(3)産業を営むこと能はざること、(4)癱疾、七十年以上の老衰、十三年以下の幼者、重病者たること等の制限がある。

救護法に於ては次節に述ぶるが如く総合的立法主義を採用したのである。而して被救護者の資格条件に關し、單に貧困のみを事由として救護するときは、徒らに情民を養成し遂に國家財政及び地方財政を危殆に陥らしむる虞れがあるから、適當の制限を設けたのである。

## 第二節 被救護者の資格条件及び種類

救護法は被救護者の資格条件及種類に付慎重なる考慮を拂ひ、我邦社會の實情に鑑み適當なる制限を設けた。

### 一 被救護者の資格条件

救護法に依る被救護者たる資格条件としては(1)法律が認めた一定の勞働能力欠缺者及び精神若くは身體の障碍に因り勞務を行ふに故障ある者が(2)貧困の爲め生活することが出来ない場合に限る。即ち救護法に依る救護を受くるには、左の二個の資格条件を併せて備へなければならぬ。

(1) 貧困の爲め生活する能はざる者でなければならぬ

救護法の被救護者たる第一の資格条件は先づ貧困と謂ふ原因の爲めに生活の出來ぬ者たることを要する。之

は救護を受くる資格の根本条件で、最も能く記憶しなければならぬ。

「貧困」とは如何なるものを謂ふか、他の救助が無ければ生活すること能はざる状態に在る者を極貧と謂ひ最少限度の衣食住を得るに過ぎざる状態に在る者を貧困と謂ふのが普通で、太政官の布告にも「極貧」の語を用ひて居る。然れば救護法の貧困とは其の孰れを謂ふか、或は其の貧困なるや否やは實際の事實に従ひ社會通念を以て決すべく、強て文字を以て之を表せば貧困とは日常の生活を維持するに必要な衣食住等の資料を得ることの出來ぬ状態に在る者を謂ふとの説もある。然れども社會通念は社會の状況の變化するに従て亦た變化するが故に、其の當時に於ける社會語としての貧困なる語の意義を定むる場合は格別、救護法の貧困の語を解するには之のみに依ることは出來ない。又日常生活を維持するに必要な衣食住の資料を得ることの出來ぬ状態に在るを謂ふとの説も、要するに他の救護が無ければ生活を爲すこと能はざる状態に在ること即ち所謂極貧といふと異ならない。惟ふに救護法が「貧困の爲」と謂へるは他の事由に因て生活すること能はざる場合と區別するが爲めに外ならないので、例之ば地震、饑饉、暴風雨、洪水等の一般的災害に因り生活し能はざること、又は憤懣、悲哀、激昂、失望、厭世等精神的の衝動に因りて生活を脅威することの如き、若くは他人に數日監禁せられ生活し能はざる如き、貧困に因りて生活し能はざるに非ざるものと區別し、是等の貧困に非ざる原因に因りては縱令ひ生活し能はざるも之を救護せず、唯だ貧困の一事のみに因りて生活し能はざるもののみを救護せんとするに在る。故に救護法の貧困とは其者の日常生活の必要物資の個人的窮乏の事實を謂ひ、而して之に因りて生活し能はざる事實あるを以て足り、必しも社會的通念に依り又



は科學的攻究に依り、若くは極貧と否とを區別するが如き必要は全然ない。要するに一般的災害又は精神的衝動若くは監禁の如き原因に因る生活不能に非ずして、全く貧困と謂ふ原因に因る生活不能のみを救護するので、其の貧困が生活不能の程度に在るを以て足りる。

貧困の事實の存在を認定するには其の個人を標準とすべきか又は世帯を標準とすべきかの問題がある。或は我邦に於ては古來家族制度が發達し常に家族が消費の單位と爲れると及び社會通念より見るも世帯を標準とすべきは當然であるとの説もある。「世帯」なる語の意義は法律的には明瞭を缺き、又た右の説に於ても民法の家と世帯とを混同せるものゝ如く其の解する所の意義も明瞭でないが、所謂世帯とは必しも民法上の家を意味するものでなく、一家に屬する家族でも戸主と遠く離れて別に一世帯を持つ者もあるべく、家族相互の間にも各別に世帯を持つ者もあるべく、又は全く戸主が家族の關係なき者と一所に寢食して一世帯を構成することもある。然れば民法上の一家の者にしても世帯を別にして各貧富の程度の著しく異なるものもあり一世帯中の者にても戸主、家族、夫婦、兄弟姉妹等の關係なく全く他人にして從て貧富の程度同じからざる者もある。殊に一世帯中の者の間に扶養義務の關係なきときは財産は共通でないから貧富の差あるは勿論である。其の互に扶養義務の存する場合に於ても、扶養義務者が扶養を爲し得るが爲めに救護法が救護を爲さざるは同法第二條の特別規定の存する爲めであるから、第一條のみの規定の上では其の一人のみに付て貧困の爲め生活すること能はざるときは、其の者には救護の資格は確實に存在する。扶養義務者が在つて扶養を爲し得るが爲めに救護せざるは第二條適用後のことで、第一條の解釋としては其の一人が貧困で生活不能で

あれば被救護者たる第一の條件は立派に存在する。從て貧困なるや否やの標準も其各人に就て觀察すべきもので必しも世帯を標準とすべきものでない。實際は兎も角も議論としては斯く解釋することが出来る。

「生活すること能はざるとき」の意義に付ても議論がある。如何なる状態に在るを以て生活すること能はざるものと謂ふべきか、或説に於ては是亦た社會通念を以て決定するを適當とし之が爲めに救護法に於ては社會通念を以て決定すべき實際問題としたと説明して居る。然れども生活し能はざると謂へることは一定不動の事項で、社會の變遷するに從て生活し能はざると謂へることに變更を生ずべしとは考へられない。然かも社會通念なるものは社會状態の推移變遷するに從て變更するものなるを以て、此の隨時變更すべき通念を以て終始一定の事項たる生活不能の意義を解するに用ゆる必要はない。而して生活すること能はずとは其語の示す如く其の状態を其儘持續すれば生命を危殆に陥らしむべきことを謂ふと爲すを以て足りる。

(2) 被救護者たる第二の資格條件は第一條件の貧困の爲め生活すること能はざるときの外、第二に法律が定めたる一定の資格に該當するものでなければならぬ。

救護法の救護を受くべき資格條件の第一は右に述べたる貧困の爲め生活すること能はざる者でなければならぬが、更に貧困の爲め生活すること能はざる者でも(1)六十五歳以上の老衰者か、(2)十三歳以下の幼者か、(3)妊産婦か、(4)不具癱疾、疾病、傷痍其の他精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者かの四者でなければならぬ。故に貧困の爲め生活し能はざる者でも壯年にして勞働能力を有する失業者や、勞働能力を有しながら勞働を嫌忌する如き者は、別個の制度に依て救濟せらるることあるべきも救護法に依ては



救護せられぬのである。蓋し斯かる制限を設けたるは濫救の弊なきを期し情民助成を排せんが爲めである。

## 二 被救護者の種類

救護法に依る被救護者の資格の二個の条件は前項に述べたる如くであるが、其の第二の条件に當る者には絶對的のものと相對的のものがあるので、其の立法上の便宜と規定の了解及び理論上の便宜から之を四つに區別した。之が被救護者の種類を生じたる所以で、即ち左の通りである。

- 一 六十五歳以上の老衰者
- 二 十三歳以下の幼者
- 三 妊娠婦
- 四 不具瘵疾、疾病、傷痍其他精神又は身體の障碍に因り勞務を行ふに故障ある者（法一一項）

### (一) 六十五歳以上の老衰者

六十五歳以上の老衰者にして貧困の爲め生活すること能はざる者は總て救護法に依りて之を救護する。救護法が老年者の年齢を六十五歳以上としたのは、我邦に於ける國民保健の現状より見て此の年齢に達した者は多くは老衰して勞務を行ふことの不能なるものと推定したる生理的の理由より來つたものである。

法律は「六十五歳以上の老衰者」と規定するから、六十五歳以上にして且つ老衰者でなければならぬ。従て六十五歳以上でも老衰者でない者は救はれず、老衰者でも六十五歳以上の者でなければ老衰者としては救はれない。即ち六十五歳以下の老衰者は精神耗弱又は身體虛弱の著しき者にして初て救はれる（令二三號）。

救護法第一條第四號に「疾病」に因る者を規定し、同條第一號に別に「老衰者」を規定したから老衰者は疾病の中に含まない。故に六十五歳以下の老衰者は疾病に因る勞務に故障ある者としては救はれず、老衰者としては六十五歳以下なるが故に救はれず。結局六十五歳以下の老衰者は精神耗弱又は身體虛弱の著しき者に非ざれば救護法は之を救護しない。以上は蓋し普通の解釋である。

併し吾輩は茲に一の議論を有て居る。救護法第一條第二號の十三歳以下の者には「十三歳以下の幼者」とあり「幼者」と規定して居る。十三歳以下の者の幼者なることは勿論であつて、「幼者」と謂はざるも「十三歳以下の者」と謂ふを以て足りる。然るに故らに「幼者」と謂へるは文辭が非法律的是であるが文藝的である。本條の立法が斯くの如く文藝的であるが故に第一號の「六十五歳以上の老衰者」と謂へるも亦た之と同一筆法で「六十五歳以上の者」と謂ふを以て足れる所を故らに文藝的に「六十五歳以上の老衰者」と書いたものとも解せらるゝ。果して然りとすれば「六十五歳以上の老衰者」とは謂ふものゝ之は文章の綾で、法律的の正味の所は「十三歳以下の幼者」と謂つたと同じく「六十五歳以上の者」との意味と爲り、其の結果は實際に於て老衰者たるを否とを問はず、苟も六十五歳以上の者たる以上絶對に救護せらるゝことゝ爲り、前の普通の解釋と大相違が生ずる。

以上は「十三歳以下の幼者」と書いた第二號の規定の語辭より推して解する所である。更に之を理論より解するに、若し救護法が勞働能力なき老衰者のみを救護せんとするものとすれば、(一)六十五歳以上以下を問はず勞働能力なき老衰者は救護しなければならぬ。然るに六十五歳以上の老衰者のみに限りたるは理論



に矛盾がある。六十五歳以上の者を悉く救はんとなればこそ年齢の制限を定めたのであらう、否らざれば年齢の制限は要らぬ。(2)労働能力なき者のみを救護せんとするものとせば、十三歳以下の者でも労働能力ある者の存することは想像が出来るから其者は救護しない筈であるのに第二號は苟も十三歳以下の者たる以上労働能力があつても救護する、此處にも明かに理論の矛盾がある。此の二個の矛盾を避けんとするには十三歳以下の者は絶対に救護すると同じく六十五歳以上の者は絶対に救護するものとしなければならぬ。従て「六十五歳以上の老衰者」と謂ふは「十三歳以下の者」といふと同じく「六十五歳以上の者」と解さねば理論の矛盾を避けることが出来なくなる。此點は何としても言抜けが出来まい。更に又た之を立法の體様より見るも第一號乃至第三號は絶対的の被救護者を列記したもので、即ち(1)六十五歳以上の者(2)十三歳以下の者(3)妊産婦で、是等の者は何等事實の認定を要せず、六十五歳以上たること、十三歳以下たること、妊産婦たることの事實のみを以て直ちに救護せらるゝ資格がある。法文は第一條の第一號乃至第三號に此の絶対的の三者を規定し、第四號に至て勞務を行ふに故障があつて初めて救護せらるゝ相對的の被救護者を規定したのである。蓋し法律は六十五歳以上の者は我邦國民の生理状態より觀察して十三歳以下の者及び妊産婦と同じく労働能力の欠缺せるものと推定し、何等事實の認定を要せず一定の年齢に達せるを以て被救護者たるべきものとし、之を第一條第一號乃至第三號に列記したのである。然れば此の立法の順序、體様、狀況より見るも六十五歳以上の者は老衰者たることを問はず救護せらるゝのである。「老衰者」と規定したるは「十三歳以下の幼者」の「幼者」と謂へると同く文藝的の綾であると解するの必しも不當ではなく、「老

衰者」の語に付て施行令第二條の如き説明的規定なきは愈々單純の文藝語であることが想像さるゝ。

六十五歳以上の老衰者は絶対的の被救護者であるから、救護の條件に變化なき限りは生存中救護せらるゝ、但し救護の條件が滅失するときは其の資格を失ふから救護は廢止せらるゝ。即ち(1)貧困の狀況を脱し生活することを得るに至れるときは救護を受くべき事由消滅して救護は廢止せらるゝ(2)六十五歳以上の者でも老衰者に限り救護せらるゝとの説に依る場合に於ては其者が老衰を回復したるときは亦た救護は廢止せらるゝ。但し六十五歳以上なるときは老衰と否とに拘らず絶対に被救護者であるとの説に依れば老衰を回復しても仍ほ救護せらるゝ(3)被救護者の扶養義務者が扶養を爲すことを得るに至れるときは救護法第二條に依り救護は廢止せらるゝ(4)被救護者が救護法第二十九條に依り市町村長又は救護施設の長の處分に従はざるとき、故なく檢診又は調査を拒みたるとき、性行著しく不良なるとき又は著しく怠惰なるときに市町村長が救護を爲さざるものとしたるときも亦た救護は廢止せらるゝ。

## (2) 十三歳以下の幼者

十三歳以下の幼者にして貧困の爲め生活すること能はざる者は救護法に依りて義務として之を救護する。蓋し十三歳以下の者は一般に精神及び身體の發達不充分にして生活を爲し得べき労働能力なく、之を放任すれば看殺しにするの外なく、人道及び社會政策上之を救護する必要があるに因る。或は斯る幼者に對して生活の保障と義務教育を受くる機會とを與へ以て次代の國民たる幼者の健全なる發達を圖らんとする趣旨に出でたとの説もあるが、救護の趣旨は義務教育の機會を與へたり次代國民たる幼者の健全なる發達を圖らんとす



るが如き助成の趣旨でなく、之を放棄すれば生活を爲すことが出来ず結局看殺しにするの外なき悲惨なる境遇より救はんとするに在りて國庫が其費用を補助し、公共團體が義務として之を救護するも之が爲である。

救護法第一條第一號には「十三歳以下の幼者」とあつて「幼者」とある。十三歳以下の者の幼者なるは勿論で、必しも「幼者」と謂ふの必要なく單に「十三歳以下の者」といふを以て足りる。故に「幼者」といふは不用の語で結局文句の綾に過ぎない。決して十三歳以下の者の中の幼児のことに限るの意ではない。

十三歳以下の者でも體力壯者を凌ぎ労働能力の充分なる者も存することは想像が出来る、然れども法律は斯かる例外の者に頓着なく、苟も十三歳以下の者たる以上悉く労働能力なきものと看做し而して貧困の爲め生活し能はざる者は悉く之を救護すべきものとした。故に之を救護する爲めには貧困にして生活し能はざる条件の外は何等事實の認定の要なく、十三歳以下なるの一事のみに因りて救護の資格は充分で絶對的の被救護者である。従て體力壯者を凌ぎ労働能力充分なる者でも苟も十三歳以下なる以上貧困にして生活し能はざるときは之を救護しなければならぬ。十三歳以下の幼者中一歳以下の幼者が被救護者たる場合に於て居宅救護を受くるとき、市町村長が其の哺育上必要ありと認むるときは救護法第十二條に依り幼者と併せて其母の救護を爲すことが出来る。但し此の場合は施行令第二十二條に依り其子の一歳以下なる場合に限るのである其の子と併せて母を救護する場合即ち母子救護の場合に於ては子に付ては貧困の爲め生活すること能はざるの條件を要するは勿論であるが、母に付ては子が現に被救護者たること、子が一歳以下なること、市町村長が哺育上必要ありと認めたることの外は貧困の爲め生活すること能はざる条件を要せざるのみならず、六十

五歳以上、十三歳以下、妊産婦、不具瘵疾等に因る勞務を行ふに故障あることをも要さない。

十三歳以下の幼者も其の救護を受くべき事由が消滅するときは被救護者の資格を失ひ其の救護は廢止せらる。即ち(1)貧困の状態を脱して生活することを得るに至れるとき(2)十三歳以上と爲れるとき(3)扶養義務者が扶養を爲し得るに至れるとき(4)被救護者が救護法第二十九條に依り市町村長又は救護施設の長の處分に従はざるとき、故なく檢診又は調査を拒みたるとき、性行著しく不良なるとき又は著しく怠惰なるときに市町村長が救護を爲さざるものと爲したるときは救護は廢止せらる。

母子救護の場合に於ては(1)被救護者たる幼者が前項に述ぶる所に依りて救護を廢止せらるゝときは母も亦た救護を廢止せらるゝが(2)仍ほ子が一歳以上に達したるときは子は依然被救護者たるに拘らず母の救護は廢止せらるゝ。何となれば母は子が一歳以下の場合に於てのみ併せて救護せらるべきものであるからである。(3)其他前項(4)の場合に於ても亦た母の救護は廢止せらるゝ。

(3) 妊産婦

妊婦又は産婦は貧困の爲めに生活し能はざるときは救護法に依りて之を救護する、妊婦とは子を懐胎せる婦女を謂ひ、産婦とは分娩を爲したる婦女を稱し、此の二者を合して「妊産婦」と謂ふ。妊産婦は、普通の場合に於ては労働能力者であるけれども、分娩の前後一定の期間は生理上及び保健上一時労働能力を失ふか又は一時労働を休みて靜養する必要がある。故に妊婦又は産婦を救護するは、母性の保護上又は幼兒の發育上極めて必要なことであるから、救護法は妊産婦を被救護者の範圍に包含せしめたのである。併し妊産婦の



保護に關して規定したのは救護法が最初ではなく、既に工場法第十二條、同施行規則第九條、鑛業法第七十條、鑛夫勞役扶助規則等に於て、出産前後の婦女子の一定期間の勞働を禁じて居る。又た健康保險法第五十條、同法施行令第八十條に於ては分娩費及び一定期間の出産手當金を支給すべき規定を設けて居る。救護法は是等の法令に倣ひ其の内容を益々積極的ならしめたのである。

救護法に依り妊産婦を救護するは、工場法及び鑛業法の如く勞働者の保護を完ふせんとするのではなく、又た健康保險法の如く之を權利として認めたものでないから、妊産婦を救護すべき期間は一般に妊産婦が安靜を要すべき最少期間に止めたのである。故に救護法施行令第一條に於て妊産婦を救護すべき期間を分娩の日前七日以内、分娩の日後二十一日以内とした。若し分娩の日が其の豫定日より後れたときは分娩の日前の期間を七日以内延長することが出来る(令一)。

分娩の豫定日は醫學上の學說に依れば最後月經の第一日に九ヶ月を加へ、仍ほ之に七日を加へたる日にして、例へば最後月經の第一日が一月一日とすれば分娩の豫定日は十月八日である。而して妊婦を救護すべき期間は分娩の日前七日であるから前例を以てすれば十月一日より同七日までを前期とし、其の以内に於て五日でも四日でも市町村長が適宜に之を決定するのである。若し分娩の日が右の豫定期日より後れたときは更に救護期日を七日以内延長することが出来る。故に妊婦の救護期間の最長期は通例七日以内、分娩の後れたる場合更に七日以内にして最も長きもので通じて十四日以内である。

分娩の豫定日は實際相違するも二三日にして、七日以上の相違を來たすことは眞に稀であるが、併し十四

日以上の相違ありたる場合は如何にすべきか。妊婦の救護期間は最長十四日であるから、之を超へたる場合には法律は救護期間を與へて居ない。救護期間を與へられないのに救護するは違法である。然かも妊婦の場合には救護は既に開始せられて而して其救護中に分娩が後れたのであつて、分娩が後れば後れる程實際に仍は救護の必要がある。然れば救護期間が経過したとの理由を以て救護を廢することは出来ない。分娩の日までは之を救護するの外はない、故に此の分娩の後れたる場合は法律が分娩あるまで延長することを得るものと規定したりしならば何等の差支も生じないのであるが、七日以内延長することを得るものとし日數を限定したるを以て、實際に於て救護期間外に仍ほ救護を要するが如き場合を生ずる。但し斯くの如き場合は事實上稀である。

産婦の救護期間は分娩後二十一日以内である。故に市町村長は此の期間内に於て適宜に救護の期間を定むる。此の場合には期間の延長は許されないから産婦の救護期間は最長二十一日間である。但し市町村長は一旦二十一日内に於て期間を定めても、必要あるときは通じて二十一日内を超へざる期間内に於て自己の定めたる期間を延長することは妨げない。

妊産婦は右の救護期間内は勞働能力の欠缺者として法律が絶対的被救護者と認めたのであるから、妊産婦たるの事實あり而して貧困の爲め生活すること能はざる以上は、市町村長は絶対に之を救護しなければならぬ。但し扶養義務者が扶養を爲し得るに到り、又は救護法第二十九條の事由あるときは此の限りでないことは勿論である。



妊産婦も亦た其の救護を受くべき事由が消滅するときは其の救護は廢止せらるゝ。即ち(1)貧困の状況を脱し生活し得るに至れるとき(2)救護期間を経過したるとき(3)扶養義務者が扶養を爲し得るに至れるとき(4)救護法第二十九條に該當するに至れるときは其の救護は廢止せらるゝ。

(4) 精神又は身體の障碍に因り勞務を行ふに故障ある者。

六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者、妊産婦の外、不具廢疾、疾病、傷痕其の他精神又は身體の障碍に因り勞務を行ふに故障ある者にして貧困の爲め生活すること能はざる者は、救護法第一條第四號に依りて救護せらるゝ。

本號の救護すべき事由は精神又は身體の障碍に因りて勞務を行ふに故障ある者で、不具廢疾、疾病、傷痕は精神又は身體の障碍ある者の例示である。故に不具廢疾、疾病、傷痕は何れも精神又は身體に故障あるものと法律が認定したものである。但し其の何れでも之に因りて勞務を行ふに故障あることの條件を要する。故に不具廢疾、疾病、傷痕其の他精神又は身體に障碍ある者でも勞務を行ふに故障が無ければ救護されない。不具廢疾の意義に付ては從來の法令の規定は區々にして一定しない。例へば恩給法施行令第二十四條に於ては不具廢疾を七種に區別し、「常に就床を要し且介護を要するもの」を不具廢疾の程度の高きものと爲し「一側拇指及示指を全く失ひたるもの」を其の程度の低きものとした。又た所得税法施行規則第九條に於ては不具廢疾の意義を「心神喪失の常況に在る者、聾者、啞者、盲者其他の他重大なる傷痕を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者」と規定してあるから、程度の稍高き不具廢疾のみを指したのである。

救護法に於ては「不具廢疾、疾病、傷痕」等に付て何等の定義又は説明、解釋等を爲して居ないが、「不具廢疾」には生れながらのもの即ち先天的のものもあり、疾病、傷痕の結果に爲る後天的のものもある。「不具廢疾」と「疾病、傷痕」の區別は、前者は先天的以外のものは疾病、傷痕の固定したもので、後者は疾病、傷痕の發作中のものである。前者は死火山の如く、後者は燃焼中の活火山の如きものである。

不具廢疾、疾病、傷痕其の他精神又は身體の障碍に因り勞務を行ふに故障ある者は救護せらるゝことは前述の如くであるが、救護法は其の事由の範圍及び程度は勅令を以て之を規定することとし(法一〇二項)救護法施行令は左の如く定めた。

第二條 救護法第一條第一項第四號に掲ぐる事由の範圍及程度左の如し。

- 一 不具廢疾にして常に介護を要するもの又は自用を辨するに過ぎざるもの。
- 二 疾病又は傷痕にして就床を要し又は長きに亙り安靜を要するもの。
- 三 精神耗弱又は身體虛弱の著しきもの。

故に此規定がなければ市町村長は勞務を行ふに故障あるや否やの認定をせねばならぬが、此の規定に依りて法律が認定して居るから此の規定に適合する以上勞務を行ふに故障あるや否やの認定を爲すを要せず當然故障あるものとするに妨げない。併し果して不具廢疾なるや、疾病、傷痕のものなるや否やは認定を要し、又た介護を要するや、自用を辨するに過ぎざるや、就床を要するや、安靜を要するや、精神耗弱、身體虛弱の著しきや否やは認定せねばならぬ。第一號の「老衰者」に付て右の如き規定なきは不思議である。



寒胃は一種の疾病にして病熱があれば醫學上就床を要する、故に貧困にして生活を爲すこと能はざる者に於て寒胃に罹り就床を要するときは、二三日にして治癒する見込充分なる者でも右の規定に依れば法律上の議論としては救護せねばならぬ。

精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者でも、其の救護を受くべき事由が消滅すれば救護は廢止せねばならぬ、即ち(1)貧困の狀況を脱し生活を爲すことを得るに至れるとき(2)不具癱疾者が介護を要せず又は自用以外の用務を辨じ得るに至れるとき、疾病、傷痍者が就床を要せず又は長き安靜を要せず、精神耗弱者、身體虛弱者が耗弱虛弱の著しからざるに至れるときは不具癱疾、疾病、傷痍、精神耗弱、身體虛弱が仍ほ存する場合に於ても救護は廢止せらるべきものである(3)扶養義務者が扶養を爲し得るに至れるとき(4)救護法第二十九條に該當するに到れるときは救護は廢止することを得る。

### 第三節 救護法と失業者

救護法に失業者を包含せしめて之を救護するの可否に付ては議論の存する所である。故に我邦に於て救護法を制定するに際し、此の問題に付き種々攻究を重ねたことは勿論であるが、諸種の事情を考察した結果失業者を除外し、全然勞働能力を缺く者又は勞働に障礙ある貧困者の救護のみに限つたのである。故に救護法第一條に列記する被救護者は、何れも勞働能力に障礙ある者のみであつて、勞働能力に何等の故障なき失業者を包含しないのである。従つて救護法が施行されても失業者の救済には直接の關係はないと言はねばならぬ。

併し社會の實狀を精細に觀察するときは、救護法と失業者とは密接の關係を有するものと言ひ得るのである。蓋し今日所謂失業者中には、勞働能力を有するも勞働するに業なき眞の失業者と、勞働能力を缺き又は勞働に障礙ある者、即ち救護法の被救護者たるべき資格ある者とがある。故に救護法が愈々實施せらるゝに至らば、後者は當然救護法に依つて救護せられ、眞の失業者のみが救護法の救護を受けない結果となるは當然である。

### 第四節 被救護者と其の扶養義務者との關係

#### 一 扶養義務の意義

救護法に依つて救護を受くべき者は、第二節に述べたる老衰者、幼者、妊産婦、不具癱疾者、傷痍者、精神耗弱者、身體虛弱者が、貧困の爲め事實上生活することが出来ない場合であるが、是等の者に扶養義務者があつて扶養の能力を有するときは、其の扶養義務者に扶養せしむるので、救護法に依つて救護しないことを原則とする。是れ我邦の民法が家族制度を採用する當然の結果であらねばならぬ。

民法上の扶養義務とは、自己の資産又は勞働に依つて生活し得ない者又は自己の資産に依つて教育を受くることの出来ない者に對し、扶養義務者が其の生活資料を給し、又は之を引取つて之を養育し、若くは教育を受けしむる義務を謂ふのである。而して民法に於ける扶養義務者の範圍に付ては、同法第七百四十七條に「戸主は其の家族に對して扶養の義務を負ふ」とあり、同法第七百九十條に「夫婦は互に扶養を爲す義務を負ふ」とある。又同法第九百五十四條に「直系血族及び兄弟姉妹は互に扶養を爲す義務を負ふ、夫婦の一方と他の一方の直系尊屬



にして其家に在る者との間亦同じ」とありて、扶養義務者の範圍は明かである。而して扶養義務者が數人ある場合に、其の義務を履行すべき者の順位は、同法第九百五十五條に依り第一配偶者、第二直系卑屬、第三直系尊屬第四戸主、第五夫婦の一方と他の一方の直系尊屬にして其の家に在る者、第六兄弟姉妹、此の順序に依つて扶養義務を履行せねばならぬ。若し同順位の扶養義務者數人あるときは、同法第九百五十六條の規定に依り各其の資力に應じて其の義務を分擔するのである。

## 二 救護と扶養義務との關係

我民法が扶養義務を認めたるは言ふまでもなく、人倫の常道と徳義の觀念を基本とする我邦古來の家族制度を維持する爲めである。若し救護法が民法の認むる扶養義務を顧みずして救護を爲すに於ては、國又は公共團體は義務なき費用を支出し、家族制度は破壊せらる。故に救護法第二條前段に於て「前條の規定に依り救護を受くべき者の扶養義務者扶養を爲すことを得るときは之を救護せず」と規定し、他に之を扶養すべき義務者あるときは先づ其の者をして扶養せしめ、救護法に依る救護は實際に救護の必要ある場合に限つたのである。

併し扶養義務者あるときは其の者に扶養の能力あると否とに拘はらず、之を救護しないものとするときは、實際救護を要すべき者が救護法に依る救護を受くることが出來ず、亦扶養義務者よりも扶養を受くることが出來ない場合もあるであらう。之に反し扶養義務者に扶養の資力ある場合にのみ扶養を爲すべきものとするときは、扶養義務者は救護法に依る救護を望み、扶養に要する資力を得る方法を講じないと云ふ弊害が生ずるに至るであらう。故に救護法は此の點に關し第二條中に「扶養することを得るときは」と規定したのである。従つて扶養義務

者が自己の資産に依り扶養し得る場合は勿論、現在は扶養すべき資力なくとも、自己の勞務に依つて扶養し得る資力を得べきときは救護を爲さないのである。

前述した如く扶養義務者に扶養の能力ある場合に於ては救護を爲さないことを原則とするのであるが、要救護者に急迫の事情があつて、之を放置することが出來ないときは、例外として之を救護するのである。例へば扶養の能力ある扶養義務者あること明かなれども、其の扶養義務者が遠隔の地に在る爲め、直ちに扶養を爲し得ない場合に、救護を爲さなざるときは要救護者の生存を害する様な場合である。故に救護法第二條但書に於て「但し急迫の事情ある場合に於ては此の限に在らず」と規定せるは、即ち例外の場合を示したのである。

## 第五節 民法の扶養の義務

救護法第二條は民法の扶養義務者に付き規定して居るから、民法の扶養の義務を明かにする必要がある。

### 一 扶養義務者

扶養義務者即ち扶養の當事者は左の通りである。

- 1 戸主 戸主は其の家族に對して扶養の義務を負ふ(民七四七)。
- 2 夫婦 夫婦は互に扶養の義務を負ふ(民七九〇)。
- 3 直系血族及び兄弟姉妹 直系血族及び兄弟姉妹は互に扶養を爲す義務を負ふ(民九五四一)。
- 4 夫婦の一方と他の一方の直系尊屬 是等の者が其の家に在るときは互に扶養を爲す義務を負ふ(民九

本論 被救護者 民法の扶養の義務



五四二)。

## 二、扶養義務を履行すべき順序

扶養の義務を負ふ者数人ある場合に於ては、其の義務を履行すべき者の順序は左の如くである(民九五五1)。

- 1 配偶者
- 2 直系尊屬
- 3 直系尊屬
- 4 戸主
- 5 夫婦の一方と他の一方の直系尊屬
- 6 兄弟姉妹

直系尊屬又は直系尊屬の間に於ては、其の親等の最も近き者を先にする(民九五五2)。同順位の扶養義務者数人あるときは、各々其の資力に應じて其の義務を分擔する。但し家に在る者と家に在らざる者との間に於ては、家に在る者先づ扶養を爲すことを要する(民九五五六)。

## 三 扶養権利者の順序

扶養を受くる権利を有する者数人ある場合に於て、扶養義務者の資力が其の全員を扶養するに足りないときは、扶養義務者は左の順序に従ひ扶養を爲すことを要する(民九五五七)。

- 1 直系尊屬
- 2 直系尊屬
- 3 配偶者
- 4 夫婦の一方と他の一方の直系尊屬
- 5 兄弟姉妹
- 6 前五號に掲げたる以外の家族

扶養義務者の資力が其の全員を扶養するに足るときは、其の全員を扶養しなければならぬ。直系尊屬又は直系尊屬の間に於ては、其の親等の近き者が先づ扶養を受くる(民九五五七2)。

同順位の扶養権利者数人あるときは、各々其の需要に應じて扶養を受くる。但し家に在る者と否らざる者との間に於ては、家に在る者が先づ扶養を受くる(民九五五八)。

## 四 扶養の義務の發生

扶養の義務は扶養を受くべき者が、自己の資産又は勞務に依つて生活を爲すことが出来ないとき、又は自己の資産に依つて教育を受くることが出来ないときにのみ存在するのである。兄弟姉妹の間に在りては扶養を受くる必要が、之を受くべき者の過失に因らずして生じたときのみ存在する。但し扶養義務者が戸主であるときは格別である(民九五五九)。

## 五 扶養の程度及び方法

扶養の程度は扶養権利者の需要と扶養義務者の身分及び資力とに依つて之を定むる(民九六〇)。扶養の方法は扶養義務者の選擇に従ひ、扶養権利者を引取りて之を養ひ、又は之を引取らずして生活の資料を給付すべきである。但し正當の事由あるときは、裁判所は扶養権利者の請求に因りて扶養の方法を定むることを得るのである(民九六一)。

## 第六節 救護の申請

救護法に依る救護は市町村長が申請に依つて之を爲すことを原則とするけれども、市町村長に於て必要ありと認むるときは、救護の申請がなくとも救護を行ふべきものである(規七2)。此の場合は實際に於て救護事務に關



する市町村の補助機關たる委員の調査報告に基くことが多いであらう。

救護の申請は本人又は其の親族其の他の縁故者より之を爲すべきものである。而して其の申請には左の事項を具備しなければならぬ(規七)。

- 一、救護を受くべき者の氏名、生年月日 救護の申請に救護を受くべき者を指示することを要するは勿論である。生年月日は六十五歳以上の者なるか又は十三歳以下の者なるかを知る爲めに必要である。
- 二、居住地及居住期間又は現在地 救護は救護を受くべき者の居住地の市町村長が之を行ふを原則とするから申請に之を具備すべきである(法三前段)。居住の期間は救護費の負擔に關係するを以て之を明かにする必要がある(法一八乃至二〇)。又現在地は救護者に居住地なきとき又は居住地が明かでないときは、其の現在地の市町村長が救護を行ふのであるから、之を明かにする必要がある(法三後段)。
- 三、救護を受くべき事由 救護法に依つて救護を爲すべき者に付ては本章第二節に於て述べた如く、貧困の爲め生活すること能はざる者で(一)六十五歳以上の老衰者、(二)十三歳以下の幼者、(三)妊産婦、(四)不具廢疾、疾病、傷痍其の他精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者等である(法一)。故に救護の申請には右事由の何れに依つて救護を求めるかを明かにせねばならぬ。

## 第二章 救護機關

### 第一節 總說

救護機關とは被救護者に對して救護を爲す行政組織上の機關を謂ふ。救護法に於ては市町村長及び委員である我邦に於ては自治制上の市町村長を國の行政機關として各種の國家事務を行はしむるものが頗る多い。蓋し市町村長は自治制上の自己固有の事務を行ふに其力既に剩す所なきに拘らず、次から次へと新令の發する毎に、多くは一般民衆に接する國家の事務を兼攝して然かも過誤なきを期する責任は甚だ大なるものがある。今日の實際に於て、私法上の公示の實行は悉く登記所の吏員に負はせ、債券の賣出しから各種集金の事務—銀行事務の如きことまで扱ふ郵便局は頗る多忙であるが、是等の事務は多くは一定の種類に屬するに反して市町村長の事務は複雑多岐に亙り常に其の事務の爲めに忙殺せらるゝ實狀である。故に私見を以てすれば市町村長の事務は此の以上多く負擔せしめざるを可なりと信ずれども、(1)現に貧困者の救助は市町村長に於て法規に準じ若くは任意に之を行ひつゝあるのみならず(2)市町村長は其の管内の居住者の事情に最も能く通曉し且つ(3)救護法に於ては救護費用の一部を其の市町村長の屬する市町村に於て負擔すべきものとせるが故に救護事務を行ふ者としては市町村



長を以て最も適當とする。故に救護法に於ては市町村長は其の事務甚だ多きに拘らず國の機關として救護事務を行はしむることゝした。従て市町村長が救護事務を行ふは自治制上の公共團體固有の事務として、なく、國家の機關として委任事務を行ふものである。

市町村長をして國の行政機關として救護事務を行はしむるには何れの地の市町村長をして之を行はしむべきかは立法上の一の問題である。(1)被救護者の住所地の市町村長を以てすべきか(2)居住地の市町村長とすべきか將た(3)現在地の市町村長とすべきか、之に關する立法例に徴すれば右の三種、即ち(一)住所地主義(二)居住地主義(三)現在地主義に岐れ、而して何れも各一得一失がある。本法は其の何れを採りたるか。左に各主義と併せて之を説明する。

### 一 住所地主義

此の主義は救護すべき者の住所地の市町村長をして救護事務を行はしめんとするのである。蓋し要救護者の住所地の市町村長は最も能く救護すべき者の實情に通曉し、且つ救護費用の負擔は救護すべき者の生活の本據たる住所地の市町村をして之を負擔せしむるを至當とするからである。

併し救護法に依り救護を爲すべき者の住所地が何れの市町村に在るかの認定に付ては、實際の取扱上疑義を生ずること多かるべく、且つ現在地に住所なき者を救護する場合には、市町村に於て救護費用を負擔する關係上、現在地の市町村より住所地の他市町村へ要救護者を送還する等の問題が生ずるので、此の主義に依るときは救護の敏活を缺く虞れがある。我邦の特別救護制度の一たる軍事救護法は其の施行令第一條に於て「救護は救護を受

けんとする者の出願に因り住所地地方長官に於て其の許否を決定す」と規定して住所地主義を採用して居るが、軍事救護の費用は全部國庫の負擔であるから、市町村に於て救護費用の一部を負擔する救護法と同一に論ずることとは出来ない。

### 二 居住地主義

居住地主義は要救護者の居住地の市町村長をして救護事務を行はしめんとするのである。而して居住地と稱するは住所地と其の意義を異にし、法律上生活の本據と謂ふが如き觀念なく、事實上居住の存在する場所を謂ふのである。故に居住地主義を採用するの可なる理由は、市町村長は其の区域内に居住する者に付き異動の激しき現在者に比して其の實情を知り得るのみならず、住所地主義の如く何れの地を住所地とすべきかの認定に關する疑義を生ずる虞れがないからである。

是に於て救護法は次節に述ぶる如く其の第三條に於て先づ居住地主義を採用し原則として「救護は救護を受くべき者の居住地の市町村長……之を行ふ」べきものとした。然れども居住地なき者又は居住地分明ならざる者に對しては此の居住地主義のみに依るときは救護を爲すこと能はざる場合を生ずるので、此の場合には例外として現在地主義に依るべきものとして之を加味し、同じく第三條に於て「其の居住地なきとき又は居住地分明ならざるときは其の現在地の市町村長之を行ふ」べきものとした。

### 三 現在地主義

現在地主義は救護すべき者の現在する地の市町村長をして救護を行はしめんとする主義である。此の主義は行



旅病人及行旅死亡人取扱法の採用する所であつて、其の長所とする所は被救護者の現在する所の市町村長をして救護せしむるのであるから、救護する市町村に付き何等の疑義をも生ずることなく、最も簡明なる點にあれども被救護者が一寸現在し居るのみの理由を以て其の現在地の市町村に救護費用を負担すべきものとするは適當ならざるのみならず、若し此の主義を採用するときは人口の都市集注の甚だしき今日大都市に於ては救護費用の負擔著しく増加し、他の市町村との間の負擔の均衡を失する不合理が存する。故に此の主義は原則としては採用することは出來ぬ。然れども居住地なきとき又は居住地が分明ならざるときは居住地主義のみを以ては救護を爲すことが不能であるのみならず、此の場合には被救護者の現在する地の市町村長をして救護せしむるを以て最も便とするに因り、原則としては居住地主義を採用せるも、例外の場合に於て現在地主義を採用せることは右二に述べたる如くである。

## 第二節 救護主事機關

救護の主たる機關は市町村長である。救護法第三條に「市町村長之を行ふ」と規定したるに依りて明白であり其の理由は前節に述べたる所に依つて明かである。而して其の市町村長は被救護者の居住地の市町村長を以てするを原則とし、被救護者の居住地なきとき又は居住地分明ならざる場合に於ては例外として被救護者の現在地の市町村長を以てすることは是亦た前節に述べたる如くである。即ち救護法第三條に於て「救護は救護を受くべき者の居住地の市町村長、其の居住地なきとき又は居住地分明ならざるときは其の現在地の市町村長之を行ふ」と

規定して其の原則と例外とを明かにしたのであるが、要するに救護の主なる機關は市町村長であつて、其の補助機關は次節に述ぶる如く委員である。

市町村長が實際に救護を爲す場合に於ては被救護者を其の居宅に於て救護するを原則とし、其の居宅救護の不能又は不適當の場合に於ては之を市町村又は道府縣若しくは私人の設置したる救護施設（例之は養老院、育兒院、病院の如きもの）又は私人の家庭に收容して救護すべきことは救護法第十三條の規定する所であるが、其の居宅救護の場合に於ても又は收容救護の場合に於ても其の救護を爲す所の職責者は市町村長であつて、其の居宅の世帯主、救護施設の長例之は養老院長、育兒院長又は病院長の如きは唯だ救護の委託を受けたる者たるに止まり救護機關としての職責者でない。故に道府縣立の養老院、育兒院、病院の如き救護施設がある場合に於ても之に收容して救護を行ふには市町村長が委託するので、救護の職責者は市町村長にして決して道府縣ではない。之は救護の機關が市町村長たるより來れる當然の結果である。従て道府縣は救護の費用を補助し又は救護施設を設けたる場合と雖も道府縣自ら國の機關として救護を行ふことは出來ない。

右の如く救護は市町村長に限り之を行ふべきものであるが、町村制を施行せざる地に在つては救護法第三十三條に依り町村長に準すべき者に限り之を行ひ得るのである。

市町村長が救護法に依る救護を行ふは、公共團體たる市町村の機關として之に當るのではなく、國の委任事務たる救護事務を行ふのである。故に此の場合に於ける市町村長の地位は國の行政機關であることは勿論である。

救護法第三條の「居住地の市町村長」とある所謂「居住地」と謂ふは前に一言した如く、事實上の「住居」の



存在する場所を指すのであつて、多少共居住する事實の繼續と之を反覆する觀念及び有形の設備の存することを必要とする。又同條に「居住地なきとき又は居住地分明ならざるとき」と謂ふは、浮浪者等の如く通常の住居と認定すべき場所を有しない者を指すのである。而して此の場合に於て現在地の市町村長をして救護を行はしむるは他に適當に救護を行ふべき者がない爲めである。

### 第三節 救護補助機關

#### 一 補助機關設置の理由

救護法に依る救護は要救護者の居住地の市町村長をして之を行はしむるを原則とし、例外として要救護者の現在地の市町村長之に當るべきことは前節に述べた所であるが、市町村長の處理すべき事務は市制、町村制に依る固有事務と他の法律の規定に依る委任事務とに分れ、其の範圍極めて複雑廣汎であつて其力の剩す所なきことは亦た前節に述べたる如くである。特に救護事務の如き要救護者の生活状態を精細に調査して救護を決定すべき事務に付き、市町村長のみを之が執行の任に當らしむるときは、到底救護の目的を遂行することは困難である。故に救護事務に付き適當なる補助機關を設け、之をして市町村長を補助せしむる必要がある。

救護法は此の必要に基き、市町村に救護事務の補助機關として委員を設置し得ることを認めたのである。即ち其の第四條に「市町村に救護事務の爲委員を設置することを得、委員は名譽職とし救護事務に關し市町村を補助す」と規定したのである。而して委員は救護に關して常に周到精細なる調査を爲し、要救護者の實情に付き市町

村長に狀況の通知を爲し又は意見を具申して、適切なる救護を爲さしむべき職務を有するのである。

#### 二 補助機關の設置、性質、選任、解任及び職務權限

(一) 委員の設置 救護の補助機關は救護事務に付き救護の主事機關たる市町村長を補助すべきものであるから市町村に之を設置すべきことは勿論である。此理由に因りて救護法第四條第一項には「市町村に救護事務の爲委員を設置することを得」と規定した。但し區域狹少若くは人口少なき小町村に於ては敢て補助機關を設くる必要な場合あるを以て常に必ず各市町村毎に之を設置すべきものとせず「設置することを得」とし施行令第三條に於て「救護法第四條の委員を設置する市町村及委員の定數は地方長官市町村長の意見を徴し之を定む」べきものとした。故に何れの市町村に限り委員を置くべきか又は何れの市町村に委員を置かざるものとすべきか、而して之を置く場合には何名を以て其の定數とすべきかは地方長官に於て市町村長の意見を徴して之を定むべきものとした。

地方長官が委員を設置する市町村を定め及び委員の定數を定むるには必ず市町村長の意見を徴することを必要とする。此の意見を徴せずして定めたるものは違法である。

地方長官が委員設置の市町村長の意見を徴するに付ては施行令第三條は「委員を設置する市町村……は市町村長の意見を徴して之を定む」とあり。然れば其の意見を徴するには委員を設置せんとする市町村の市町村長のみを以て足るか、委員を置くを要せずとする市町村に付ても仍ほ其の市町村長の意見を徴するを必要とするか、兩者に付て意見を徴すべきものと解する。置くべしとする市町村の市町村長の意見を徴する必要



ある以上置かざる市町村に付ても其の市町村長の意見を徴する必要があることは同一であるからである。但し之を反對に解するも意見を徴することは何等違法はない。

地方長官が委員設置の市町村及び委員の定數に付き徴したる市町村長の意見は地方長官に對して何等拘束力を有せざるが故に、地方長官は市町村長の意見に反して之を定むるも法律上何等妨げはない。故に地方長官は市町村長の意見を參酌し適當と信する所に依りて之を定むべく、社會局より地方長官に對し「委員を設置する市町村及び委員の定數は人口、被救護者及び區域の廣狹に應じて之を定むべきこと」と通牒した。

救護の補助機關の名稱は「委員」である。救護法及び施行令共に特に「救護委員」と謂はず單に「委員」と謂ふ、故に其の法律上の名稱は「委員」である。市町村には市制第八十三條、町村制第六十九條に依り設置する臨時又は常設の委員あり、地方學事通則第六條、小學校令第六十二條に依り設置する學務委員があり職業紹介法施行規則第六條に依る職業紹介委員がある。然れども救護法の委員は救護法に依て設置するものなるを以て全く之と異なるものなることは勿論である。從て之と區別する爲めに「救護委員」と謂ふも妨げなかるべく、社會局よりは地方長官に對し「委員の名稱は地方に於て適宜之を定め從來方面委員の設けある地方に於ては從來の名稱を用ふるも差支へなきこと」と通牒したと傳ふるも、法律上の名稱は前述の如く單に「委員」である。

(2) 委員の性質 委員は救護事務に付ての補助機關であり、而して名譽職である。救護法第四條第一項に「委員は名譽職とし救護事務に關し市町村長を補助す」と規定した。蓋し救護は元來同胞相愛、隣保扶助の道

義的觀念に基くものにして社會奉仕の精神を以て之に當るべきものなるを以て、其の補助機關たる委員は之を名譽職と爲すこと最も適當なりとの理由より出でたるものである。

委員の名譽職なることは市制、町村制に依る委員と同一であるが、救護法の規定に依て名譽職たるもので市制、町村制に依る名譽職ではない。學務委員は地方學事通則及び小學校令に依て置かるゝものではあるが小學校令第六十二條に於て「市町村は市制第八十三條町村制第六十九條に依り學務委員を置くべし」と規定せるを以て學務委員は市制、町村制に依る名譽職である。之に反して救護法の委員は救護法に依て置かるゝもので、市制、町村制に依る名譽職でないことは前述の如くであるから、市制第四條、町村制第八十四條の規定に依ては職務の爲めに要する費用の辨償及び勤務に相當する報酬を給することは出来ない。然れども救護法施行令第二十四條に於ては「委員に關し支出したる費用」を認めたと、委員が名譽職たりとするも職務に要する費用までも支辨すべき義務を負ふべき限りに非ざるが故に救護法に依る救護費として相當なる委員の實費辨償及び報酬を支給するは妨げなきものと解する。但し「名譽職」なる語は無給料の別語と爲れるを以て給料を給することは出来ない。社會局に於ては地方長官に對し「委員に關する費用は委員が直接救護事務執行の爲め要する費用に對する實費辨償、手當等に限るべきは勿論、之れが支給は委員の本質に鑑み出來得る限り最少限度に止めしむること」と通牒した。

(3) 委員の選任 委員は地方長官に於て之を選任する。救護法第五條に於ては「委員の選任、解任云々必要なる事項は命令を以て之を定む」と規定し、救護法施行令第四條に於て「委員は地方長官之を選任又は解



任す」と規定するものが之である。市制第八十三條、町村制第六十九條に依る委員を市會又は町村會に於て定むると全く異なる所である。

委員は如何なる者より之を選任すべきか。我邦に於て從來方面委員なるものがある。此の方面委員なるものは任意的に發達したものであつて、法律上何等根據を有するものではないが、救護法に於ける委員は此の方面委員制度を參酌し之に法律上の根據を與へたものであると謂ひ、恰も救護法の委員は此の方面委員より選任すべきものの如く説く者もある。

蓋し我邦に於ける方面委員制度の濫觴と謂ふべきものは、大正六年五月岡山縣に於て創設せられた濟世顧問制度であるが、次で同七年十月大阪府に於て米騒動事件に付き鑑みる所あり、常に貧困者の生活状態を詳査し、適切なる救助を爲すの必要を認め方面委員を設け、其の後各地に於ても方面委員制度の效果あるを認め之を設置するに至り、現今に於ては全國各府縣の全部又は一部に其の設置の無い所なきに至るまで熾なるに至つた。殊に其の職務が多くは貧困者の救助に關し、且つ其の方面委員の職に在る者は社會的事業に理解を有し、奉仕的に任務を遂行するのみならず多年従事の經驗を有し、救護法の委員と爲すに最も適任者であることは事實である。然れば救護法の委員は此の方面委員制度を參酌利用し之に法律的位置を與へ、以て救護の補助機關たる實を擧げんとしたるに在ることは想像せらるべきことである。従て實際に於ては救護法の委員は方面委員たる者より選任すべきことは最も適當である。故に社會局に於ては地方長官に對し「法第四條の委員と從來の方面委員とは其の職務上相互に密接なる關係あるを以て必ず同一人をして之に充つること

し云々」と通牒した。

然れども方面委員なるものは前述の如く不文律的に又た任意的に發達したるもので、法律上何等の根據を有するものでなく、法律上に於ては全く其存在を認められぬものであるのみならず、救護法に於ては委員に選任せらるべき者の資格に付て寸毫も規定することなく、唯だ選任を爲すべき者を地方長官としたるに過ぎざるを以て地方長官が選任を爲すに付ては必ずしも方面委員たる者よりすることを要せざるは言を俟たず、如何なる者より選任するも何等妨げがない。唯だ適任者と信する者を選任するを以て足りる。従て救護法の委員は在來の方面委員を採り入れて之に法的根據若くは法律上の資格を與へたものであると謂へるが如きは救護法に於ては全く見るべき法文上の根據なく、唯だ立案者の心裡の考慮若くは希望たるか、又は内務大臣の訓令若くは次官、地方局長、社會局長官等の通牒ありたる場合に於て僅に當局の意嚮として之を知り得るに過ぎない。

委員は何人より選任するも妨げなしとすれば婦人、未成年者の如きも之を選任することを得べきか、委員は自ら手を下して被救護者を介護するものではないが、被救護者が妊産婦其の他の婦女なる場合の如きは委員の婦人なることは却て状況の觀察其の他に便宜なることもあるべく、未成年者と雖も成年たるに近く且つ社會事業に理解を有し献身的に奉仕せんとする者の如き之を選任するは不理解、不誠實の者を選任するに比すれば遙に適當であらう。法律的には法令が是等の者を選任するに何等妨げを見ない。社會局よりは地方長官に對し「委員の選任は之



を慎重にし、苟くも情實に依るが如きことなく、眞に斯業に理解ある適任者を詮衡するに努め、必要に應じては婦人を加ふること」と通牒した。

委員選任の形式は別に定めたるものはない。辭令の如きものを交付するも、通知書の様なものを以てするも要するに委員に選任したることの意思表示あり其の到達ありたるを以て足り被選任者の承諾を要さない。選任の意思表示の到達を以て選任の效力を生ずる。即ち選任は選任者の單獨行爲であると解する。

委員に選任せられたる者は之を辭することを得べきか。選任は選任者の單獨行爲であるが、被選任者は連續して之に拘束せらるべき義務を負ふべき理由がない。故に選任後任期中と雖も何時にても其の意思に依りて之を辭することが出来る。辭任は其の意思表示を爲すを以て足るが、選任者に對して爲すことを要するを以て地方長官に其の申出を爲さなければならぬ。

(4) 委員の任期 委員の任期は四年である。救護法第五條に於て「委員の選任、解任、職務執行其の他委員に關し必要な事項は命令を以て之を定む」と規定し、救護法施行令第四條第二項に於て「委員の任期は四年とす」と規定した。

委員の任期の四年は選任の效力の發生したる日即ち地方長官の選任の意思表示が被選任者に到達したる時より起算する。而して四年の期間は曆に依て計算す。即ち四年目の應當日の前日を以て任期は満了する。任期中死亡其の他能力の欠缺、解任等に因り委員に闕員を生じ更に後任者を選任したる場合に於て其の後任者の任期は前任者の殘任期間に非ずして同じく四年である。故に其の委員は選任後四年を経過するに因りて任

期は満了する。任期満了の場合に於ては特に解任の手續を要せず、任期の満了と共に當然委員の資格は消滅する。

(5) 委員の解任 委員は選任者たる地方長官に於て之を解任することが出来る。施行令第四條第一項に於て「委員は地方長官之を選任又は解任す」と規定するものが之である。委員解任の事由に付ては施行令第四條第二項但書に於て「但し特別の事由あるときは任期中と雖も之を解任することを妨げず」と規定し、任期中解任する場合には特別の事由あることを要するものとせる外は法令は一切解任すべき事由を示さない。然れども任期満了及び死亡の場合に於ては委員の資格は當然消滅すべく、特に解任の手續を要せざるを以て、解任を爲す場合は必ず任期中の場合に限ることゝ爲り、而して任期中解任するには特別の事由あることを要するものとせるが故に、凡そ解任を爲すには如何なる場合に於ても總て特別の事由あることを要することゝ爲る。

「特別の事由」とは何を謂ふか、委員たるの職務を冒瀆する行爲ありたる時、職務を曠廢したるとき、重大過失ありたる時の如きは直に特別の事由として想像することが出来るが、救護法令は多くの法令が公事資格の缺格者として規定せる禁治産者と爲りたること、破産の宣告を受けたること、一定の住居を有せざるに至りたること、刑の宣告を受けたること等の如きも委員の資格消滅の原因として何等規定する所がないけれども、是等の事由は必ず之を「特別の事由」に包含せしめねばならぬ。

「特別の事由」なる語辭は争を以て之を決する方法なきが故に、特別の事由ならざるも地方長官が見て以



て特別の事由なりとすれば之に従ふの外なきも、法律上の解釋としては語辭自體が明確を缺くが故に正確の解釋を示すに難く、文字に従ひ普通ならざること即ち特別の事と謂ふとするの外なく、從て特別なる事由なき以上は解任は出來ないこととなる。

委員に對し解任權を有する者は地方長官のみにして其の他の者は何人も委員を解任する權限を有つて居ない。然れども地方長官は委員に接することは稀なるのみならず實際に於て之に接する機會はない。從て地方長官は委員を解任すべき特別の事由の在るや否やも之を知ることが出來ない。其の特別の事由あるや否やは結局市町村長の具申に待つの外はない。是に於て市町村長は法規は無いが委員の死亡は勿論、其の他次に述ぶる監督に依り常に委員の職務執行等に注意し、若し解任を要する特別事由の在りたるときは之を地方長官に具申して地方長官の解任行使權に資するの外はあるまい。

(6) 委員の監督 委員に付ても其の職務に關し監督を爲す必要があらう。然るに救護に關する法令は其の監督に關しては一も規定したものがない。救護法施行規則第五條に於ては地方長官の救護施設に付て報告を徵し設備其の他の狀況の調査を爲し得ることを規定し、同則第九條に於ては市町村長の被救護者收容の委託を受けたる者に對する略々同様の規定を爲し、同第十一條に於ては市町村長の醫師、藥劑師、產婆等に對する亦た略々同様の規定を爲したるも、委員の職務其他に關する監督に關しては一も規定する所がない。

然れども委員は救護事務に關して市町村長を補助すべき職責を負ふ者なるを以て積極的に進んで市町村長を補助すべきは勿論、市町村長は委員に指揮命令して補助行爲を爲さしむることが出來る。然れば市町村長

は委員の職務を完うせしむる爲め監督を爲し得るものと謂ふべく、若し解任を要する事由ありたる時は地方長官に之を具申すべきことは前項解任に關して述べたる所の如くである。

(7) 委員の職務 委員の職務は救護法第四條に於て「救護事務に關し市町村長を補助す」と明示するが故に其の事務の範圍は救護事務のみに限定せらるゝ。市制、町村制に依る委員は市町村の財産又は營造物を管理し其他委託を受けたる市町村の事務を調査し又は之を處辨すべきもので、其の事務の範圍は廣汎であるが救護法の委員の事務は單純に救護に關する事務の範圍に限る。救護法第四條第一項に「救護事務の爲」と謂ひ、第二項に於て「救護事務に關し」と規定して明示せるに依て明かである。

委員の事務の範圍は救護事務のみに限定せらるゝが、其の事務を行ふは市町村長に對する補助的行爲である。故に救護事務に關することたるの故を以て市町村長の權限を冒し、補助の範圍を超越して獨斷を以て救護を專決することは出來ない。

委員の職務に付き救護法第五條に於ては「委員の……職務執行其他委員に關し必要なる事項は命令を以て之を定む」と規定し、救護法施行令第五條に於ては「委員は救護に關し必要なる調査を爲すべし、委員は救護を受け又は受くべき者に付市町村長に其の狀況を通知し且必要なる救護の種類、程度若は方法又は救護の廢止、停止若は變更に關し意見を具申すべし」と規定した。故に之に依れば委員の職務は左の如くに分つことが出來る。

一、救護に關し必要なる調査を爲すこと



- 二、被救護者又は要救護者に付て市町村長に其の状況を通知すること
  - 三、必要な救護の種類、程度、方法、救護の廢止、停止、變更に關し意見を市町村長に具申すること
- 故に先づ右三項に付て分説する。

一 必要な事項の調査 委員は第一に救護に關し必要な事項を調査せねばならぬ。救護法施行令第五條第一項に「委員は救護に關し必要な調査を爲すべし」とあるものが之である。故に救護に關して必要な調査は總て遺漏なく之を爲さねばならぬ。其の主要なるものを擧ぐれば概ね左の如くである。

(イ) 準備的調査 (1) 自己の擔當する区域内に於て土地、時期、其他總ての状況に依り貧困者の標準を考慮すること(2) 之に因て絶へず貧困者と認むる者の有無を精査すること、其他(3) 市町村に救護施設を設置するの要なきや否や(4) 收容救護の委託を爲すとすれば數多の施設中何れを擇むべきか(5) 生活扶助の給與金銭、物品の相當額(6) 醫療指定の醫師、齒科醫師、産婆、藥劑師の選擇(7) 同上の場合の費用(8) 被救護者移送の方法、費用(9) 生業扶助の場合に於ける生業の選擇、必要な資金、器具に關する事項、其他救護に關し必要な事項は豫め之を調査研究し置き、以て救護の必要を生じるときは直に之を施行するに妨げなきを期すること。

(ロ) 被救護者の調査 既に被救護者として救護中の者に對しては(1) 居宅又は收容施設に就き救護が適當に行はるゝや否やを調査すること(2) 救護の種類、即ち生活扶助、醫療、助産、生業扶助を變更する必要なきや否や(3) 救護の方法、即ち居宅救護を收容救護に變更し若は之を反對に變更し、給與の金銭を物品

に變更し、指定醫師、産婆等を變更するの要ありや否や(4) 救護の程度、即ち金銭、物品の給與額の變更、助産救護期間の伸長、短縮、各支出費用の増減等の要なきや否や(5) 救護を廢止するの要なきや否や(6) 又は救護を一時停止すべき事由なきや否や等の調査を爲すこと。

(ハ) 要救護者の調査 未だ救護を爲さず新たに救護を爲すべき者に付ては(1) 救護法第一條所定の被救護者たるに該當するや否やを調査すること(2) 右1に該當するも扶養義務者ありて救護を爲すべからざる者に非ざるや否や(3) 救護を要すべき者とするも救護法第二十九條第三號の性行著しく不良又は著しく怠惰にして救護すべからざる者に非ざるや否や等を調査すること(4) 救護を爲すべき者としたる場合に於て救護の種類、即ち生活扶助、醫療、助産、生業扶助の何れに依るべきや(5) 救護の方法、即ち居宅救護が不能又は不適當なりや、如何なる救護施設に收容すべきや、又は何れの施設に收容を委託するを可とするか(6) 給與は金銭、物品何れに依るべきか、指定の醫師、産婆等は何れを選擇すべきか、指定外の醫師、産婆の醫療助産の要なきや等(7) 救護の程度、即ち金銭、物品の適當なる給與額、醫療、助産の期間の適當なる伸長、短縮、各支出費用の適當なる額を調査すること等、其他遺漏なき調査を爲すこと。

右イロハの三項は救護法施行令第五條の規定に依り之を區別して其の主要なるものを示したるに過ぎないが、救護法施行令第五條第一項に於ては「委員は救護に關し必要な調査を爲すべし」と規定せるが故に救護に關する事項は遺漏なく之を調査せねばならぬ。

二 救護者の状況の通知 委員は前號に述べたる救護に關し必要な事項の調査の外、第二に救護を受け又



は救護を受くべき者に付て其の状況を市町村長に通知せねばならぬ。救護法施行令第五條第二項に「委員は救護を受け又は受くべき者に付市町村長に其の状況を通知し」と規定せるものが之である。故に状況を通知すべきことは左の如くである。

(イ) 「救護を受けたる者」 即ち既に救護を受けつゝある者に付ては、右一の調査の項(ロ)に掲げたる事項其の他一切の状況を市町村長に通知すること。

(ロ) 「救護を受くべき者」 即ち新たに救護せんとする者に付ては、右一の調査の項(ハ)に示したる事項、其の他調査したる一切の状況を市町村長に通知すること。

通知は必要ある毎に必ず之を爲すべきは言を俟たず、常に遺漏なき注意を拂ふべく、施行令第五條第二項には「救護を受け又は受くべき者に付云々通知し」と規定し救護を受けたる者又は救護を受くべき者あるとき其者に付てのみ通知すべきが如く規定するも、常に管内の状況を調査し、救護を要する者なき場合に於ては其旨を通知し、以て市町村長の直接調査の勞を省き、市町村長の補助の實を完ふすることを期さなければならぬ。

三 救護に關する意見の具申 委員は前二項に述べたる調査及び通知を爲すの外、第三に救護に關し市町村長に對し意見の具申を爲すことを要する。救護法施行令第五條第二項下段に「且必要なる救護の種類、程度若は方法又は救護の廢止、停止若は變更に關し意見を具申すべし」とあるものが之である。故に意見の具申は左の如く爲すべきである。

(イ) 既に救護を受けたる者 付ては、右一の「必要なる事項の調査」中の(ロ)に示したる事項に付て市町村長に意見を具申すること。

(ロ) 新たに救護を要する者 付ては、同く右一の「必要なる事項の調査」中(ハ)に示したる事項に付き市町村長に意見を具申すること。

然れども救護法施行令第五條第二項後段には「且必要なる救護の種類、程度若は方法又は救護の廢止、停止若は變更に關し意見を具申すべし」とあり。此の規定は法文の上に於ては左の如く讀まなければならぬ。

(イ) 既に救護を受けたる者、即ち救護を受けつゝある者に付ては、

(A) 救護の種類、程度若しくは方法の變更に關し意見を具申すること。

(B) 現に受けつゝある救護の廢止、停止に關し意見を具申すること。

(ロ) 未だ救護を受けず新たに救護を受くべき者に付ては、

其者に付き爲すべき救護の種類、程度若しくは方法に關し意見を具申すること。

委員の市町村長に對する意見の具申は右の如くであるか、右B中の救護の「廢止」及び「停止」に付き左に項を變へて更に説明する。

四 救護の廢止及び停止の具申 救護の廢止及び停止の意義及び之を爲すべき場合は左の如くである。

(イ) 救護の廢止 救護の廢止とは救護の效力を將來に向て消滅せしめ救護を爲さざることを謂ふ。救護を廢止すべき場合は法文は特に之を列擧若しくは明示せざるも左に掲ぐる場合である。



- 一 救護法第一條の被救護者に該當せざるに至りたるとき。
- 二 救護法第二條に依り被救護者の扶養義務者が扶養を爲すことを得るに至りたるとき。
- 三 救護法第二十九條に依り救護を爲さざるものと爲したるとき。

被救護者が刑の執行を受け刑務所に收容せられたる場合の如きは、救護法第一條の貧困の爲め生活すること能はざるの條件を缺き右第一に該當し救護の廢止せらるゝことは言ふを俟たぬ所である。

(ロ) 救護の停止 救護の「停止」なる語は救護法令中施行令に於て其の意義を示す所なきも「停止」とは依然救護の効力は持續せしむるも、或る期間内救護を施行せざることを謂ふ。救護の停止を爲すべき場合は法令中同く之を示したるものなきも、左の場合の如きは其の停止を爲し得る。

- 一 被救護者が救護法第二十九條第一號の救護法又は同法に基きて發する命令に依り市町村長又は救護施設の長の爲したる處分に從はざるとき。
- 二 被救護者が右同條第二號の故なく救護に關する檢診又は調査を拒みたるとき。
- 三 扶養義務者が一時扶養を爲し得るに至りたるも、直ちに扶養を爲し得ざることの明かなるとき。
- 四 被救護者が一時生活し得る状態に置かれたるも、亦た直ちに貧困の爲め生活し能はざる状態に至るべきことの明かなるとき。

要するに救護の停止は將來に向て全然救護を廢止せざるも、一時救護を停むることを得るとき又は一時停むる必要がある場合に行ふべきものである。

## 第三章 救護施設

### 第一節 總説

#### 一 救護施設の意義

救護施設とは例之ば養老院、孤兒院、育兒院、病院、施療院の如きもので、救護法に定めた所の救護を爲すことを目的とする施設を謂ふのである。救護法第六條に「本法に於て救護施設と稱するは養老院、孤兒院、病院其他の本法に依る救護を目的とする施設を謂ふ」と規定したものが之である。

病院には官設のもの、私設のもの等色々澤山ある。養老院、施療院、孤兒院、育兒院等の救老、育兒、施療等を目的として設立せられた施設も今日では少なくない。是等の養老、救貧、育兒、施療を目的としたものは廣く謂へば救護施設たるには相違ないが、其の總てが救護法に謂ふ所の救護施設とは謂へない。救護法の上で救護施設と謂ふには右の如き施設である上に救護法に規定した所の救護を爲すことを目的とするものでなければならぬ。故に救護法の上で救護施設と謂ふには救護法に依る救護を目的とすることを條件とする。而して其の救護法上の救護施設たるには仍ほ後に述ぶる如く國、道府縣の設置するものの外は、地方長官の認可を必要とする。



救護法上の救護施設たるには右に述ぶる如く救護法に依る救護を目的することを條件とするが、必しも其の事業の總てが救護法の救護のみを目的とするものたることを要さない。普通の病院、養老院、孤兒院等であつても其の事業と併せ又は其の事業の一部として認可を受け、救護法に依る救護を爲すときは其の救護法に依る救護を爲す點は救護法の救護施設である。

救護法の救護は救護を受くる者の居宅に於て爲すを原則とする。然れども居宅救護を爲すこと能はざる場合又は居宅救護を爲すことを不適當とする場合には居宅に於て救護することは出来ない。他の適當の場所に收容して救護しなければならぬ。是に於て之を收容して救護する所の施設が必要である。救護法第十三條に於て「市町村長居宅救護を爲すこと能はず又は之を適當ならずと認むるときは救護を受くる者を救護施設に收容し」と規定し救護施設なるものを認めたのも此の必要に出でたものである。

## 二 救護施設の種類

普通社會事業としての救護施設には其の事業の目的より區別すれば養老、育兒、施療救療、窮民救助、盲啞保健、失業救濟其他種々なるものがある。救護法が認めたる救護の種類より見るも之を各別個の施設と爲す場合に於ては生活扶助、醫療、助産、生業扶助等の各施設に分つことも出来る。然れども之を設置する主體より觀察すれば救護法が救護施設としたるものは三種ある。即ち、

- 1 道府縣設置の救護施設
- 2 市町村設置の救護施設

## 3 私人設置の救護施設

の三種である。

(1) 道府縣設置の救護施設 道府縣設置の救護施設は北海道及び各府縣が其の費用を以て設置したる施設である。故に其の費用は道府縣に於て負擔すべきことは勿論であるが、國庫は之に對して其の二分一以内を補助する(後に詳細説明する)、但し道府縣の救護施設は市町村長の委託を受けて救護の實行々爲を爲すので、自ら救護を爲すものではない。而して其の設置には認可を要さない。

(2) 市町村設置の救護施設 市町村設置の救護施設は各市町村が其の費用を以て設置した施設である。故に是れ亦た其の費用は其の市町村に於て負擔すべきものであるが、國庫は其の費用の二分の一以内を補助し、道府縣は其の四分の一を補助する(是亦た後に詳細説明する)。而して市町村設置の救護施設は自己市町村の設置に係るものなるを以て、其の市町村長が收容救護を爲さんとするときは直に之に收容し得るので、道府縣又は私人設置の施設の如く委託に因て救護するのではない。但し他の市町村に於て救護すべき者を收容する場合に其の市町村長の委託あることを要するは勿論である。市町村の救護施設を設置せんとするときは道府縣の設置のものと異なり、其の設備に付て地方長官の認可を必要とすることは下に述ぶる如くである。而して以上二種のもは公的施設であつて、次のものは私的施設である。

(3) 私人設置の救護施設 私人設置の救護施設は一般私人の設置したるもので、例へば私設の病院、施療所、育兒院、孤兒院、救助院の如きものであるが、前に述べたる如く救護法に於ける私人設置の救護施設たるには救



護法に依る救護を目的とするものたることを要する。私人の設置に係るものなるが故に其の一切の費用は其の私人の負擔すべきものなるは勿論であるが、其の救護の爲めにする設備に要する費用に付ては國庫は其の二分の一以内、道府縣は四分の一を補助する（詳細は後に説明する）。但し私人設置の救護施設は固より自ら進んで救護法に依る救護を爲すものでなく、市町村長の委託に因りて初めて救護の實行を爲すものである。而して其の設置に付ては地方長官の認可を要する。

## 第二節 救護施設の設置

### 一 救護施設設置の必要

救護法第十一條に於ては「救護は救護を受ける者の居宅に於て之を行ふ」と規定し居宅救護を以て原則とする然れども居住地なき者又は居住地分明ならざる者の如きは居宅に於て救護するは事實上不能である。其の居宅ある場合に於ても醫療、助産救護の如き醫術的設備の完き病院、施療所等に於て爲すを便とし貧民雜居の隘屋に於て爲すが如き全く不適當なる場合もあり、生活扶助たる養老、育兒救護の如きも養老院、育兒院等に集合收容して爲すを便とし居宅に於て爲すを不適當とする場合が尠くない。是等の居宅に於て救護を爲すこと能はず又は居宅に於て救護するを不適當と認むる場合に於ては之を病院、養老院、育兒院等の救護を目的とする施設に收容を爲すの外はない。是に於て是等の者の收容を爲すべき救護施設を設置する必要を生ずる。是れ既に述べたる所である。

救護法が認めたる救護施設は道府縣の設置するもの、市町村の設置するもの、私人の設置するものの三種あることは本章前節「救護施設の種類」に述べたる如くである。國即ち帝國も亦た國立としても之を設置し得べきことは勿論であるが、救護法が右の三種を區別して認めたるは主として財政上の區別及び便宜、管轄區域、收容の便否及び認可の區別等に基いたものである。救護施設は右の如く三種に區別して設くべきものとしたが、是等三種の施設と雖も法律は必しも之が設置を強制するものでない。故に道府縣、市町村に於ては其の管内の救護事業を完たからしむる爲めには其の設置をなすべきは勿論であつて、其の設置の必要あるに拘らず之が設置を爲さざるは行政當事者の行政施行の完たからざるものではあるが、然かも財政上の都合もあり、若くは收容すべき者なく又は甚だ少なきに拘らず徒らに之を設置するは費用を徒消して却て行政上の冗事、不便に屬することなきに非らず。其の私人設置のものに至ても社會事業に理解なく、奉仕的篤志に設立を爲さんとする者なく、殊に之が設置を爲す必要な場合に於ては之が設置を強ゆべからざるは論を俟たず。故に救護施設を設置することは決して法律の強制する所でない。之を設置する与否とは全く道府縣、市町村若くは私人の任意である。

### 二 救護施設設置の主體

救護施設には道府縣の設置するもの、市町村の設置するもの、私人の設置するものの三種あること前述の如くなるを以て、之を設置する主體も各々別である。即ち第一の道府縣の設置するものは、其の設置者たる主體は道府縣なる公共團體であり、第二の市町村設置のものは、其の設置者たる主體は市町村たる公共團體であり、第三の私人設置のものは其の設置者たる主體は一般私人にして其の何人たるを問はない。



然れども此の第三の私人設置のもの、主體に付ては、疑の存する場合がある。自然人即ち一般人は其の主體たり得べきは問題はない。法人即ち民法上の社團又は財團法人は勿論、特別法の認めたる法人も亦た其の主體即ち設置者たり得べきは何等疑問はないが、救護法施行規則第一條第二項第二號には「法人又は團體に在りては云々」とありて「團體」も亦た設置者たり得ることを認めて居る。然れども其の「團體」とは何を謂ふか、蓋し法人に非ざる「何々會」と謂ふの類を想像したものであるが、右の規定に於て之を法人と別に掲げたる以上所謂團體が法人に非ざることとは勿論である。然れば所謂團體の法律上に於ける性質は何ものであるか、「團體」と謂ふ以上多數人の集合であらうが、救護たる行爲を爲す以上は法律行爲もあり、第三者に對して權利、義務の關係を生ずべきは勿論である。法律行爲を爲し、權利、義務の主體たるには人たることを要し、人たる以上は自然人か法人でなければならぬ。自然人にも非ず法人にも非ざる人はない。従て團體を法人と區別して規定した以上は團體は自然人でなければならぬ。自然人なりとすれば、團體なる自然人は無いから、其の個々の人を想像するか又は其の救護施設の設置行爲が其の個々の人の共同動作と見るの外はない。個々の人の共同動作と見た所で其の主體たる者は個々の人であるから、結局其の個々の人が設置したことゝ爲り團體なるものは何等の意義をも爲さなくなる。民法に於ては多數人の共同事業を爲すものに「組合」がある。但し此の組合と雖も其の關係は當事者即ち組合員間の關係で、第三者に對する權利、義務の主體は組合員各個である。故に所謂團體なるものが民法の組合の如きものと見ても團體其ものが權利、義務の主體と爲り且つ人格を有するものとして救護施設設置の主體と爲ることは出来ない。結局純理より推せば團體員各個が設置者と爲るものとの歸結を得ることゝ爲る。(次項參看)

然れども民事訴訟法に於ては訴訟手續の便宜上第四十六條に於て「法人に非ざる社團又は財團にして代表者又は管理人の定あるものは其の者に於て訴へ又は訴へらるゝことを得」るものとし、民事訴訟法の法力を以て人格なき社團、財團でも訴訟を起し又は訴訟の相手方と爲ることを得るものとした。従て救護法に於ても亦た之と同一筆法を用ひ救護法施行規則の法力を以て團體其ものは人格なく權利、義務の主體と爲ることを得ざるも、救護施設設置の上に於ては便宜上團體の名を以て設置することを得るとしたものと解するの外はない。但し其の團體設置の救護施設の第三者に對する權利、義務の主體は法律上團體員各個である。

### 三 救護施設設置の手續

救護施設を設置せんとするときは、當局者は先づ委員と協同して其の管内に於ける要救護者の狀況を精査し、其の救護の種類と救護の人員に付き確實の豫定を爲し、更に之に付き居宅救護と收容救護の區別を豫想し、若し收容を爲すべき人員寡少にして他の既設の施設に委託するを以て足り、特に施設の設置を要せざるや否やを考慮して施設設置の要否を決定し、其の設置を要するものと決定したるときは茲に其の計畫を樹立する。

施設の計畫としては先づ生活扶助、醫療、助産、生業扶助等救護の種類に依り、收容人員に應じ、將來の趨勢をも豫想して建物其他の設備、規模の程度、構造等を定め、更に其の施設の名稱を選定し、位置を定め、進んで事業經營の方法を遺算なく細定し、其の一切の經費を計算して收支豫算を編成する、而して精細に其の財政状態に鑑み、能く其の計畫を立て、地方議會あるものに付ては其の設置と支出とに付き其の協賛を得、茲に下に述ぶる如く市町村及び私人は施設の設置又は施設の設備に付き地方長官の認可を申請しなければならぬ。



### 第三節 救護施設の認可

#### 一 救護施設認可の必要

救護法に依る救護の成績は救護施設の適否と大なる關係を有するを以て、其の設置又は設備に對しては嚴重なる調査と監督を爲さねばならぬ。故に救護法第七條に於ては救護施設の設置又は設備に付て認可を必要と爲したのである。

併し道府縣の如きは、上級の公共團體たると共に財政も比較的堅實なるを以て、是等の公共團體が救護法に依る救護施設を爲すも、其の設置又は設備に付き認可を必要と爲さない。然れども市町村又は私人の設置する救護施設に付ては地方長官の認可を受けなければならぬ。蓋し市町村は道府縣と異なり財政の基礎の薄弱なるが爲め其の設備の不完全なるものあるべく、又た私人に至りては營利の爲にする者もなしとせざるのみならず、救護施設の設備に對しては國庫及び道府縣の補助及び免稅等の特典を與ふるので、不必要又は不完全なる救護施設は其の設置を防ぐ必要がある爲めである。

救護施設に關する認可は能く地方的の事情を知る官廳をして之を爲さしむることが最も適當である。故に救護法に於ては地方長官たる道府縣知事に其の認可の權限を與へたのである。

#### 二 市町村の救護施設の設備の認可

市町村の救護施設の設置は私人の設置の場合と同じからず施設の設置に付ては認可を要せざるも、其の施設の

設備に付て地方長官の認可を得ることを要する。救護法第七條第一項に「市町村救護施設を設置せんとするときは其の設備に付地方長官の認可を受くべし」と規定し「其の設備に付」と謂ひ、私人の設置に付ては同條第二項に「私人救護施設を設置せんとするときは地方長官の認可を受くべし」と規定し「設備に付」の語辭がない。故に市町村の設置の場合には設置に付ては認可を要せず單に其の「設備」に付てのみ認可を要し、私人設置の場合には「設置」に付て認可を要することゝ爲る。二者の間に於て認可に付ては此の區別がある。

市町村の救護施設に付ては其の設備のみに付て認可を要し設置に付ては認可を要せざるの結果として私人の救護施設に付ては其の名稱、種類、位置、事業經營の方法、收支豫算、經費等に付ても地方長官の詮衡判斷を受けざるべからざるに反し、市町村の救護施設に付ては設備の外は一切地方長官の詮衡判斷を受けない、此點が設備の認可と設置の認可と大なる差異の存する所である。

何故に市町村の救護施設に付ては其の設備のみに付き認可を要し、私人設置の場合には其の設置に付て認可を要するか、蓋し市町村は其の住民の福利増進の爲めには單に救護のみならず各種の施設を要するが故に、救護に付て施設を要するときは之を設置することは法規に反せざる以上は其の權利にして又た義務である。故に市町村が救護に付て施設を設置することに付ては法律が之に干渉し認可、不認可を爲して之を制限するの必要を認めない。然れども其の設備に至ては其の適當なるを得せしむるが爲めには上級官廳をして調査せしめ、之に認可、不認可の權を與へ以て適當なる設備を爲さしむるの要がある。之が市町村の救護施設に付ては其の設置には認可を要せざるも其の設備に付ては認可を得せしむる理由である。



救護施設の「設備」とは如何、曰く建物、其の附屬物、醫療、助産、給食、運動、娛樂、作業其他救護に要する各種の設備を謂ふものと解す。故に市町村の救護施設に付ては其の施設の設置に付ては認可を要せざるも右等の設備に付ては認可を要する。

市町村が救護施設の設備に付て認可を求めず、又は求めたるも認可を得ざる場合に於ても其の救護施設の設置は必しも效力なきものでない。何となれば市町村の施設の設置は認可を得るを要せず唯だ其の設備のみ認可を要するものなる以上は設備の認可なきも設置は禁止されたものでないからである。然れども設備の認可を得ざる救護施設は救護法に依る救護施設としては認められざるものなるが故に、唯だ其の市町村の一の營造物たるに止まり救護法に於ける補助等の恩典を得ることを得ざるは勿論である。救護法第七條第一項に「市町村救護施設を設置せんとするときは其の設備に付地方長官の認可を受くべし」と謂ひ「設置せんとするときは」と謂へるは「唯だ市町村の營造物として設置せんとするときは」と謂ふ意味に非ずして「救護法に依る救護施設として認められんとするには」と謂ふ意味である。

市町村の救護施設の設置の市町村には市町村組合及び町村組合を包含することは勿論である。町村制を施行せざる地に於ける町村に準すべきものには救護法第三十三條に依り又た町村として救護施設に關する規定を適用する。

### 三 市町村の救護施設の設備の認可申請

市町村に於ける救護施設の設備の認可申請に付ては、救護法施行規則第一條第一項の規定に従ひ、府縣知事に

認可申請書を提出すべく、而して其の申請書には左の事項を記載すべきである。

- 1、名稱、種類及位置
- 2、建物其他設備の規模、構造
- 3、事業經營の方法及收支豫算
- 4、事業開始の豫定日
- 5、設備に要する經費

右の事項中第一號は「救護施設の名稱、救護施設の種類、救護施設の位置」と謂へる意と讀める。「名稱」は其の救護施設の特定の名であつて「何市養老院」「何町施療院」等の類である。「救護施設何市養老院」杯といふも可ならん。「種類」の語は不明瞭である。右の事項を規定したる救護法施行規則第一條には「市町村の救護施設たること

又は私人の救護施設たること」を示すべき事項を掲ぐべきことの規定がないから右の「種類」とは此の公私の種類を掲ぐべき意とも解せらるべく、又た救護法第十條の救護の種類即ち生活扶助、醫療、助産、生業扶助の何れなるかを示すべきことを掲ぐべきものとも解せらるゝも、要するに其の救護施設は如何なる救護を爲すものなるやを知るに足る表示を爲すべきの意と解し、法律的には非ざるも養老、育兒、幼者扶助、施療、助産等普通救護の種類を示すを以て足る。第二號の設備の「規模」なる語も法律的には不明瞭である「設備の計畫的分量」とでも謂ふべきであらう。

### 四 私人の救護施設設置の認可



私人の設置する救護施設に付ては其の設置の全體に付て地方長官の認可を要する。即ち救護法第七條第二項に「私人救護施設を設置せんとするときは地方長官の認可を受くべし」とあるものが之である。本節の二に述べたる市町村の救護施設の設置に付ては設置の全體に付て認可を得るを要せず、單に其の設備に付てのみ認可を受くるを以て足るも、私人の設置に付ては單に設備のみならず設置の全體に付て認可を受けなければならぬ。之が兩者認可の大に異なる所である。

何が故に兩者に付て此の差異があるか。是れ本節の二に於て述べたる如く、市町村に於ては其の住民の福利増進の爲めには單に救護施設のみならず各種の施設を爲すは其の權利にして又た義務なるが故に救護施設を設置するに付き法律が之に干渉して設置の認可、不認可を爲して之を制限する能はざるも、其の設備に至ては之が認可不認可を爲して適當なる設備を爲さしむる必要がある、是れ市町村設置のものに付ては設置其もの、認可を要せず唯だ設備のみの認可を受くるを以て足るとせる理由なるも、私人設置のものに至ては或は正しからざる動機に出づるものもあるべく、或は營利的にして公益に反するものもあるべく、又は經濟的の基礎薄弱にして維持の見込なきものもあらう。故に私人設置のものに付ては單に設備のみを認可するを以て足れりとせず設置其もの、全體に付き認可を受けしむる必要がある。是れ兩者に認可の差異を置いた所以である。

私人設置の施設に付ては其の設置全體に付て認可を受けざるべからざるが故に、其の認可に當ては建物其他設備の規模、構造のみならず設置者の經歷、資産狀況、法人に在ては定款、寄附行爲其他の約款に付ても地方長官の詮議判断を受くる。故に私人設置のものに付ては、建物其他の設備は完全にして市町村の認可申請なる

に於ては直ちに認可せらるべき程度にある場合に於ても、私人設置の場合に於ては他の點に於て認可すべからざる事由ある限り其の設置の不認可を爲すことが出来る。

私人の設置が不認可と爲りたる時は、救護法に於ける救護施設としては效力なく、從て救護法の救護施設たるが爲めに受くる恩典は之を享受することの出来ないのは勿論であるが、其の不認可は禁止でないから認可を受けざる救護施設として設置することを禁ずるものでない。從て救護法の恩典を受けざる救護施設として設置するは其の自由である。

私人の救護施設を設置する者は其の何人たるを問はない。法人は勿論、法人に非ずして人格なき團體と雖も亦た之を設置することが出来ることは本節二の設置の主體に於て述べたる如くである。唯だ其の設置を認可すべきや否やは地方長官の自由裁量に依る。

私人の救護施設設置の認可を爲すべき者は公的施設の場合と同じく地方長官である。然れば例之ば東京府知事の設置認可を受けたる非法人が大阪府下に支體(分會、支社の類)を設け大阪府下に於て救護施設としての救護の受託を爲すときは、一度び東京府知事の設置認可を受けたるに拘らず仍ほ大阪府知事の認可を受くることを要するか、蓋し救護施設に對する認可權を國に於て統轄せず各地方長官に委して之を地方的と爲し、且つ救護法施行規則第一條に依れば救護施設の建物其他設備の如きも認可申請書に記載すべきものとし地方長官をして各地方的に之を審議判断すべきものとし、同則第五條に於て施設に對する監督も亦た各地方的に爲すべきものとせるに依りて前例の施設の認可も更に大阪府知事に於て爲すべきものと決するを相當とする。從て次節に述ぶる申請も



亦た各別に爲すことを要する。

### 五 私人の救護施設設置の認可申請

私人の救護施設設置の認可申請も、市町村の認可申請と同じく地方長官に認可申請書を提出すべきである。其の申請書に掲ぐべき事項も救護法施行規則第一條第一項に依り市町村の場合と同一であるが、同條第二項に依る書類を添附しなければならぬ。即ち、

#### (1) 認可申請書に記載すべき事項

- 一、名稱、種類及位置
- 二、建物其他設備の規模、構造
- 三、事業經營の方法及收支豫算
- 四、事業開始の豫定日
- 五、設備に要する經費

#### (2) 認可申請書に添附する書類に記載すべき事項

- 一、設置者の履歴及資産狀況
  - 二、法人に在りては、社團法人は定款、財團法人は寄附行爲、團體に在りては團體員間の約款
- 右の事項中「名稱、種類、設備の規模」等には本節の三に述べたる如く「團體」に付ては前節中二の「設置の主體」に述べたる如くである。

甲府縣に於て設置の認可を受けたる私人救護施設が更に乙府縣に支體（分會又は支社の類）を設け其地に於て救護施設を設くるときは更に乙府縣の地方長官の認可を要することは六五頁に述べたる所である。

### 六 既設救護施設の認可

以上一乃至前號までに述べたる所は救護法の施行後救護法の規定に依りて救護施設を設置する場合に關するものであるが、救護法施行前に設置せられて救護法の規定に依り救護施設と認め得らるべきものも、仍ほ右に述べたる所に依りて認可を要するや否や。多くの法令に於ては此の場合を明かにする特別規定を設くるを常とするが救護法は之に關して何等の規定をも置かない。従て既設のものとも雖も救護法の上に於ては新たに設置したるものと同しく認可を要するものとすべきは勿論である。

### 七 既設救護施設の認可申請

右に述べたる所に依り既存の救護施設の設備又は設置の認可申請も、新設の場合の認可申請と同様である。故に市町村の救護施設の設備の認可申請書には救護法施行規則第一條第一項の事項を記載すべく、又私人の救護施設の設置の認可申請書には右事項の外同條第二項の書類を添附すべきである。即ち市町村の認可申請書には本節(三)に掲げた事項を記載し、私人の認可申請書には本節(五)に掲げた事項を掲げ及び書類を添附することを要する。

### 八 施設又は設備變更認可の要否

市町村設置の救護施設は其の設備に付て認可を要し、私人設置の救護施設は其の設置に付て認可を要すること



は前述の如くであるが、其の認可を受けたる設備又は施設を變更したるときは其の認可を受くることを要せざるか。例へば施設が前に認可を受けたる其の名稱、種類、位置、建物其の他の設備、規模、構造、事業經營の方法を變更したる場合の如きである。救護法第七條は「設置せんとするときは……設備に付認可を受くべし」「設置せんとするときは……認可を受くべし」と規定し「設置せんとするときは……設備のみを規定して變更の場合を規定せず。或は設置の場合に於て認可を要する以上其の變更に付て認可を要することは明文を俟たずして當然なりとも論じ得べきも、近時多くの立法例に於て「其の變更を爲したるとき亦同じ」と規定せるに拘らず獨り本法が此の立法例に倣はず、殊に「設置せんとするときは」と特示せるより推論すれば變更は必しも法律の規定を以て之を定むることを要せず一に之を監督者の監督權に委ね、必要に従ひ適宜其の宜しき得せしめんとしたるものとも解し得らるゝ。(後の第五節の一參看)

#### 第四節 救護施設の任務

##### 一 被救護者の收容

救護は救護を受くる者の居宅に於て之を行ふを原則とすることは救護法第十一條の規定する所である。然れども居宅救護を爲すことが不能であり、又は居宅救護を爲すことが不適當である場合には之を他に收容して救護するの外はない。是に於て其の收容救護を爲すべき施設が必要である。救護法が救護施設を認めたるも此の理由に基くもので、是既に本章第一節一の「救護施設の意義」中に述べたる所である。

斯くの如く、救護施設は被救護者を收容して救護すべき爲めに認められたるものとするれば、其の最大の任務は被救護者を收容して適當なる救護を爲すべきことである。之は公的施設即ち道府縣、市町村の救護施設でも、私的施設即ち私人の救護施設でも一貫して同一なる所である。

然れども救護は市町村長に限り之を行ふべきことは救護法第三條の規定する所であつて、如何なる場合に於ても救護を行ふべき者は市町村長に限るのである。故に救護施設は救護の必要な場合に於ても自ら發動して救護を爲すことは出来ない。必ず市町村長の委託を得て初めて救護の任務を生じ又た其の權利を有するに至るのである。従て又た市町村長の委託の有つた以上之を受託して收容救護を爲さねばならぬ。

然れば救護施設は市町村長の委託ありたる以上は、如何なる場合に於ても之が受託を爲さざるべからざるか、又は之が拒絶を爲すことを得べきか。救護法第八條には「前條第二項の規定に依り設置したる救護施設は市町村長が救護の爲行ふ委託を拒むことを得ず」と規定せるが故に、市町村設置の救護施設は他の市町村長の救護の委託に對しては其の受託を拒むことを得るは明瞭である。蓋し私人の救護施設をして自由に受託を拒み得るものとするれば救護の目的を達することを得ざる場合もあり、又た國庫及び道府縣の費用補助その他の特典を與へたる趣旨にも反するからである。而して委託の拒絶を爲し得ざることは其の所在地の市町村長に對するのみならず、何れの市町村長の委託に對しても同一である。但し救護施設の收容人員過剰して收容力なく、若くは建物其の他の設備減失して收容能力なきが如き事實上救護を爲し能はざる場合に於ては此の限りに非ざることは勿論で、議論を用ゆる餘地がない。



私人の救護施設が受託を拒むこと能はざるは右の如きを以て、明かに拒絶の形式を用ひず、委託は直ちに之を受託したるも、實際に於て被救護者を放棄し、若くは爲すべき救護を爲さざるが如き救護の趣旨に反したるとき市町村長が之に警告を與へたるに拘はらず救護施設が仍ほ之に違反したるときは、救護法第三十條に依る命令又は處分に反したるものと爲し得べきも、未だ其の命令又は處分を爲さざる場合に斯の如き救護の趣旨に反したる行爲ありたるときは之を一種の受託の拒絶と爲し得べきか、蓋し斯かる場合は明かなる形式を具ふる拒絶に非ざるも消極的の拒絶行爲なるが故に、救護の趣旨に反する行爲が其の程度に達したるときは之を一種の拒絶と認むることが出来る。

私人の救護施設が市町村長の救護の委託を拒絶したるときは救護法第三十條に所謂本法の規定に依る處分に違反したるものなるを以て、地方長官は同規定に依り救護施設の認可の取消を爲すことを得る。

私人の救護施設は市町村長の救護の委託を拒むことを得ざるは前述の如く救護法第八條の規定する所なるも、道府縣、市町村の救護施設に付ては委託の拒絶に關し救護法は何等規定する所がない。蓋し道府縣、市町村の救護施設の如き公的のものが、徒らに非理なる拒絶を爲すことは想像し得ざるのみならず、獨り市町村長のみに委託の強制權を與へ公的施設の行政上の都合を無視するが如きは適當ならざるを以て、私人の場合の如く之を規定せざるものである。故に此の場合は兩者の行政上の適當なる任意の協定に委ね、法律は之に對して一定の規定を爲さざるものと解する。

市町村の設置する救護施設は其の市町村長の屬する同一市町村の設置するものなるを以て、其の救護施設に別

に長を設けたる場合に於ても其の救護施設の行政上の統轄權は其の市町村長に屬する。故に市町村長の自己市町村の救護施設に被救護者を收容すべきや否やの決定權は其の市町村長に屬し、委託、受託共に市町村長の一身に共屬するを以て受託拒絶の問題を生じない。唯だ問題を生ずる所は甲市町村の救護施設に對し他の乙市町村長より委託ありたる場合に存する。而して此の場合に受託する与否とは兩者の行政上の任意協定に委ねることは前項に述べたる如くである。

公的施設と私的施設とを問はず、救護施設が救護の委託を受くるは、其の府縣内の市町村長、其の所在の地の市町村長の委託のみに限らず、他府縣の市町村長の委託も亦た同一に之を受託しなければならぬ。故に例へば甲府縣、甲市町村の公的施設、甲市町村所在の私的施設も、乙府縣、乙市町村長乙市町村長の委託も受託しなければならぬ、府縣、市町村又は所在の異なる故を以て拒絶することは出来ない。

## 二 救護施設の管理

救護施設の設置あり、其の認可を受くべき場合に認可ありたるときは、施設は其の設置の趣旨に従ひ救護及び適當なる管理を爲さねばならぬことは勿論であるが、救護法令に現れたる所は左の如くである。

(一) 事業開始の届出 救護施設を設置したる者は其の事業開始の後直に其の旨地方長官に届出づることを要する。是れ救護法施行規則第二條の規定する所である。故に市町村設置の救護施設は勿論、私人設置のものも亦た等しく届出を爲さねばならぬが、道府縣設置の場合は其の設置者は地方長官であつて同一官廳が同一官廳に届出づることゝ爲るから必しも届出を要さぬ。但し救護施設に特に長を設けたるときは其の長より届出を爲



すも妨げはあるまい。届出は事業開始後遅滞なきを要する。

(2) 管理規則の届出 救護施設を設置したる者其の施設に付き管理規則を設けたるときは之を地方長官に届出づることを要する。之を變更したるときに於ても亦同一である。是れ救護法施行規則第三條の規定する所である。

右二種の届出は收容の委託を受けたると否とを問はず救護施設たる以上、事業を開始し又は管理規則を定めたるときは必ず爲すべき事項である。

(3) 收容被救護者に関する届出 右二項の外救護施設が被救護者の收容の委託を受けたる場合に於て、左の事項あるときは救護法施行規則第十條に依り直に之を市町村長に届出づることを要する。

(一) 被救護者が死亡したるとき。

(二) 被救護者が救護法第二十九條各號の一に該當すと認めたる時。即ち被救護者が(1) 救護法又は救護法施行令に依る市町村長又は救護施設の長の爲したる處分に従はざるとき。(2) 故なく救護に関する検診又は調査を拒みたる時。(3) 性行著しく不良なるとき又は著しく怠惰なるとき。

(三) 前二號に掲ぐる場合の外救護の廢止、停止又は變更を要すと認めたる時。

上述の救護法施行規則第十條の規定に依る届出は(1) 實際の取扱上主として私人の救護施設又は私人の家庭が市町村長より被救護者の收容の委託を受けたる場合に其の受託者が爲すべきものなることは勿論であるが(2) 同條には「左の場合に於ては被救護者の收容の委託を受けたる者は直に其の旨市町村長に届出づべし」と

規定し、其の收容の委託を受けたる者の公共團體なると私人なるとを問はざるが故に、府縣の救護施設が收容の委託を受けたる場合に於ても右の届出は其の府縣の救護施設より委託したる市町村長に届出でねばならぬ。

(3) 甲市町村の救護施設が他の乙市町村長より救護の委託を受けたる場合に於ても亦た同じく甲市町村の救護施設より乙市町村長に届出でねばならぬ。(4) 自己市町村の救護施設は其の市町村長の統轄するものであるから自己で自己に届出を要せざるも、救護施設の長が別に在る場合に於ては其の市町村長に通知若しくは具申すべきは當然である。

以上述べたる所は救護施設の場合なるも、救護施設に非ざる私人の家庭又は他の施設(例へば救護施設に非ざる病院若しくは醫師の如き)が收容の委託を受けたる場合に於ても、右の届出事項の生じたるときは又た之を委託を爲したる市町村長に届出でねばならぬ。

以上の外救護施設は其の施設及び設置の趣旨に基き適當なる管理を爲し、必要なる通知、報告事項あるときは之を爲すべきことは勿論である。

## 第五節 救護施設の監督

救護施設をして完全適切に其の任務を遂行せしめ、以て救護の目的を達せんとするには救護施設に對して適當なる監督を爲すことを要する。救護施設に對する監督に二種ある。地方長官の全般の監督及び收容の委託を爲したる市町村長の特殊の監督である。



一 地方長官の監督權（全般的監督）

地方長官は救護施設に對して相當の監督權を有するものとすべきことは當然であるが、救護法令は地方長官が救護施設に對して監督權を有するや否や、監督權を有すとすれば如何なる範圍に於て之を有するかに付ては明かに規定して居らぬ。救護法施行規則第二條に於て救護施設の事業開始届、第三條に於て管理規則の届出を規定して居るから地方長官は何等かの監督權を有つて居るようには見へる。又同則第五條に「地方長官は救護施設に付必要な報告を徴し又は設備、事業若は會計の状況を調査することを得」と規定するから報告を徴すること、會計等の状況調査の權限を有することは明かであるが、地方長官の監督權は是等の報告、會計等の調査のみに止まるべきものか、若し地方長官は救護施設に對し總てに付て廣き權限の監督權を有するものとすれば報告や、會計調査の如きは當然其の監督權中に包含すべき事項であるから、特に第五條の規定を設けて報告を徴し會計等の調査の權限あることを特筆することを要さない。然るに第五條に特に此事を特定せるを以て地方長官の監督權は此の特筆の事項のみに限るのであるとも見ることが出来る。然れども左の如く解すべきものと考へる。

(一)地方長官は救護法第七條に依り救護施設設置の認可權を有し、同第三十條に依りて其の認可の取消權を有するを以て、當然其の施設の存在に必要な監督權を有する。(二)從て前に掲げたる救護施設の事業開始の届出、管理規則の設定、變更の届出、作業を課する届出の如きは地方長官の此の監督權を施行する資料に供するものである。(三)前に掲げたる救護法施行規則第五條の報告を徴し、設備、會計等の調査を爲すは地方長官の立場より見れば當然其の監督權の範圍に屬し特に規定を要せざる事項なれども、報告を爲し調査に應ずることは救護施設

の爲すべき行爲に屬し地方長官の行爲に屬せず、地方長官の行爲に屬せざることを爲さしむるには法文の規定を要し、而して右第五條は、法文は地方長官の側より規定したるも其の結果は救護施設をして行爲を爲さしむることとなるを以て茲に同條の規定を爲したる所以である。(4)然れば同第五條の規定あるを以て地方長官の監督權は同條の規定のみに止まるものと謂ふべからざるは勿論、地方長官は救護施設の存在に必要な一切の事項を包含する監督權を有するものと謂へる。從て前節の八に述べたる救護施設の認可を受けたる事項に變更ありたるときは其の報告又は届出を徴し、變更の不適當なるときは之が改善を命じ、若し之に違反したるときは救護法第三十條に依り施設又は設備の認可の取消を爲し得べきものと解すべきである。(前節八の説明參看)

二 市町村長の監督權（特殊監督）

(一) 收容受託者に對する監督權 市町村長が被救護者を收容するは多くは自己市町村設置の救護施設に爲すものなれども、場合に依り道府縣若しくは他の市町村設置の救護施設又は私人の救護施設若しくは家庭其他の施設に委託することがある。此の場合に委託を爲したる市町村長は受託者たる救護施設に對して地方長官の有する如き監督權を有せざるも、受託者をして委託したる被救護者に對する適當なる救護を爲さしむる監督權を有する。故に市町村長の監督權は救護施設其ものに付て有するに非ずして、委託したる被救護者の救護に付てのみ有するのである。從て委託を爲さざるときは委託を受くべき救護施設に對して何等の監督權を有たぬ。

市町村の監督權は委託したる被救護者に付てのみ有するものなるを以て、其の範圍は(一)地方長官に付て認められたる救護施設の爲し得る程度に於て市町村長の收容を委託したる個々の被救護者に付き適當なる救護を



行はしむるに在る。(2)故に之が爲めには救護施設に對し委託したる被救護者に付ての必要な報告を徴し、説明を求め又は救護の状況を視察することが出来る。救護法施行規則第九條に「市町村長は被救護者の收容の委託を受けたる者に就き必要な報告を徴し、説明を求め又は状況を視察することを得」と規定せるものが之である。(3)但し市町村長の監督権は收容の委託を受けたる救護施設をして被救護者に付ての適當なる救護を爲さしむるに在るが故に、施行規則第九條に規定したる報告を徴し、説明を求め、状況を視察するは其の監督権施行の資料と爲す爲めである。(4)従て市町村長の監督権の資料と爲すものは施行規則第九條に規定したる事項のみに止まらず、救護施設其他被救護者の收容の委託を受けたる者が市町村長の要求を俟たず同則第十條の「左の場合に於ては被救護者の收容の委託を受けたる者は直に其の旨市町村長に届出づべし、一被救護者死亡したるとき、二被救護者救護法第二十九條各號の一に該當すと認めたる時、三前二號に掲ぐる場合の外救護の廢止、停止又は變更を要すと認めたる時」との規定の届出を爲すべき所以のものは畢竟市町村長の監督権の資料と爲す爲めである。而して市町村長は之に因りて或は救護方法の變更を請求し、若くは委託を停止し又は解除する等被救護者の救護の適當に行はるゝことの監督権を有する。

市町村長の右の監督権は被救護者に付て存するのであるから、府縣設置の救護施設に委託したる場合には其の府縣の救護施設に對して之を有し、他の市町村の設置の救護施設に委託したる場合には其の救護施設に對して之を有し、其他私人の救護施設又は家庭若くは他の施設に委託したる場合には其の私人の救護施設又は家庭其他の施設に對して之を有する。施行規則第九條及び第十條が單に「救護施設」と謂はずして廣く「被救

護者の收容を受けたる者」と規定したるは之が爲めである。

(2) 醫師、産婆等に対する監督権 市町村長は右に述べたる如く被救護者の收容を委託したる救護施設其他委託を受けたるものに對して監督権を有するのみならず、仍は醫療、助産に付き指定したる醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆に對しても監督権を有する。被救護者の醫療及び助産は救護施設に收容する場合の外は施行令第九條及び第十條に依り市町村長に於て他の醫師、齒科醫師、藥劑師又は産婆を指定して其の治療、助産又は藥劑を受けしむるを原則とする。故に是等の指定を爲して救護を受けしむる場合に於ては其の醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆をして適當なる處置を採らしめ以て救護の目的を達するが爲め適當なる監督を要する。但し其の監督権は被救護者に付て指定したる醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆に對してのみ有するものなるが故に、縦令ひ指定を爲したるも治療、助産を受けしむる被救護者なきときは監督権はない。

然れども市町村長の醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆に對する監督権は其の醫療又は助産若くは藥劑を受くる被救護者に付てのみ存し其の範圍に止まるも、(1)其の範圍内に於ては醫師、藥劑師、産婆をして適當なる醫療、助産を爲し、藥劑を投ぜしむる監督権を有する。(2)故に之が爲めには醫師、藥劑師、産婆に就き其の醫療又は助産に關して帳簿、書類を調査し、必要な報告を爲さしめ又は説明を求むることが出来る。救護法施行規則第十一條は之を規定し其の監督の資料と爲し得べきものとした。(3)従て指定したる醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆が適當なる治療、投藥、助産を爲さざるときは之に注意を爲し、或は治療、助産を停止し若くは指定の廢止を爲すことを得る。



以上醫師、藥劑師、産婆等に關する市町村長の監督權は救護施設に關するものに非ず、而して本章は救護施設に關する場合なるも併せて茲に述べるのである。

## 第六節 救護施設の廢止

救護施設の廢止には施設の自發的のもの、地方長官の強制的のものとなる。

### 一 救護施設の自發的廢止

救護施設には道府縣設置のもの、市町村設置のもの、私人設置のもの、三種あるが、其の何れも義務として之を設置するものでなく、任意に設置するものである。道府縣、市町村は其の設置の必要ある場合に於ては之を設置すべき行政上の責務は存するも必しも法律上の義務はない。私人に至つては全然其の義務はない。是れ既に述べたる所である。斯くの如く救護施設は認可は要するも元來任意設置のものなるを以て、之を廢止する場合に於ても任意に自發的に廢止が出来る譯であるが、之に許可を要するものと然らざるものがある。

(1) 許可不要の廢止(道府縣立施設) 道府縣設置の救護施設は何時にても其の單獨の意思に因り直に其の效力を生ずる廢止を爲すことが出来る。即ち何等の許可をも要せず直に廢止が出来る。道府縣設置のものは其の設置に何等の認可をも要せぬから其の廢止にも許可を要せぬ。許可を要するものとするも地方長官は自ら之を廢止して自ら之を許可するに過ぎず、自己の行爲を自己で許可するが如きは理論にも反し、實際にも無用の冗事である。

(2) 許可を要する廢止(市町村及び私人の施設) 市町村及び私人設置のものも純理上に於ては任意に自發的に廢止することが出来る譯である。蓋し認可は要するも元來法律上の義務なくして任意に設置したるものなるが故に、之を廢止せんとすれば又た任意に之を爲し得べきことは理論上に於ては當然であるからである。然れども救護法施行規則は其の法力を以て此の純理に反し、廢止を爲さんとするときは地方長官の許可を受くべきものとした。即ち同則第四條に「救護施設を設置したる者之を廢止せんとするときは左の事項を具し地方長官の許可を受くべし」と規定したものが之である。

故に市町村及び私人設置の救護施設の廢止の許可は廢止行爲の構成條件であつて有效條件ではない。即ち許可あつて初めて廢止の行爲は成立し、許可なくんば廢止行爲は成立しない。救護施設の設置に付ては救護法第七條に於ては「地方長官の認可を受くべし」と規定し「認可」と謂ひ、廢止に付ては救護法施行規則第四條に「許可を受くべし」と謂ひ「許可」と書き分けて居る。一は救護施設として認めるものであつて、廢止は之を廢止することを許すものである。施設の設置は任意に設置したるものを單に承認するのであるが、廢止は設置せられあるものを破壊することを許すものである。

何が故に市町村及び私人設置のもの、廢止には其の許可を要するか、蓋し朝設暮廢は徒らに人心の期待を裏切り、社會の事態を複雑ならしむるのみならず、既に一度び設置ある以上被救護者もあるべく、財産の關係を生ずべく、是等の適當の處分を爲さずして突如廢止して顧みざるが如きは社會を害すること尠からず、故に其の廢止には許可を得せしめて以て其弊と害とを防がんとするに在る。



(3) 廢止申請に具すべき事項 前號の廢止に付て許可を要する場合に於ては其の廢止の申請書には救護法施行規則第四條に依り(一)廢止の事由(二)被救護者の處置(三)財産の處分の三事項を掲げねばならぬ。「廢止の事由」とは、廢止する原因たる事實即ち依て以て廢止せんとする原因たる事柄である。被救護者尠なく又は他に同一施設ありて施設存続の必要なきこと、財的窮乏に因り存続不能なること、設置者に於て存続の意思なきこと、私人設置の場合に於て經營者なきに至れるとき、建物其他設備の滅失したること等の如きである。

「被救護者の處置」とは施設廢止の場合に收容しある被救護者を如何にすべきかの處分である。救護法施行規則は之を廢止申請書に掲ぐべきものとして居るが、收容委託の場合に於ては其の委託行爲は施設が存続する間は委託する、施設が廢止されぬ間受託する、若し施設が廢止されるれば委託行爲は當然消滅するといふ解除條件附のものであつて、施設が廢止されるれば解除條件成就して委託行爲は解除せらるゝ。從て廢止後委託の解除に因り收容の被救護者を如何に處分すべきかは委託者の意中に存する所であつて、廢止者は特に之を處置する權利を有せざるべく、又た之を定むべき權利も義務もない。斯くの如く施設廢止後に被救護者を如何にすべきかの處置は委託者の決すべき所であるに拘らず、委託者に非ざる施設の廢止申請者に之を申請書に掲ぐべきことを命じたりとて、廢止者は之を掲ぐることは出来ない。強て之を廢止申請者に命ずるものとすれば廢止申請者は希望又は参考若くは助言として處置方法を記載し得るに過ぎない。唯だ市町村長が自ら自己の施設に收容したる場合に於ては施設廢止後は之を他の施設に委託するか又は居宅救護に變更する等其の處置を定め得るから、此の場合には之を廢止申請書に記載し得るは勿論である。

「財産の處分」とは、施設に關する財産の處分を謂ひ、他の同一目的の施設に寄附するか若くは之を他の用途に供する如きの類であるが、法人又は團體に於ては各其の機關に於て之を定むべく、市町村に於ては市町村會に於て之を決定すべきが故に其の處分方法に従ひ申請書に記載するを以て足りる。

(4) 廢止申請に具したる事項の性質 救護施設廢止の申請に具すべき事項は以上述べたる如く廢止の事由、被救護者の處置、財産の處分の三事項であるが、之を具する性質は何であるか。地方長官の廢止許可の参考即ち地方長官の廢止を許可すると否とを決定する單純なる参考資料たるに止まるか、又は廢止申請者の地方長官に對する一種の公法上の約束なるか、之を決するは廢止の實行に關し必要にして重大なる問題であるから左(5)に述ぶることとする。

(5) 廢止不許可の場合の處置 施設の廢止に許可を要する以上は、不許可の場合あるべきことは勿論である。廢止が不許可の場合には廢止の效力を生じないから、施設は依然業務を續行しなければならぬ。業務は續行しなければならぬが、廢止すべき事情あり、廢止すべき意思、希望あるのに廢止が出来ぬのであるから、業務を續行するのは詮方なしにするのである。詮方なしに、據ん所なくするのに決して能いことはない。能率は擧らず、救護は充分ならざるのみならず、若し出來得べくんば地方長官に施設認可の取消をして貰ひ度くなるであらう。地方長官が施設認可の取消をすれば施設は廢止したのと同じ結果に爲つて、結局は廢止の許可を得たと同一になる。但し此の場合には救護法又は之に基て發する命令又は處分の違反に爲り補助金を返還せしめらるゝことはあらうが、施設を廢止して許可を得た場合にも補助金を還付せしめらるゝ場合あり、其の類に



於て多少の差ありとするも、結局何れにするも補助金の還付は免れない。寧ろ希望せざる施設を繼續するよりは認可の取消處分を受けて施設を廢止し度いと考へる輩を生ぜずとも限らない。實際に於て斯かる場合を生ぜざるべきも想像は爲し得ざるに非ず。故に立法上に於ては斯かる實効なき不行爲の許可主義を採らず、寧ろ不行爲は届出主義を採り、廢止は一片の届出を以て足れりと爲し、同時に一方に行爲の命令主義を採り、廢止の届出ありたるときは地方長官は適宜に適當なる善後處置を命じ得るものと爲すを可なりしものと信ずる。

地方長官が救護施設の廢止を許可せざる場合には、救護施設は業務を續行すべきものと爲り、若し之を適當に續行せざりしときは私人設置のものに限り、地方長官は救護法第三十條に依り救護施設の認可の取消を爲し得ることは次ぎに述ぶる如くである。

## 二 救護施設の強制的廢止

(1) 強制的に廢止を爲し得る施設 救護施設は右に述べたる如く自發的に其の廢止を爲すことも出来るが、地方長官は強制的に其の廢止を命ずることが出来る。救護法は之を「救護施設の認可の取消」と稱して居る。同法第三十條に「第七條第二項の規定に依り設置したる救護施設が本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは地方長官は同項の認可を取消すことを得」と規定するものが之である。要するに強制的に施設の廢止を命ずるものに外ならない。

但し地方長官が強制的に施設の廢止を命じ得るものは、救護法第七條第二項に依り設置したる私人設置の救護施設に限る。故に市町村設置の救護施設に至ては救護法又は之に基きて發する命令若しくは之に基きて爲す處

分に違反するも其の認可の取消を爲すことは出来ない。蓋し市町村設置のものに付き地方長官が認可を爲すは施設の設置を認可するものでなく救護法第七條第一項に依り施設の「設備」のみを認可するもので、施設の設置を認可したものでないから、固より施設認可の取消を爲すことは出来ないからである。

然れば市町村設置の救護施設が其の認可を受けたる「設備」の壞廢不整を來したる場合にも地方長官は其の設備の認可を取消すことを得ざるか、曰く取消すことは出来ない。蓋し認可したる市町村の救護施設の設備に壞廢不整を來したる場合には地方長官は其の監督權に依り其の補充改善を命ずることを得べく、設備の認可を取消すの必要なきに依る、救護法第三十條は私人設置の施設の認可取消のみを規定して、市町村設置施設の設備の認可取消を規定せざる所以である。

(2) 強制的に廢止を爲し得る場合 地方長官は前述の如く私人設置の救護施設の認可を取消すことを得るも、其の取消を爲すには施設に左の違反行爲ありたる場合に限る。

- 一 本法の規定に違反したるとき。
- 二 本法の規定に基きて發する命令に違反したるとき。
- 三 本法の規定に基きて爲す處分に違反したるとき。
- 四 本法の規定に基きて發する命令に依る處分に違反したるとき。

故に右の違反行爲あるに非ざれば私人設置の施設と雖も其の認可を取消すことは出来ない。

## 三 救護施設廢止の實行



救護施設の廢止には右に述べたる如く自發的に廢止するものと、強制的に廢止せらるゝものとあるが、其の何れの場合に於ても廢止ありたる以上は其の實行を爲さねばならぬ。左に分説する。

(1) 自發的廢止の實行 市町村設置及び私人設置の救護施設が其の廢止を爲さんとするときには本節一の(2)に述べたる廢止の事由、被救護者の處置、財産處分の三個の事項を具したる申請を爲すべきを以て、廢止の許可ありたるときは申請に具したる如く被救護者の處置及び財産の處分を實行しなければならぬことは勿論である。然れども若し之を實行せざるときは其の處置は如何にすべきか。地方長官が單に「廢止を許可す」と指令したる場合に於て廢止者が廢止許可の申請書に具したる如く被救護者の處分を爲さずして之を放棄し若くは申請書に具したる如く財産の處分を爲さず、又は申請書に具したると異なる處置、處分を爲したるときは地方長官は何に依て如何に處置すべきか。此の場合に處すべき處分方法に付ては救護法令は何等の規定をも爲さない。

是に於て廢止者が廢止の申請書に記載したる被救護者の處置、財産の處分は單に地方長官の廢止を決定する参考に供したるものか、又は地方長官に對する廢止實行條件の約束なるかの問題を生ずる。之を單に参考に過ぎざるものとすれば之を實行せしむることの出來ぬのは勿論、之を約束と解するも私法上の契約でない以上約束を實行せざるときは結局行政執行法を適用するの外なかるべく、行政執行法第五條には「當該行政官廳は法令又は法令に基きて爲す處分に依り命じたる行爲又は不行爲を強制する爲左の處分を爲すことを得」とありて同法に依り處分するには「處分に依り命じたる」ものがなければならぬ。然るに若し廢止許可の許可書に單に「廢止を許可す」とのみあるときは特に命じたる處分なきを以て行政執行法を適用して強制處分を爲すことを得

ない。故に地方長官は廢止の許可を爲すに當ては、被救護者を如何に處置すべし、又は財産を如何に處分すべしと謂へる如く、特に處分に依り爲すべき命令を爲すことが必要である。否らざれば許可書の中に廢止申請書に記載せられたる事項を包含することを明かにして許可するの必要がある。但し之は地方長官の監督權に立脚して妥善なる善後の處置を取らんとする場合のことで、本來市町村長の他の救護施設に對する被救護者の委託は救護施設の存続する間に限りと謂へる解除條件附のものなるを以て、救護施設の廢止に因り解除條件成就し、委託が解除せられたるときは其後の被救護者の處置は委託したる市町村長の自由に決し得べき所である(八〇頁參看)故に假に地方長官が廢止施設に對し、被救護者を甲施設に移すべしと命令したりとしても委託市町村長が之を乙施設に委託せんとするときは必しも地方長官の廢止施設に對する命令に拘束せらるべきでない、何となれば委託を爲すは市町村長に專屬する權限で、地方長官の權限でないからである。

(2) 強制的廢止の實行 救護施設の強制的廢止は救護法第三十條の救護施設設置の認可の取消であるが、設置認可の取消は施設に違反行爲あり地方長官が取消を爲すものであるから、自發的廢止申請の場合の如く被救護者の處置、財産の處分等を記載したる書面がない。故に地方長官が單に設置の認可を取消す旨を通告したるのみにては被救護者を如何に處置し、財産を如何に處分すべきかの標準がない。自發的廢止の場合に被救護者の處置、財産處分を適當に實行せしむる必要ありとすれば強制的廢止の場合には特に之を適當に實行せしむる必要がある。然るに救護法施行規則第四條に於ては廢止許可の申請には被救護者の處置、財産處分を具すべきことを強ゆるに拘はらず、認可取消の場合には救護法第三十條に於て認可を取消し得ることのみを規定して被



救護者の處置及び財産の處分に付て何等顧みる所がない。是に於て認可取消の場合に施設が不當なる處置を爲し若くは不當に不行爲に放任する場合は何に依りて如何に之を處分すべきかの問題を生ぜざるを得ない。

然れども救護法令は右の處分に付て何等規定する所がないから、救護法第三十條に依り救護施設の認可の取消を爲し、同施行令第二十九條に依り補助したる費用の返還は命じ得べきも、被救護者の處置及び財産の處分に付ては地方長官は救護法の上に於ては其の處置、處分を命ずる權限は勿論、何等の權限を有たない。

然れば右の場合には結局行政執行法を適用するの外なきも、同法第五條を適用するには「處分に依り命じたる行爲」の命令がなければならぬ。然るに何等の命令を爲す權限なく單に「設置認可の取消を命ず」と謂へる取消命令のみにては行政執行法第五條に所謂「處分に依りて命じたる行爲」なるものはない。従て此の場合には行政執行法をも適用することは出来ない。結局救護法第三十條の場合に於ては設置認可の取消處分の外被救護者の處置及び財産の處分を命ずることは出来ないことになる。

然れども斯くの如く解するときは甚だしき不都合なる結果を來す虞れなしとせざるを以て、地方長官に救護施設設置の認可取消權ありとする以上は、其の取消命令の効果として必然的に發生すべき廢止の實行々爲をも命じ得る權限あるものとも解される。但し地方長官の命令に對する委託市町村長との關係は右の自發的廢止實行之終に述べたと同一である。

## 第四章 救護の種類及方法

### 第一節 總説

救護法は第一章に於ては救護を受くべき者即ち「被救護者」第二章に救護を行ふべき人即ち國家の機關として救護を行ふ所のもの、前章に於て救護するに用ゆる所の施設を定めたから、本章に於て救護の種類と方法を定めた。

#### 一 救護の種類の意義

救護の種類とは(1)生活扶助(2)醫療(3)助産(4)生業扶助の四種を謂ふので、即ち救護法第十條に「救護の種類左の如し、一生活扶助、二醫療、三助産、四生業扶助」とあるものが之である。但し救護法第十七條に於ては特に埋葬を定めたから、埋葬も救護の一種と謂ひ得るようであるが、第十條に「救護の種類左の如し」と謂ひ其中に埋葬を認めぬから、法文上埋葬は救護の種類とは見られない。蓋し埋葬は人を救護するものでなく、死亡したる被救護者の處置に關するものであるから之を救護の種類より除きたるものであらうが、救護法が恤救規則の救助米支給、特別救護制度の軍事救護法が生業扶助、醫療、金品給與のみを認むるに比し、助産と埋葬とを加へたるは救護の範圍を廣くして、救護の徹底を期したるものと見られる。



## 二 救護の方法の意義

救護の方法とは居宅救護と收容救護とを謂ふ。居宅救護とは救護を受ける者の居宅に於て救護を行ふもので、收容救護とは救護を受ける者を救護施設に收容し又は私人の家庭若しくは他の施設に收容を委託して救護を行ふものである。救護法は其の第十一條に於て居宅救護を原則とし、第十三條に於て收容救護を併用することを示した。埋葬は前述の如く生存せる人を救護するものでなく、被救護者の死後の處置たる一の附加行爲に過ぎぬから勿論居宅救護でもなく、又た收容救護でもない。故に別に第四節に於て説明する。

## 三 救護の種類及び方法の區別

救護法は前述の如く生活扶助、醫療、助産、生業扶助を救護の種類と明示して居る。而して前述の救護の方法即ち居宅救護及び收容救護は特に法律に明言したるものはないが一般に之を救護の方法と稱して居る。然れども「救護は如何なる方法に依て之を行ふか、曰く生活を扶助して之を行ふ、醫師の治療を以て之を行ふ、助産して又は生業扶助を以て之を行ふ」と謂へば生活扶助も、醫療も、助産も、生業扶助も皆な救護の方法と謂へることは恰も「救護は如何なる方法に依て之を行ふか、曰く被救護者の居宅に於て之を行ふ、救護施設に收容して之を行ふ」と謂ふと同一である。更に又た「救護に如何なる種類ありや、曰く居宅救護あり、收容救護あり」と謂へば居宅救護も收容救護も救護の種類なりと謂へる。故に救護の種類と謂ひ方法と謂ふも其の觀察點の異なる區別に過ぎないが、救護法に於ては右の二及び後の第二節に述べたる如く區別して居る。

又た救護法が救護の種類として規定せるもの、中にも各方法がある。「生活扶助は金錢又は物品の給與に依り

之を行ふ(令七)と謂ふは生活扶助の方法である。「醫療は救護施設又は市町村長の指定したる醫師若しくは齒科醫師に就き之を受けしむ(令九)と謂ふは醫療の方法である。救護法第一條第一項に於て救護の種類左の如し、第二項に於て「前項各號の救護……の方法は勅令を以て之を定む」と謂ひ、右施行令に定めたる生活扶助の金錢、物品の給與、醫療の醫師に就て受けしむることは救護法に於ても之を「方法」と明言して居る。故に救護法の認めたる救護の種類中にも各其の別個なる方法がある。

右の如く見れば種類と謂ひ、方法と謂ひ何れにも見ることが出来るが、要するに救護法は一及び二に述べたる如くに區別した。従て居宅救護及び收容救護を救護の方法と見れば夫れは救護の大部分的方法にして、各種類に特有なるものは各種別的方法である。

## 四 救護の費用

救護の爲め支出すべき費用は次節の各救護の種類毎に述ぶるが、救護法施行令第十九條に於て被救護者の移送の費用を認め「救護の爲め被救護者の移送を爲したる場合に於ては其の實費を支出することを得」と規定した。蓋し救護の爲めに被救護者を移送する場所と方法とは具體の場合に依りて異なり、其の支出すべき費用も亦た抽象的に之を定むることを得ないから其の實費を支出すべきものとしたのである。而して此の移送の費用は生業扶助の場合を除くの外生活扶助、醫療、助産の各種類に共通の事項なるを以て以下の各節毎に述ぶるを省き茲に一言して置く。



## 第二節 救護の種類

救護の種類は前節に述べたる如く(一)生活扶助(二)醫療(三)助産(四)生業扶助の四種で、「生活扶助」とは貧困にして生活し能はざる者に生活に必要な金銭、物品を給與するを謂ひ、「醫療」とは疾病、傷痍に悩む者に對し適當なる醫療を行ふを謂ひ、「助産」とは妊産婦に對して出産を助くるを謂ひ、「生業扶助」とは多少勞働能力ある者に對し生業を爲す所の扶助を行ふを謂ふ。從て疾病、傷痍者、妊産婦に非ざる者に對しては生活扶助のみを爲すを以て足るものもあるべく、又た生活扶助は要せざるも醫療、助産の救護のみを要するものもあるべく、或は生業扶助を爲すのみを以て足り生活扶助、醫療、助産を爲す必要なものもあるべく、或は生活扶助と同時に醫療、助産等他の種類の救護を要するものもあるべし。斯かる場合に於て救護の種類中何れの救護を行ふべきかは救護機關たる當該市町村長が被救護者の具體的狀態に依て定むべき所である。左に右の救護の種類に付き更に分説する。

### 一 生活扶助

(一) 生活扶助の意義及び方法 生活扶助とは貧困にして生活し能はざる者に對し生活し得る扶助を爲すを謂ふ。必しも生活費の給與に限らず、物品の給與を以て足る場合に於ては其の物品を給付するを以て足る。食餌衣類、住居を與ふるが如し、必しも金銭を以てするを要せず。救護法施行令第七條に於て「生活扶助は金銭又は物品の給與に依り之を行ふ」と謂ひ「又は物品」と謂ふを以て明かである。固より生活を爲し得る生活費たる

る金銭を給するを以て足り又は之を適當とする場合には其の金銭を與ふるを以て足れることは勿論なるも、必しも生活費たる金銭の給與のみに限らず、物品の給與を以ても足るが故に、生活扶助を以て生活費の給與のみ解することは出来ない。

(二) 生活扶助と生業扶助の別 救護の他の種類なる生業扶助は同じく金銭、物品の給與を爲すことはある。然れども其の金銭、物品の給與は生業に必要な資金、資料と爲すことを目的とするのであるが、生活扶助の金銭又は物品の給與は生業に必要な爲めに非ずして、直接生活を爲す爲めに必要なことを要する。之が兩者の同じからざる所である。

(三) 生活扶助の程度 生活扶助は生活に必要な金銭又は物品の給與に依り之を行ふべきものであるが、其の給與を生活費とし其の範圍を具體的に明示せる立法例なきに非ざるも救護法は之を明示する所がない。然れども生活扶助は醫療、助産と異なり、貧困にして生活すること能はざる者を救護するものであるから其の直接に生活することを得るまでに給與を爲すに非ざれば救護の目的を達することを得ない。故に其の給與の範圍は法定の範圍に於て直接生活し能はざる範圍を脱するまでの程度に達することを要し又た其の程度に達するを以て足ると解す。或は右の給與を衣食住の費用と解するの結果、生活維持の爲め要する最少限度の費用とし其の生活費は社會通念に依て定むべきものとする説なきに非ざるも、給與を一定の費用と解すればこそ斯くの如く社會通念に依り最少限度の費用たると否とを決せざるべからざるに至るべきも、給與を一定の費用と解せず生活に必要な金銭、物品の給與とすれば必しも社會通念に依て之を定むることを要せず、個々の被救護者に付



き具體的事情に依て之を決するを以て足りることゝ爲る。故に社會通念を以て之を決するとの説は内務大臣又は地方長官が救護費用として一定の限度を定むるに付ては社會通念を基礎として定むることゝしたとの謂とも解せらるる。

十三歳以下の幼者の救護に付ては生活扶助が最も多きを占むる。従て此の幼者の生活扶助中には幼者の教育に必要な學用品の給與も之を含むべきや否や。或は救護法が幼者を被救護者に加へたるは幼者に生活の保障を與へ、心身の過勞を防止する共に義務教育を受くる機會を得せしめんとするの趣旨より出でたるものとし、以て學用品の給與も生活扶助中に包含せしむべきものとする説なきに非らず。然れども救護は貧困にして生活し能はざる者を救済することを目的とするもので、普通の教育ある國民を養成することを目的とするものではない。俗語を以て謂へば「食ふか、食はぬか」「生きるか、死ぬか」の境遇より救はんとするもので、生きることを得る者に更らに「磨き」を掛けようとするものではない。「救護法第一條の貧困にして生活し能はざる者」の一語は此の意を盡すに於て充分である。文明の程度如何に依つては教育も生命の一部で、教育なき者は生命の幾分を缺て居るとも謂ひ得ざるには非ざるべきも、現時の我邦に於ては義務教育の機會を得ざるを以て生活し能はざる者とは謂ひ得ない。所謂缺食兒童の缺食の連續し若くは回数多きものゝ如きは生活し能はざる程度に陥りたりと見得らるべきも、學用品を缺ける者の如きは未だ以て生活し能はざる者とは爲し得ない。救護が教育を目的とするものに非ざる以上、上述の如く決するを相當なりと解する。社會局の説明とは反對である。

(4) 生活扶助支出費用の限度 生活扶助は生活し能はざる範圍を脱するまで救護するを要することは右に述

べたる如くであるが、救護法施行令は之が爲めに支出する費用の限度を定め第十三條に於て「救護法第十一條の規定に依る居宅救護の場合に於て生活扶助の爲支出する費用の限度は一人一日二十五錢以内、一世帯一日一圓以内に於て地方長官之を定むべきものとした。故に居宅救護の場合に於て地方長官は此の勅令の定めたる限度内に於て更に其の府縣内に通ずる一定の支出費用額を定むべきものである。社會局は各地方長官に對し「居宅救護の場合に於ける生活扶助給與額の限度を定むる場合は大體左の標準に依られたし(イ)都市及び之と事情を同じくする近接町村一人一日二十五錢以内、一世帯一日一圓以内(ロ)其他の町村一人一日二十錢以内、一世帯一日八十錢以内」と通牒した。

被救護者が世帯を有するときは全世帯の總員が貧困にして生活し能はざる状態に在るを常とする。即ち世帯の總員が被救護者である。右の規定に於て「一世帯一日一圓」と謂へるは此の場合を想像したものであるが、此の場合假に一人二十五錢、一世帯一圓として、例へば世帯員が二名なるときは人員本位に因り一人二十五錢づゝ計五十錢を給すべきか將た世帯本位として一圓を給すべきか、一圓を給すれば一人五十錢づゝと爲る又は世帯員六名の場合に人員本位として一人二十五錢づゝ給すれば一圓五十錢と爲り、世帯本位に給すれば一圓に過ぎずして一人十六錢六厘と爲り頗る公平を失ふ。果して何れを本位とすべきか。蓋し世帯生活即ち共同生活は其の個々人員の生活費を減じ得べきは勿論にして、施行令が人員本位と世帯本位との二主義を併用したるより推論すれば結局立法の趣旨は費用の少額を企圖したるものと謂へる。故に右の場合には二主義の計算を比較し何れにても其の少額のものに依るべきものと解する。即ち前例の一世帯二人の場合は人員本位として一



人二十五錢づゝ五十錢。六人の場合は世帯本位として一圓を給することゝ爲る。但し此の計算に依るときは世帯員多數なる程一人當りの額は減ずるも、世帯員の甚だしく多數なることは實際存せざるべきが故に右の如く解するも甚だしき不公平を生じない。

生活扶助は被救護者が生活し能はざる範圍を脱するまで救護すると共に生活し能ふべき範圍まで救護するを以て足ることは前に述べたる如くなるを以て、居宅救護の場合に於て市町村長は地方長官の定めたる支出費用の限度内に於ては個々の被救護者に付き具體的事情に従ひ適當と認むる所に依り金錢又は物品の給與を爲すことを得べく又た其の給與を爲すを以て足り、必ずしも地方長官の定めたる限度額を給與することを要しない。假に地方長官が一日一人二十錢と定めるときは雖も事實十五錢を以て足るときは十五錢を給與するを以て足り、若し此の場合に被救護者に五錢の收入あるときは不足額の十錢を與ふるを以て足りる。従て一日一人二十五錢以内に於て地方長官の定めたる額は生活を維持し得べき費用の最少限度を定めたるものとは解し得ない。

然るに社會局の説明に依れば「一人一日二十五錢以内、一世帯一日一圓以内と謂ふのは、被救護者が生活を維持し得べき最少限度であつて、生活扶助として給與することを得る限度でない」と謂つて居る。若し此の説の如く「一日一人二十五錢以内」と謂ふのが「被救護者が生活を維持し得べき最少限度」であるとすれば物價非常に低廉の地にして事實上生活に十五錢を以て足る地に於ても地方長官が其の以上に定めるときは其の定めたる額を給與しなければならない。地方長官は實際の状況に依り適當に定むるであらうが、其の定めたる以内に於て生活し得る場合がないとも限らぬ。此の場合に地方長官の定めたる所以を以て必ず其の額を給與しな

ければならぬとは解し得ない。其の給すべき額は地方長官の定めたる範圍に於て市町村長が具體的事實に依て之を定むべく「一日二十五錢以内」と謂へるは支出すべき費用の最高限度であると解するを相當と信する。従て市町村長は地方長官の定めたる範圍以上に超越して支給することは出来ないが、其の以下に於ては事情に従て適宜之を支給することが出来る。

(5) 特別の場合の支出費用の限度 但し被救護者の状態、物價の昂騰若くは土地の状況其他特別の必要ある場合に於ては救護法施行令第二十一條に於て「特別の必要ある場合に於ては地方長官は内務大臣の認可を受け第十三條……に規定する制限を超過し生活扶助……の爲支出する費用の限度を定むることを得」と規定せるが故に地方長官は一人一日二十五錢、一世帯一日一圓以上を超過して費用を定むることを得べく、市町村長は其の超過限度までの支給を爲すことを得るは言を俟たない。従て又た地方長官が超過して定めた場合でも苟も最少限度を定めざる以上は市町村長は適當と認むるときは規定の額又は其以下の額の支給を爲すことを妨げない。

(6) 收容救護の支出費用の限度 右は居宅救護の場合なるも收容救護の場合に付き救護法施行令は第十六條に於て「救護法第十三條の場合に於て生活扶助……爲支出する費用の限度は内務大臣の認可を受け地方長官之を定む」と規定した。故に此の場合も亦た支出すべき費用の限度は内務大臣の許可を受け地方長官に於て一定の限度を定むべきものなるも、生活扶助は生活し能ふべき範圍にまで救護するを以て足ること前に述べたる如くなるを以て、若し市町村長に於て其の限度以下に於て收容を爲し又は私人の救護施設、私人の家庭其他の施設に對し收容せしめ得るに於ては其の個々の具體的事情に因り適當の支出を爲すを以て足り、必しも地方長



官の定めたる額の支出を爲すを要せざるは勿論である。

(7) 給與金、物品の前渡 生活扶助の爲に給與する金銭又は物品は、必要に應じて給與すべきものであるから、其の必要の度毎に給與すべきものであるが便宜の爲めに救護法施行令第八條第一項に依り一月分以内限り之を前渡することが出来る。但し一月分以内に限るから如何なる場合に於ても一月分以上の前渡は出来ない。一月以内に於ける日數又は之を分割し返還不能を來さざるよう事情、場合に依り適當に爲すことを要する。前渡は主として居宅救護の場合に爲し得るものであるが、收容救護の場合に於ても若し金銭、物品を給與する場合ありとすれば同じく前渡を爲すに妨げない。

(8) 前渡給與の返還 前渡したる金銭、物品は、給與すべき時期前に前渡したるものであるから、若し其の給與すべき前に救護が廢止せられ、又は停止せられ若くは救護が他の種類に變更したるとき、例之ば生活扶助が醫療と爲り金銭、物品の給與を必要とせざるが如き場合に於ては給與を受けたる者より之を返還すべきものであることは勿論である。然れども被救護者が已むことを得ざる事由に因りて其の前渡したる金銭、物品を費消したるか、又は喪失し而して之を返還する資力なきときは救護法施行令第八條第二項に依り之を其儘にして返還せしめざる事が出来る。但之を返還せしめざるが爲めには第一に已むことを得ぬ事由に因つて消費、喪失したのでなければならぬ。「已むを得ざる事由」の有無は専ら市町村長の認定に屬するも例之ば巧妙なる詐欺に罹りて費消し、水火災盜難に因りて喪失したる類である。第二には返還の資力なき場合なることを要する。故に已むことを得ざる事由に因りて費消、喪失するも返還の資力あるときは之を返還せしめねばならぬ。

(9) 返還給與の相殺 前渡したる金銭、物品中右に述べたる所に因り返還せしむべきものある場合に、若し仍ほ後に給與せねばならぬ金銭、物品あるときは、救護法施行令第八條第三項に依りて其の返還せしむべきものに相當する額を、後に給與すべき額の中より引去りて給與することが出来る。要するに授受の簡捷を圖りたると重複給與を避くる爲めに過ぎぬ。

右の規定たる救護法施行令第八條第三項には「救護の廢止、停止又は變更の場合に於て……減することを得」と規定せるも、救護が廢止せられ、停止せられ、若くは變更せられて最早や給與を爲す必要なければこそ前渡したるものを返還せしむるのであるから、右の救護の廢止、停止、變更の場合には「後に給與すべきもの」は無き筈である。蓋し萬一給與する場合あることを豫想したものであらうが、右の規定に「救護の廢止、停止又は變更の場合に於て」の語あるが故に却て斯かる疑を生ずる。右の文辭は冗語である。

## 二 醫療

(1) 醫療の意義 救護の第二種なる醫療とは疾病、傷痍に付ての診断、治療、手術、その他醫學上の處置にして救護に必要なものを謂ふ。鍼術、灸術、マツサージ、催眠術、電氣利用、光線浴の如きものも醫術上の理由に於て醫師が之を施す場合に於ては所謂醫療である。

醫療も救護の方法たるには貧困にして生活し能はざる爲めなることを要する。貧困にして衣食住を辨する能はざる上に更に醫療を要する場合は勿論、衣食住は辛じて之を辨じて得て衣食住の點に於ては生活し能はざるに非ざるも、醫療の資に至ては之を缺き、其の醫療を爲すに非ざれば漸次重きを加ふる者の如きは等しく生活し



能はざるものである。以上二者の如きは最も多きものにして最近の調査に於て疾病、傷痍者は一萬一千七百十八人を算し、中には醫療を要せざるものも存するも、醫療に要する七年度豫算計上費は四十五萬三千圓に上つて居る。

助産も醫學上に於ては廣き意義の醫療であるが、助産は胎兒の分娩の補助行爲及び之に伴ふ範圍のものを謂ひ醫療と區別する。救護の上に於ては下に述ぶる如く救護の期間に於て差異がある。

(2) 醫療の方法 醫療の方法は救護法施行令第九條に於て「醫療は救護施設又は市町村長の指定したる醫師若しは歯科醫師に就き之を受けしむ醫師又は歯科醫師處方箋を交付したるときは市町村長の指定したる藥劑師に就き藥劑を受けしむ」と規定するから、左の如くである。

- A 救護施設に就き之を受けしむること。
  - B 市町村長の指定したる醫師、歯科醫師に就き之を受けしむること。
  - C 醫師、歯科醫師が處方箋を交付したるときは市町村長の指定したる藥劑師に就き藥劑を受けしむること。
  - D 救護を受け又は受くべき者急迫の事情あるときは市町村長の指定せざる醫師、歯科醫師に就き之を受くること(令一一)。
- (A) 救護施設 右の救護施設に就き之を受けしむる場合は、例之ば救護施設たる某病院に於て醫療を受くる如き場合であつて、市町村長の指定を要しないが。此の「救護施設」と謂ふは其の被救護者を收容したる施設そのものを謂ふか、又は收容せざる施設をも含むか、換言すれば收容被救護者が其の收容施設に於て醫療を受くる場合は勿論、居宅救護者も或る救護施設に就て醫療を受くることを得るか。居宅救護者と雖も或る救護施設たる病院に就き醫療を受けんとする場合もあらう。此の場合にも救護施設に就き受け得らるゝものとするれば、救護施設に就き受くる場合には市町村長の指定を必要としないから被救護者は何れの救護施設に就き受くるも自由である。果して然れば醫師に就き受くる場合には市町村長の指定あるを要し、救護施設の場合は指定を要せずとしたる立法上の理由は如何。蓋し救護施設は救護を目的として設置したるものなるが故に、之に就て醫療を受けしむることは救護の目的に適合するから敢て市町村長の指定を要せざるものとしたのである。故に右Aの救護施設に於て醫療を受くることは居宅救護の場合と收容救護の場合との何れの場合にも適用せられ、居宅救護者も指定醫師に限らず救護施設に就き醫療を受くることを得べく、從て救護施設なる以上市町村長の指定を俟たず、何れの施設に就ても之を受くることゝ爲ることゝ爲る。

此の解釋に依れば救護施設は單に收容の委託のみを受くるものでなく、收容の委託を受けざるも醫療のみを爲す場合もあることゝ爲る。

(B) 指定醫師 居宅救護者と雖も自由に救護施設に就き醫療を受くることを得るが、醫師、歯科醫師に就て之を受くることも出来る。但し此の場合には市町村長の指定したる醫師、歯科醫師なることを要する。施行令第九條に「市町村長の指定したる醫師若しは歯科醫師」とある。市町村長の指定したるものたることを要するは、市町村長は醫療費用等につき豫め醫師と協定し置くの必要あるからである。

市町村長の醫師、歯科醫師の指定は豫め協定の上之を指定し置くも、又は醫療救護を要する度毎に指定す



るも便宜に依るが、社会局は各地方長官に宛て「医療を行ふべき醫師は成るべく其の市町村に於ける醫師全部を指定せしむること、歯科醫師、薬剤師又は産婆に付ても大體右に準じ取扱ふこと」と通牒した。

(C) 薬剤師 薬剤は目下の医療上に於ては醫藥分業の制は剗然と行はれず、醫師に於て投薬するを常とするも、醫師の便宜、患者の状態等に因り処方箋を交付して薬剤師より薬剤を受けしむることがある。此の場合に於ても前項醫師の場合と同じく、市町村長の指定したる薬剤師に就き薬剤を受けしむる。理由は醫師の場合と同一である。

救護法施行令第九條には「醫師又は歯科醫師処方箋を交付したるときは」とあるも、医療は右Aの如く救護施設に就ても受くることも出来る。而して此の救護施設例へば病院を右Bの醫師と別に見るときは、救護施設たる病院より処方箋を交付することもあらう。此の場合に於ても醫師の処方箋を交付したる場合と同じく市町村長の指定したる薬剤師より薬剤を受くべきことは勿論である。

(D) 急迫醫療 医療を受くべき者が急迫の事情あるとき、例へば急病にて市町村長の指定したる醫師の医療を受くること能はざるときは、施行令第十一條に依り市町村長の指定せざる醫師に就ても医療を受くることが出来る。

救護法施行令第十一條には「市町村長の指定せざる醫師、歯科醫師」とありて同令第九條の如く「救護施設」の語がないから救護施設に就て医療を受くることは出来ぬように解されるが、第九條には「医療は救護施設又は市町村長の指定したる醫師」とあつて急迫ならざる場合に於ても救護施設に就て受けることが出来

るのであるから、急迫の場合に於ては仍更ら救護施設に就て受けることが出来るのは勿論である。

救護法施行令第十一條には「救護を受け又は受くべき者」とある。故に現に救護を受けつゝある者は勿論未だ被救護者として認定せられざる者でも急迫の場合に医療を受け、而して其の者が當時被救護者たるべき資格あり後に被救護者たるの認定を受けたるときは、即ち救護法に依る救護としての医療を受けたるものと爲るが故に、其の医療の費用は救護の費用として支出せらるゝのである。

(3) 普通醫療費用の限度 救護法施行令第十四條に「居宅救護の場合に於て医療の爲支出する費用の限度は内務大臣の認可を受け地方長官之を定む」同第十六條には「收容救護の場合に於て……医療の爲支出する費用の限度は内務大臣の認可を受け地方長官之を定む」とありて二者同一なるが故に、居宅救護の場合でも、收容救護の場合でも、医療の爲めに支出すべき費用の限度は内務大臣の認可を受けて地方長官に於て之を定むべきものである。故に市町村長は地方長官の定めたる限度内に於て之を支出する。

地方長官が費用の限度を定むるには醫師會等と協定して適當の範圍に於て之を定むべきは勿論であるが、地方長官は醫師を拘束し、強制することは出来ぬから、地方長官の定めたる限度内に於て施設及び醫師の應ぜぬ場合なしとも限らぬ。故に市町村長は豫め醫師と協定を遂げ、突嗟の場合遺算なきことを要する。

國庫は昭和七年度救護實施經費中醫療費として四十五萬三千圓を計上したが、社会局は各地方長官に宛て「醫療費の限度は成るべく輕費を旨とし、現に行はるゝ恩賜財團濟生會其他の救護事業の状況を參酌し、醫師會と協議を爲す等充分なる調査を遂げて之を定むること」と通牒した。



(4) 急迫醫療費用の限度 急迫醫療を要する場合には市町村長の指定せざる醫師に付き醫療を受けることを得ることは前のDに述べたる如くであるが、此の場合には施行令第十七條に依り前項に拘らず其の實費を支出することが出来る。豫め指定なく、費用の協定なき醫師に治療せしめたる以上は、其の請求する費用は之を支出せざるを得ないのは當然である。「實費」と謂ふは醫師の請求する額の費用である。

(5) 醫療費用の支拂 醫療の費用は直接に市町村長より醫師に支拂ふべきもので、被救護者に給與すべきものでない。故に各市町村の支出規定に依るか又は醫師と特に協定を爲し置くことが便宜である。従て生活扶助の給與の如く被救護者に對する前渡と其の返還の如き規定はない。

### 三 助産

(1) 助産の意義 助産とは分娩の補助行爲を爲すことを謂ふ。廣き意義に於ては醫療の一種であるが、分娩は一の生理的作用で疾患でないから其の補助行爲を醫療と區別し「助産」と規定した。

妊娠及び分娩は生理的現象で疾病でないから、其の補助行爲は助産であるが、妊娠、分娩に原因しても妊娠分娩の範圍を離れて疾病と爲り、若くは妊娠、分娩の作用と同時に疾患に罹り醫療を要するときは其の部分は醫療行爲で、助産と醫療との救護種類の併發である。

妊産婦にして貧困の爲め生活し能はざる者は救護法第一條第三號に依て救護せらる。此の場合の救護の種類は生活扶助である。而して此の妊産婦は分娩の場合に於ては助産の救護を受ける。貧困の爲め生活し能はざる者が助産の費用を支出し得べき筈はないからである。然れば此の場合も亦た生活扶助と助産との救護種類の

併發である。

妊産婦にして辛うじて衣食住の生活は爲し得るも分娩を爲すが爲めに労働を爲すこと能はず、爲めに衣食住を缺き生活を爲し能はざるときは、是亦た貧困の爲め生活すること能はざる者なるを以て生活扶助を受け、同時に助産の救護を受ける。従て此の場合も生活扶助と助産との救護種類の併發である。

然れども分娩を爲し其間労働を缺くも生活を爲し得べき物資を有し、唯だ分娩の費用に限り辨すること能はざる者は貧困の爲め生活し能はざる者と爲し得べきや否や。蓋し分娩の費用に限り辨すること能はざる者と雖も、分娩には必然的に或る費用を要し、其の費用は生活上缺くべからざるものにして、是れなくんば生活し能はざるものと謂ふべく、従て分娩の費用のみ辨すること能はざる者も亦た貧困の爲め生活し能はざる者として助産の救護を受けることが出来る。唯だ此の場合に於ては生活扶助を必要とせず、純然たる助産の救護のみである。若し此の場合に醫療をも要するときは助産と醫療の二種併發と爲し得る。

(2) 助産の方法 助産の方法は救護法施行令第十條に於て「助産は救護施設又は市町村長の指定したる醫師若は産婆に就き之を受けしむ」と規定せるを以て左の三方法である。

A 救護施設に就き之を受けしむること。

B 市町村長の指定したる醫師又は産婆に就き之を受けしむること。

C 救護を受け又は受くべき者急迫の事情あるときは市町村長の指定せざる醫師又は産婆に就き之を受けること。

と。(令一)



右の三方法に付ては醫療に付き述べたる所と同一なるを以て參看を要する。

助産に付ては醫療の場合の如く藥劑師の藥劑を受くることを規定しない。蓋し助産に付ては其の場合なしと見たる結果であらう。

(3) 居宅救護の助産費用の限度

救護法施行令第十五條に於て「居宅救護の場合に於て助産の爲支出する費用の限度は十圓以内を於て地方長官之を定む」とある。故に地方長官は其の地方の状況に依り十圓以内の範圍内に於て適宜に之を定むべく、而して之には内務大臣の認可を要さない。居宅救護の醫療の費用を定むるには内務大臣の認可を要するが之には認可を要さない。此の他は醫療に付き述べたる所を參看することを要する。

(4) 收容救護の助産費用の限度

救護法施行令第十六條には「救護法第十三條の規定に依る收容救護の場合に於て……助産の爲支出する費用の限度は内務大臣の認可を受け地方長官之を定む」と規定しある。故に是亦た地方長官に於て之を定むべきものであるが、之には内務大臣の認可を要する。但し救護法施行令第十五條の居宅救護の助産の如く「十圓以内」の制限がないから十圓以上に定むるも内務大臣の認可さへあれば其の額には制限がない。

(5) 急迫助産費用の限度

救護を受け又は受くべき者が急迫なる事情あるときは、市町村長の指定せざる醫師又は産婆に就き助産を受くることを得るは救護法施行令第十一條の規定する所で醫療に付て既に述べたる所である。而して此の場合には同施行令第十七條に依り右に述べたる所に拘らず其の實費を支出することを得る。「實費」とは醫師又は産婆の請求する費用額であることも前に述べたる如くである。

(6) 助産の爲め支出する費用の意義

助産の爲めに支出する費用は右の如くにして定むるが、所謂「助産の爲支出する費用」とは何の費用を謂ふか。妊産婦を救護すべき期間は施行令第一條に依り長期普通二十八日間である。而して居宅救護の場合の助産費用は十圓以内であるから、右の二十八日間に分岐あり助産を爲したるときは、市町村長は右の十圓以内を支出するのみを以て足るか又は生活扶助の一日二十五錢以内二十八日分の外に仍ほ十圓以内を支出せざるべからざるか。蓋し此の場合之を二個に區別して論じなければならぬ。

A 助産とは胎兒の母體より分離するを補助する行爲及び之に伴ふ必要行爲を謂ふ。従て「助産の爲支出する費用」とは胎兒の母體より分離するを補助する行爲及び之に伴ふ必要行爲の爲めに支出する費用のみを謂ふのである。然れば「助産の爲支出する費用」中には母の生活扶助の費用の觀念は含まない。然るに施行令第一條の妊産婦を救護する期間（長期二十八日）内の救護は生活扶助である。故に此の生活扶助を受けつゝある妊産婦が助産の救護を受くるときは救護は生活扶助と助産の二種と爲る。従て一の生活扶助に對しては一日二十五錢以内地方長官の定むる限度の費用を給與し、助産に對しては別に十圓以内に於て地方長官の定むる「助産の爲支出する費用」を支出せねばならぬ。

B 然れども妊産婦にして衣食住の生活し得る物資を有し生活扶助は受けざるも、助産行爲の費用即ち「助産の爲支出する費用」を有せず、爲めに助産の救護のみを受けたるときは救護は助産の一種のみに止まり、之が爲めに支出すべき費用は「助産の爲支出する費用」のみに過ぎざるが故に、十圓以内に於て地方長官の定めたるものを支出するのみを以て足りる。



以上述べたる所に付ては(一)の「助産の意義」の説明を参看することを要する。

#### 四 生業扶助

##### (一) 生業扶助の意義

生業扶助とは生業に必要な金銭、物資の便を與へ、生業に就かしめて以て生活の資料を得せしめんとする救護である。故に生業扶助は生活扶助、醫療、助産の如く直接に被救護者の身體、精神を救護するものでなく、被救護者の勞務に因りて間接に救護せんとするものである。従て生業扶助の被救護者は多少の勞働能力あることを必要とするは勿論である。

生業扶助は被救護者の勞働能力に依る間接救護であるから、之を受くべき者は其の數甚だ尠ない。救護法は被救護者として六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者、妊産婦、勞働故障者の四者に制限したるを以て生業扶助を受くる者も此の四者中のでなければならぬ。然かも第四種の者には勞働能力の存する者なく、僅に他の三種中に於て少數を存するに過ぎまい、故に昭和七年度の國庫計上額に於て生活扶助の二百萬五千圓に對して生業扶助は僅に六千圓を計上したに過ぎぬ。併し早見の如く六十五歳以上の老衰者を單純に六十五歳以上の者と解するときには生業扶助を爲し得る者は増加すると思はる。

##### (二) 生業扶助の方法

救護法施行令第十二條に於て「生業扶助は生業に必要な資金、器具又は資料の給與又は貸與に依り之を行ふ」と規定するを以て此の方法に依るべきは勿論であるが、生業扶助を爲すべき者は一方に於ては多くは生活扶助を爲すべき者なるべく、又た其の救護の方法は金銭、器具、資料の給與若くは貸與に係るを以て之を費消、喪失、損壞せざらしむる注意を要し、其の扶助を爲すべきや否やの選擇及び其の監督は

嚴重なるを要する。

生業扶助を爲すべきや否やを認定する者は市町村長なるも、收容を委託したる場合に於ても生業扶助を爲すを適當と認むるときは其の施設に於て之を爲さしむるを妨げず。此の場合に於て收容の委託を受けたる者が生業扶助を適當ならずと認めたるときは、救護法施行規則第十條に依り其の廢止、停止若くは變更を市町村長に届出づべく、市町村長は其の判断に因りて廢止、停止又は變更を爲すべく、自己市町村の救護施設に收容し又は居宅救護の場合に於ても、生業扶助を不適當と認むるときは直に廢止、停止又は變更すべきは勿論である。

##### (三) 生業扶助の費用の限度

救護法施行令第十八條に於ては「生業扶助の爲支出する費用の限度は一人に付三十圓以内に於て地方長官之を定む」と規定した。然れども同第二十一條に於ては「特別の必要ある場合に於ては地方長官は内務大臣の認可を受け第十八條に規定する制限を超過し……生業扶助……の爲支出する費用の限度を定むることを得」と規定したるが故に、右の制限を超過して定むることが出来る。

生業扶助の爲め支出すべき費用の額は右の如きが故に、其の何程を資金とし、何程を器具、資料に供すべきかは市町村長の定むる所に依る。但し支出額は被救護者を標準とし一人に付き普通の場合三十圓以内とせるが故に被救護者數人ある場合と雖も、彼此之を流用し一人に對して三十圓以上に上らしむることを得ない。

##### (四) 生業扶助の費用の返還

生業扶助を廢止、停止、變更したる場合に於ては其の給與又は貸與したるものは之を返還せしむることを得るか。貸與の場合に於ては其の文字より解して其の物の存する場合に於ては之を返還せしめ得べきは論なきも、給與の場合に於ては如何。蓋し給與の場合に於ては之を返還せしむることを得



ない。

被救護者が故意、怠惰、大過失に因り資金、器具を費消、喪失、損壊したるときは其の返還又は代價の辨償を爲さしむることを得るか、給與の場合は返還又は辨償せしむることを得ざるべく、貸與の場合に於ても現物の存せざる以上返還せしむるに由なく、貧困の爲め生活し能はざる者なる以上其の辨償は事實上爲さしむることとは出来ない。辨償の資力あるに至りたるときは救護法第二十七條に依り償還を命ずるの外はない。

### 第三節 救護の方法

救護の種類は前節に述べたる如く生活扶助、醫療、助産、生業扶助の四種であるが、茲に述ぶる救護の方法は被救護者を其の居宅に於て救護する「居宅救護」及び被救護者を病院、養老院、育兒院、産院の如き救護施設に收容して救護する「收容救護」の二種の方法である。然れども救護の種類即ち生活扶助、醫療、助産、生業扶助にも各々其の種類毎に其の救護を行ふ所の特別の方法がある。生活扶助を爲すに金錢、物品を給與して之を行ふと謂ふは生活扶助の方法である。醫療を爲すに市町村長の指定したる醫師に就て治療を受けしむると謂ふは醫療の方法である。故に救護の種類毎に之を行ふ特別の方法があるが、茲に謂ふ方法は救護の各種類の全般に通ずる全般的方法であつて、居宅救護は生活扶助にも、醫療にも、助産にも、生業扶助にも通じて用ひらるゝ。收容救護も亦た同一である。故に特に法律には明言はして居らぬが居宅救護と收容救護は救護の方法と稱せられて居る。即ち救護の全般的、大部的の方法である。

救護の方法には、從來二個の主義がある。即ち一は居宅救護主義であつて、被救護者を其の居宅に於て救護せんとするものである。二は收容救護主義で、被救護者を其の居宅に非ざる養老院、育兒院、産院、病院の如き施設に收容して救護せんとするものであつて、二者共に長所、短所あり、一得一失を免れない。被救護者を其の居宅に於て救護するは、我が國民の如く家庭に親むの習俗深きものに在つては其の家庭生活を破壊することなく、救護の種類に依ては最も適切且つ簡易に救護の行はるゝの長所は存するも、往々にして濫救の弊を生じ易きのみならず、居宅なき者又は醫療、助産の如き其の難症に至ては到底居宅に於て行ふこと能はざるものを救護し得ざるの短所がある。收容救護主義に至ては能く居宅救護主義の短所を補ふ所あるも、家庭生活の團欒輯睦の習俗に反き、我が國情に適せず殊に此の主義を行ふが爲めには之を收容すべき施設を要し、財政上に於ても居宅救護の如く容易なるを得ずして、結局兩主義共に一得一失あるを免れない。然れども各其の一主義を採用するのみを以ては到底救護を徹底することは不能である。是に於て二主義を併せ採るに至つたが、我が國情に適すると其の救護の簡易なるが爲めに原則として救護法第十一條に於て居宅救護主義を採用し、其の補充的、例外的に同法第十三條に於て收容救護主義を採用するに至つた。

#### 一 居宅救護

##### (一) 居宅救護の意義

居宅救護とは被救護者を其の居宅に於て救護する方法を謂ひ、救護法第十一條に、「救護は救護を受ける者の居宅に於て之を行ふ」と規定せるものが之である。而して其の長所とする所は我が國民の如く家庭輯睦の習俗深き生活状態を破ることなく、且つ救護の簡易なるに存することは前に述べたる如く



である。或は此の主義を採用したる理由として家族制度を破壊することなきに依ると説明せるものなきに非ざるも、家族制度は法律上一家の組成を觀念とし、其の一家の構成員の權利關係を定むる制度即ち法律化し制度化したる同族集團間の權利、義務たる法的關係であつて、小範圍に屬する共同生活の實の現象を謂ふものではない。故に家庭必しも家族制度に基くものでなく、家族制度上の一家必しも常に實的共同生活を營むものではない。而して居宅救護は其の小範圍の實的共同生活即ち家庭團欒輯睦の習俗に適合せしめんとするもので、必しも一家の法的關係を維持せんとするものでない。歐米の如き家族制度なき所に於ても居宅救護の存することは、居宅救護必しも家族制度に關するものでないことの明かなる證據である。故に居宅救護は家族制度を破壊せずと謂はんよりは寧ろ家庭生活を破壊せずと稱すべきものである。

居宅救護は被救護者の居宅に於て救護するのであるから、必ず其の居宅が無ければならない。「居宅」とは物的に於ては少なくとも用法上の人工的設備にして雨露を防ぎ起臥を爲し得る一定の場所でないならぬ。用法上のものたるを要するが故に上下水道用暗渠の鐵管内、電車汽車の車輛、隧道、飛行機、神社佛閣の床下、屋根裏の如き雨露を凌ぎ起臥を爲し得るに足る場所と雖も、用法上居住のものに非ざるが故に居宅でない。人工的設備なるを要するが故に巖穴、樹窩、土穴の如き自然的にして設備なきものは居宅でない。但し用法上の人工的設備にして一定の場所を有するを以て足るが故に移動性のものたるを問はない。都市の河岸に舟を舫ひ之を以て常に居住とするもの、如きは居宅と見られる。然れども航空中の航空機、進行中の汽車、電車の如きは一定の場所を有せざるが故に居宅でない。又た人的に於ては其の物的設備と人との間に容易に認定し得

る住居の可能關係が無ければならぬ。他人の空家に潜伏する者の如きは此の關係なきを以て居宅でない。然れども不法に他人の建物に占據するも裁判上争を決して初めて不法占有を知り得るが如きものは其の占據中は居宅である。普通解釋の「居宅とは社會通念上「すまゐ」と認むべきもの」と謂ふも不可なかるべきも、法律的に事例を想像して述べれば右の如くである。

居宅救護は被救護者の居宅に於て救護を行ふものであるから、被救護者の居住の中心が其の居宅に在らねばならぬ。従て被救護者の身體を救護施設に移し、其の居住の中心が救護施設に移りたるときは收容施設であつて居宅救護ではない。従て被救護者が一時移動するも居宅の中心が居住に存する場合は居宅救護である。醫療を受くる爲め病院に外來患者として通ふ者の如き日々診察、治療の爲めに其の身體を病院に運ぶも其の居住の中心は依然として居宅に在るが故に居宅救護である。

(2) 居宅救護の範圍 居宅救護は救護方法の原則であることは救護法第十三條に於て居宅救護を爲すこと能はず又は之を適當ならずと認むるときに於て收容救護を爲すべきことを規定するに依りて明白である。故に同條の規定に依りて居宅救護を爲し得べきときは總て居宅救護を爲すを以て原則とする。従て居宅救護は之を爲すこと能はず又は之を爲すを不適當と認むる場合の外は、救護の種類に於て生活扶助、醫療、助産、生業扶助等何れの場合に於ても爲し得べきものである。又た被救護者の種類に於て六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者、妊産婦、勞働故障者の何れに付ても行ひ得べきものである。

(3) 母子救護 居宅救護は何れの救護の種類、何れの被救護者に付ても行ひ得べきを原則とすること前述の



如くであるが、茲に居宅救護に限り行ふことを得て收容救護に於て行ひ得ざる變體救護がある。所謂母子救護である。救護法第十二條に「幼者居宅救護を受くべき場合に於て市町村長其の哺育上の必要ありと認むるときは云々幼者と併せ其の母の救護を爲すことを得」と規定せるものが之である。

故に母子救護は被救護者が幼者なる場合に限り、救護の方法は居宅救護の場合に限り行ふことを得る變態的のものである。被救護者が幼者なるが故に他の被救護者の種類たる老者、妊産婦、労働故障者に付ては無き所であり、又た救護種類は生活扶助、醫療の二種に限り、助産、生業扶助に無き所である。而して救護法施行令第二十二條に於ては「救護法第十二條の規定に依り母の救護を爲すは其の子一歳以下なる場合に限り」とあるから、子が一歳に達したるときは母の救護は當然廢止されるのである。一歳の計算は年齢計算に關する法律及び民法第四百十三條に依り曆に従ひて之を算し其の起算日に應當する前日を以て満了する。

母子救護の場合に於て母を併せて救護するは幼者の哺育上必要ありと認められたるに因る。故に母が併せて救護せらるゝときは母も共に被救護者と爲るのであるが、其の主たる被救護者は幼者であり、母の被救護者と爲れるは其の哺育の必要に基くのであるから、幼者に付て救護の資格條件ある以上は母に付ては何等の資格條件をも要さぬ。即ち貧困の爲め生活し能はざる條件を要せざるのみならず、年齢、妊産婦、労働故障者たることをも要さない。

母子救護を爲し得べき場合は幼者の居宅救護を受くべき場合に限る。救護法第十二條に於て「幼者居宅救護を受くべき場合に於て」と明言せるに依りて明かである。蓋し生子を收容救護するが如き場合に於ては産院其

の他の適當の施設又は私人の家庭を擇ぶべきを以て、子の哺育上母を併せて救護するの必要なしと認めたるに依る。故に幼者の居宅救護を收容救護に変更する場合に於ては母の救護は廢止せらるべきものである。

母子救護の條件は幼者が居宅救護を受くべき場合なることの外、市町村長が子の哺育上母の救護を必要なりと認めたることの條件を要する。故に哺育上必要なときは被救護者が生子たりとするも母を救護すべき限りでない。而して其の哺育上の要否は市町村長の認定に依る。

母子救護の場合に於ける母の救護は生活扶助である。然れども母も被救護者と爲れる以上は必要に應じ生業扶助を爲すを妨げない。即ち哺育の間に於て生業を爲さしめ、以て惰怠、安逸の惡風を生ずるを防ぐに在る。

(4) 居宅救護に關する届出義務 救護の方法に付き救護法は原則として居宅救護主義を採用すると共に、同主義の短所を補ひ救護の適當に行はるゝことを期する爲め被救護者及び世帯者に對して届出の義務を負はしめた。即ち救護法施行規則第八條に於て「(第一項)左の場合に於ては居宅救護を受くる被救護者は直に其の旨市町村長に届出づべし、一、居住地又は現在地に異動ありたる時、二、世帯の構成に異動ありたる時又は資産若しは收支の状況に著しく異動ありたる時、三、救護の事由消滅したるとき、(第二項)被救護者死亡したるときは同一世帯に在る者は直に其の旨市町村長に届出づべし」とあるものが之である。

右の規定第一項第二號の世帯構成の異動は世帯中の一員のみ被救護者なる場合にも、新たに世帯に入りたる者が被救護者に非ざるときにても届出を要し、第三號の救護事由の消滅は貧困を脱し生活し得るに至りたる時、幼者が十四歳に達したるとき、妊産婦が救護期間を経過したるとき、勞務故障者が故障なきに至りたる時



き、扶養義務者が扶養を爲すことを得るに至りたる時、母子救護の場合に於て母に付き子が一歳に達したるとき等の總てを含み、其の事由が市町村長に於て知り得るときに於ても仍ほ届出を要する。

右の届出は被救護者之を爲すことを要する。故に被救護者が未成年者なるときと雖も、届出の事實上の能力あるときは自ら届出を爲す義務を負ふ。事實上届出能力なきときは届出義務は無く、又た他に届出義務者は無い。親権を行ふ者又は後見人若くは世帯主は届出義務を負はない。

被救護者が死亡したるときは同一世帯に在る者無關係者と雖も其の死亡の届出を爲す義務を行ふ。世帯なく被救護者が孤獨なるときは届出義務者はない。同一世帯に在る者事實上届出能力なきときも亦た同一である。

- (5) 居宅救護の支出費用 居宅救護の場合に於て支出し得べき費用の限度に付ては、既に前節に於て救護の種類毎に述べたる如くであるが、更に居宅救護に付て一括して之を掲ぐれば(1)居宅救護の場合に於て生活扶助の爲め支出する費用の限度は一人一日二十五錢以内、一世帯一日一圓以内に於て地方長官之を定む(令一三)。(2)醫療の場合は内務大臣の認可を受け地方長官之を定む(令一四)。(3)助産の場合は十圓以内に於て地方長官之を定む(令一五)。(4)救護を受け又は受くべき者急迫なる事情あり市町村長の指定せざる醫師、産婆の治療又は助産を受けたる場合に於ては右に拘らず其の實費を支出することを得(令一七)。(5)生業扶助の爲め支出する費用の限度は一人に付三十圓以内に於て地方長官之を定む(令一八)。(6)特別の必要ある場合に於ては地方長官は内務大臣の認可を受け右1、3及び5の制限を超過し支出費用の限度を定むることを得(令二一)。(6)救護の爲め被救護者の移送を爲したる場合に於ては其の實費を支出することを得(令一九)。

## 二 收容救護

(1) 收容救護の意義 收容救護とは被救護者を市町村設置の救護施設に收容し、又は道府縣、他の市町村、私人設置の救護施設、又は私人の家庭若くは救護施設に非ざる他の施設に委託し被救護者を之に收容して救護するを謂ふ。救護法第十三條に「市町村長居宅救護を爲すこと能はず又は之を適當ならずと認むるときは救護を受くる者を救護施設に收容し若は收容を委託し又は私人の家庭若は適當なる施設に收容を委託することを得」と規定せるものが之である。故に收容救護は被救護者を居宅に於て救護せざるものにして左の如くして救護するものである。

A 市町村長其の市町村設置の救護施設に收容して救護すること。

B 道府縣又は他の市町村の設置若くは私人設置の救護施設に收容を委託し、委託を受けたる如上の救護施設に於て收容救護すること。

C 私人の家庭に收容を委託し、其の委託を受けたる私人の家庭が收容救護すること。

D 救護施設としては認可を受けざるも適當なる施設あるとき其の施設に委託し、其の委託を受けたる施設に於て收容救護すること。

右の中何れの方法を採るべきか、何れに委託すべきかは各種の事情に因り市町村長の適當と認むる所に依る。自己市町村設置の救護施設ある場合に於ても他に委託を爲すを妨げない。委託を受くべき者の中私人設置の救護施設は相當の事由ある場合の外委託を拒絶することは出来ないが、其の他の者は委託を拒絶することを得る。



(2) 收容救護を爲し得べき場合 救護の方法は居宅救護を以て原則とする事は前節に述べたる如くであるが、被救護者の居宅なく、居宅分明ならざるべきときは居宅救護を爲すに由なく、又た居宅救護を不適當とする場合に於ても、居宅救護を爲すべきものとすれば救護は到底適當に行はれない。故に此の場合に於て初めて收容救護を爲すべきもので、收容救護は補充的、例外的の方法である、従て收容救護を爲すには左の二の場合に限る。

A 市町村長が居宅救護を爲すこと能はずと認めたる時。

B 市町村長が居宅救護を爲すを適當ならずと認めたる時。

右Aの「居宅救護を爲すこと能はずと認めたる時」とは被救護者に居宅なく又は居宅分明ならざるべき如き、居宅救護を爲すこと能はずと認めたる場合を謂ひ、「之を適當ならずと認めたる時」とは、例之ば孤獨の幼者を救護するときの如き、又は居宅は存するも壊廢して其の居宅に於て救護するの適當ならざるべき如き、醫療、助産を爲す場合に病院に於てするに非ざれば充分に之を爲し能はざる場合の如きを謂ふ。或は右の場合も事實に因り前者に屬する場合もあるべく、又は後者に屬する場合もあるべしと雖も、要するに收容救護は右二者の場合に限り之を爲し得るのである。

(3) 監護権利者の意思に反する收容救護 收容救護を爲し得べき場合は右に述ぶる所の如くであるが、親權を行ふ者は其の未成年の子に對し、若くは後見人は其の被後見人に對し監護及び教育を爲す權利を有し義務を負ひ、又た未成年の子若くは被後見人に對して居所指定の權利を有することは民法第八百七十九條、第八百

八十條及び第九百二十一條の規定する所である。故に他に何等の規定なきときは市町村長と雖も親權を行ふ者又は後見人の監護の權利若くは居所指定權を侵害して、其の子又は被後見人を居宅外に收容することは出來ぬ若し強て之を爲さんとするときは親權を行ふ者又は後見人は之に對して異議を述べることが出来る。然れども親權を行ふ者又は後見人が適當に監護の義務を盡さざる場合に市町村長が之を收容救護することが出來ぬとすれば救護は適正に行はれない。故に救護法第十四條は特別の規定を設け「市町村長は救護を受ける者の親權者（「親權者」とは用語が適當でないが、民法に所謂「親權を行ふ者」の義である）又は後見人が適當に權利を行はざる場合に於ては其の異議あるときと雖も前條の處分を爲すことを得」と規定し、以て民法の規定に對して例外を設け、民法の親權を行ふ者及び後見人の權利を制限した。従て市町村長は親權を行ふ者又は後見人が收容救護に對して異議を述べると拘らず自由に收容救護を爲すことを得べく、故に此の場合には親權を行ふ者又は後見人は子又は被後見人に對する居所指定の權利を制限せられ、收容したる市町村長が行ふ範圍内に於て監護の權利を制限せらるゝことゝ爲る。

右救護法の規定に「親權者又は後見人が適當に權利を行はざる場合」と謂ふは、例之ば右等の者が子又は被後見人を虐待し若くは放棄し又は右等の者が不行跡にして監護が却て惡結果を生ずると謂ふが如き場合を指すので、結局監護の義務を履行せず、又は不當なる場合を指す。法文に「權利を行はざる場合」と謂へるは何等かの都合で義務の方面より謂はず權利の方面より立言したものと認むる。

右救護法第十四條は親權を行ふ者又は後見人の異議ある場合のみを規定して、救護を受ける者本人が救護に



異議ある場合に付ては何等一言も規定して居らぬ。蓋し救護は國の公的責任にして、國は法律に依り之を爲すことの義務を負擔するも、元來國は救護を行ふことが其の權利なりや。即ち國は之を其の權利として行ふことを得るものなりや。若し之を權利として行ひ得べきものとすれば救護を受くべき者は之を希望せざるときと雖も之を拒絶することを得ないし國は救護を受くる者の意思に反しても之を強制することが出來、殊に收容救護の如き被救護者の身體を居宅若くは現在地より救護施設に移すが如き、被救護者の意思に反して其の自由を妨ぐることをも爲し得なければならぬ。國家は果して斯くの如く人の意思に反して其の自由を妨ぐる行爲を爲し得べきや。蓋し日本臣民は法律の範圍に於て居住及び移轉の自由を有し、法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなきは憲法の保障する所なりと雖も、法律を以てすれば居住、移轉其の他の自由も之を拘束するに妨げなく、法律たる救護法が之を爲さんとすれば固より爲し得る所である。然れども救護法は親權を行ふ者及び後見人の監護の權利の制限に付ては右の如く明文を以て之を規定したるに拘らず、一般の被救護者に付ては強制して之を爲し得べきや否やに付ては一も明文を以て之を規定する所なきを以て、救護法は果して國が救護の權利を有し之を強制してまで爲すを精神とするものなりや否やは之を解釋に俟つの外はない。

然れば救護法に付て如何に之を解すべきか、其の内容に付て之を見れば、先づ其の第十三條に於て市町村長は居宅救護を爲すこと能はず又は之を適當ならずと認むるときは收容救護を爲し得ることを認めたるが故に、市町村長の認定に依り自由に收容を爲し得ることを法律の力を以て定めたるものと謂ひ得べく、即ち法律の力を以て必要に因り被救護者を其の意思に反しても收容し得るものと爲したるものと認むべく、從て少なくとも收

容は強制して爲し得ることを明文を以て定めたるものと解することを得る。收容にして既に強制して爲し得べきものとすれば、之より輕き一般の救護は必しも明文を待たずして被救護者の意思に反しても之を爲し得べきものと解するに於て妨げない。然れば救護法は其の定むる一切の救護に付て被救護者を強制しても爲し得るの法意なりと謂へる。

右の如く解するときには親權者又は後見人の異議ある場合に於ても當然に收容救護を爲し得べく、必しも第十四條に於て明文を以て之を規定するを要せざるが如くにも考へらる。然れども救護は強制しても之を爲し得べしと謂ふは被救護者本人に對することにして、親權者及び後見人に對しては民法に於て之に監護の權利を認めたるが故に、之に反して其の制限を認むるに付ては特に明文を要すとの意より即ち特に第十四條に於て親權者及び後見人の監護權の制限に付てのみ明文を以て之を規定したるものと解する。

(4) 收容被救護者に對する親權及び後見 救護法第十四條規定の理由は前述の如くであるが、同條の規定は親權者及び後見人の權利を全然奪ふものではない。唯だ是等の者の異議ある場合に於ても收容救護を爲し得ると謂ふに過ぎざるを以て、親權者及び後見人は救護法の爲し得べき範圍内に於てのみ其の權利を失ふもので、其の他に對しては依然として親權者及び後見人たるの權利を有し義務を負ふべきは勿論である。

然れども收容未成年者に對し親權者及び後見人の職務を行ふべき者なきときは、其の職務を行ふ者は救護法第十六條の「第十三條の規定に依り收容せられ又は收容を委託せられたる未成年者に付親權者又は後見人の職務を行ふ者なきときは市町村長又は其の指定したる者勅令の定むる所に依り後見人の職務を行ふ」との規定に



依る故に右の場合に後見人の職務を行ふべき者は(1)市町村長(2)市町村長が之を行はざるときは市町村長の指定したる者に於て之を行ふ。従て市町村長は自己が後見人の職務を行はざるときは、救護施設の長其他適當の者を指定することを要する。

但し右の場合に於ては救護法施行令第二十三條の「救護法第十六條の規定に依り市町村長又は其の指定したる者後見人の職務を行ふ場合に於ては後見監督人及親族會に屬する職務権限は其の市町村長に屬す」との規定に依る。故に市町村長又は其の指定したる者が後見人の職務を行ふ場合には、後見監督人の選任及び親族會の招集及び決議を要さぬ。而して其の職務を行ふ者は左の如くに爲る。

一、市町村長後見人の職務を行ふ場合

後見人(市町村長) 後見監督人(市町村長)、親族會(市町村長)

此の場合には市町村長は一人にて三資格を併有す

二、市町村長の指定したる者後見人の職務を行ふ場合

後見人(指定せられたる者) 後見監督人(市町村長) 親族會(市町村長)

然れども右の後見に關する規定は被後見人が未成年者たる場合に限り禁治産者の場合は含まぬ。救護法第十六條に「未成年者に付」と明示せるに依て明かである。然れば何故に禁治産者を除外したるか、蓋し禁治産者には「後見人の職務を行ふ者なきとき」と謂へる如き場合がないと見たるに依るか、然れども禁治産者に後見人の職務を行ふ者なき場合は直に多く想像が出来るし又た實際にもある。然るに單に未成年者の場合のみを規

定したる理由は不明である。併し其の立法の理由如何を問はず兎に角未成年者に限るを以て、禁治産者にして收容せられ又は收容を委託すべき者に後見人の職務を行ふべき者なき場合と雖も民法の規定に依るべく、市町村長に於て後見人の職務を行ふことは出来ず又た其の職務を行ふ者を指定することも出来ない。

#### (5) 收容救護の方法

收容救護の方法は市町村設置の救護施設に被救護者を收容し又は道府縣、他の市町村若くは私人設置の救護施設に收容を委託し、又は私人の家庭其他救護施設に非ざる他の適當の施設に委託し收容せしめて救護するに在ることは右に述べたる如くである。

被救護者を收容するとは被救護者の住居の中心を移すを謂ふ。故に一時被救護者の身體を救護施設其他に移すも、住居の中心にして依然居宅に存するに於ては收容したるものに非ずして、之を救護するも收容救護でなく居宅救護である。居宅より病院に外來患者として通院して醫療を受ける者の如きは居宅救護であると共に若し住居の中心にして施設に存する以上は日々生業の爲め施設より外出するも收容救護である。

#### (6) 收容救護の範圍

收容救護は居宅救護を爲すこと能はず又は之を爲すを適當ならずと認むる場合に限り爲す補充的方法なるも、收容救護に依りて爲し得べき救護の種類は其の何たるを問はず、生活扶助、醫療、助産、生業扶助の何れをも爲し得る、又は被救護者に付ても六十歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者、妊産婦、勞務故障者の何れに付ても爲し得る。唯だ一の例外として收容救護を爲し得ざるものは母子救護の場合に於ける母の救護である。救護法第十二條の母子救護の規定に於て特に「幼者居宅救護を受くべき場合に於て云々併せ其の母の救護を爲すことを得」と謂ひ、母子救護を居宅救護の場合のみに制限したるに依りて明かである。



(7) 被收容者に對する作業 市町村又は道府縣の設置と私人設置のものとを問はず救護施設の長は被收容者に對して作業を課することを得る。救護法第十五條に「救護施設の長は命令の定むる所に依り其の施設に收容せられたる者に對し適當なる作業を課すことを得」とあるものが之である。「救護施設の長は」とあるが故に道府縣、市町村及び認可を受けたる私人設置の救護施設の長に限り作業を課すことを得るも、收容の委託を受くるも私人の家庭及び認可を受けて救護施設と爲りたるものに非ざる他の施設は作業を課することを得ない。

「作業」とは之を爲す勞働能力ある者に對し或る勞務を課することを謂ひ、身體の運動、勞働能力の養成、慰安等の爲めにするもので、決して懲戒、處罰又は營利を目的するが如きものでない。故に救護の種類、被救護者の性質、年齢、健康等諸種の狀況に依り最も之に適當なるものを選び、又た生業扶助は生業を扶助することを以て救護其ものの目的とするものなれども、作業は救護の目的とするものに非ざるが故に多くは生活扶助者又は醫療の病者等に行はるゝものである。

作業は一步を誤れば被救護者に對し苛酷の處置と爲り、救護の目的に反することなきに非ざるを以て、救護法施行規則第六條に於ては「救護法第十五條の規定に依り救護施設の長が作業を課せんとするときは豫め作業の計畫を定め地方長官に届出づべし」と規定した。此の届出は救護施設の長より爲すべきものなるを以て、市町村設置の救護施設に市町村長の外に施設の長あるときは其の者より届出づべきである。

作業に付ては之より生ずる收益ある場合があらう。工賃又は製品より生ずる利潤の類である。然れども作業は生業扶助と異なり之に因りて被救護者に利益を得せしむる目的に非ざるを以て、其の利益、工賃の類は施設

の収入と爲り當然作業者たる被救護者の所得と爲るべきものでない。

(8) 收容救護に關する届出義務 收容救護は市町村長が自己市町村設置の救護施設の外、道府縣、他の市町村若くは私人設置の救護施設又は個人の家庭、其の他の施設に委託して爲すべきものにして、市町村長の職務の場所とは相距つるを常とするが故に、市町村長は救護の廢止、停止、變更等は其の收容の委託を受けたる者より通知あるに非ざれば、往々にして救護の廢止、停止、變更等の事由の生じ若くは存せるを知らざることなしとせず。故に救護法施行規則第十條は「左の場合に於ては被救護者の收容の委託を受けたる者は直に其の旨市町村長に届出づべし、一、被救護者死亡したるとき、二、被救護者救護法第二十九條各號の一に該當すと認めたる時、三、前二號に掲げたる場合の外救護の廢止、停止又は變更を要すと認めたる時」と規定し以て其の届出の義務を負はしめた。

右の届出は收容の委託を受けたる者が届出事項を市町村長に知らしむるに在るを以て、苟も收容の委託を受けたる者は悉く其の義務を負ふ。故に市町村長より收容の委託を受けたる者は道府縣設置の救護施設でも、他の市町村の救護施設でも、其の他私人設置の救護施設、私人の家庭、救護施設に非ざる他の施設等皆な此の届出を爲さねばならぬ。

(9) 收容救護の支出費用 收容救護の場合に於て支出する費用の限度は、前に各救護の種類毎に之を示したるも、更に一括して之を示せば(1)收容救護に依り生活扶助、醫療又は助産を爲すときは其の支出する費用の限度は内務大臣の認可を受け地方長官之を定むる(令一六)。(2)急迫なる事情あり市町村長の指定せざる醫師



産婆に就き醫療、助産を受けたる費用の限度は其の實費を支出することを得(令一七)。(3)生業扶助の爲め支出する費用の限度は一人に付き三十圓以内に於て地方長官之を定むる(令一八)。(4)特別の必要ある場合に於ては右生業扶助の費用に付き地方長官は内務大臣の認可を受け右の制限を超過して其の限度を定むることを得(令二一)。(5)救護の爲め被救護者の移送を爲したる場合に於ては其の實費を支出することを得(令一九)。

#### 第四節 埋葬

##### 一 埋葬の意義

「埋葬」とは生命を喪失せる人の身體を生理的に構成せる現存部分を宗教的儀式を加へ、燃焼し又は燃焼せずして墳墓に埋没せしむる行爲を謂ふ。生命を喪失せる屍體に對する行爲なるが故に生者に對して埋葬なし。生理的に人の身體を構成せる部分に對する行爲なるが故に著服、遺留品を埋むる行爲の如きは埋葬でない。然れども身體を構成せる現存部分に對する行爲なるを以て足るが故に必しも人體たるの形狀あるものたるを要せず、解剖後の骨肉又は遺骨を埋むる行爲の如きも埋葬行爲の部分である。燃焼すると否とを問はざるが故に所謂火葬に付し屍體を燃焼する行爲の如きも埋葬行爲の一部にして、又た焼却することなく所謂土葬にするも埋葬行爲である。然れども屍體を火焼するも又は火焼せざるも埋葬行爲を完成するには、必ず墳墓に置き不特定多數人の眼に觸れざる程度の装置を爲すことを要す。地表下に埋むるを普通とするも、必しも地下に入るゝを要せず、墓地上に石を築き倉庫の如きもの―納骨堂―を築造し之に遺骨を藏置するは實際に見る所である。但し埋葬行爲たるには宗

教的儀式の施されたることを要し、單に地中に没入する行爲の如きは埋葬と見られない。即ち埋葬は一面より見れば宗教的儀禮であると謂へる。

埋葬の法律的解釋は右の如く信するが、明治十七年太政官布達第二十五號墓地及埋葬取締規則には埋葬と火葬とに區別して規定せるも、救護法に所謂埋葬は此の二者を包含する。但し埋葬とは右の如く墳墓に置き不特定多數人の目に觸れざる装置を爲すことを要すと解するが故に、屍體を焼き遺骨とし住家の佛壇に置く行爲の如きは埋葬の一部分の手段たる行爲にして埋葬行爲を終れるものでない。

##### 二 埋葬救護の理由

埋葬の意義は前項に述べたる如く、又た埋葬救護の範圍は次項に述ぶる如くであるが、埋葬は人の屍體を埋葬するもので生命ある人を救護するものに非ざるが故に、立法例の如何に拘らず其の性質は救護と稱すべきものではない。然れども救護を受くる者が死亡したる場合に遺族なく又た遺族が幼者若くは貧困なる場合に於ては埋葬は之を行ふに由なく又は之を爲し能はざるは實際に見る所である。然るに埋葬費を支給するに於ては是等の者又は他人が埋葬を行ふにも容易であり、然かも仍ほ埋葬者なきときは市町村長をして埋葬の義務を負はしむるは最も便とする所である。此の理由に因りて救護法第十七條第一項に於ては埋葬を行ふ者に對し埋葬費を給することを得べきものとし、第二項に於て埋葬を行ふ者なきときは市町村長之を行ふべきものとした。

但し救護法に於ける埋葬費の給與又は埋葬を爲すことは下に述ぶる如く救護を受くる者の死亡したる場合に限るのである。外國の立法例中には被救護者の死亡したる場合に限らず一般貧困者の死亡し埋葬を行ふこと能はざ



る場合にも本邦の救護法の如き趣意を採用せるものもあるも、救護法は被救護者の死亡したる場合に限るものとし、社會局に於ては之を以て救護の延長であると説明して居る。蓋し埋葬は生命ある人を救護するものでなく性質上救護と謂ふこと能はざるを以て、其の範圍を被救護者の死亡したる場合にのみ縮少し、而して之を以て救護の延長なりとし以て救護法の部分に取入れんとしたるものであらう。

然れども既に生活せる人に非ざるものを救護の延長として救護せんとせば單に被救護者に限らず、一般貧困者にして埋葬せられ得ざるもの即ち埋葬を終らざる人類の屍體は救護法上救護の客體たり得べきものとし一種の救護客體とするは、救護の延長説を以て被救護者の埋葬を爲さんとすると立法上擇む所はない、生存中被救護者たらざりしも死して其の遺骸を埋葬する者なきことは實際の事實として存する。同胞の屍體を野に曝して顧みる者なきが如きは人生の悲惨事にして同胞相愛の情義に反する。之を處置して人道の完きを致し、人類愛護の情義を盡すは大なる社會事業である。劃期的の救護法が理論に於て五十歩、百歩なるに拘らず、救護延長の理論に捉はれて埋葬の範圍を被救護者の死亡の場合のみに縮少したるは寔に惜むべき所である。

### 三 埋葬救護の範圍

前項に述べたるが如く、埋葬は生命ある人を救護するものでなく、屍體を處置するものなるを以て理論上埋葬を以て救護なりと爲す能はざるより、我が救護法は埋葬を以て既に救護せられたる者の其の救護の延長なりと觀念し、依て以て埋葬を救護の範圍に取入れんとしたるより、茲に埋葬は救護を受くる者の死亡したる場合に限るものと爲さざるを得ざるに至り、救護法第十七條に於て「救護を受くる者死亡したる場合に於ては」と謂ひ「埋

葬を行ふ者に對し埋葬費を給することを得」と規定した。故に埋葬費を給し、埋葬を爲すは被救護者の死亡したる場合に限る。未だ被救護者たらざりし者が死して埋葬の費用なき場合の如きに對しては、救護法は埋葬の費用を給せず又た埋葬も爲さず、而して現行法上斯くの如きもの、埋葬を爲し得る法規は遂に無い。

埋葬は救護を受くる者の死亡したる場合に限るが故に、救護の申請を爲したるも未だ被救護者として決定せられざる間に死亡したるときは埋葬の取扱を受くるを得ない。被救護者と決定せられたるときは未だ實際救護を受けずして死亡するも埋葬を受くる。

埋葬は救護を受くる者の死亡したる場合に限るが故に、妊産婦が分娩し母は健全にして胎兒が分娩後直に死亡し、未だ被救護者と爲らざるときは胎兒は救護法の埋葬を受くることは出来ない。胎兒が死胎にて産れたるときも同一である。明治三十二年六月内務省令第二十三號行旅病人行旅死亡人及び同伴者の救護に関する件第一條第二項の「引取者なき死胎は行旅死亡人に準ず」と謂へる規定あるも、右被救護者の分娩した死胎は行旅病人死亡人の死胎に非ざるが故に此の規定にも該當せず。結局死胎は埋葬の法規がない。

### 四 埋葬救護の方法

埋葬救護の方法は二種ある。(一)埋葬を行ふ者に對し埋葬費を給すること。(二)埋葬を行ふ者なきときは救護を爲したる市町村長に於て埋葬を行ふことである。

(一) 埋葬費の給與 埋葬を行ふ者に對しては埋葬費を給與する。埋葬を行ふ者は實際に於て相続人、家族、親族、同居者、其の他の知人等であるが法律上特に定めたる義務者はない。故に其の何人たるも問ふ所でない



何人にも其の埋葬行為を爲したる者に給與するのである。故に道府縣、他の市町村若くは私人の設置したる救護施設其の他私人の家庭若くは他の施設が市町村長の委託を受けて收容救護を爲したる場合に於て、其の被救護者が死亡し、是等の委託を受けたる者が埋葬を爲したるときは其の埋葬を爲したる者は其の埋葬費用の給與を受くる事が出来る。

埋葬費を給するには其の申請あることを要する。即ち救護法施行規則第十二條に於て「埋葬費支給の申請書には左記事項を記載し且埋葬費の額を證するに足る書類を添附すべし、一、死亡者の氏名、二、死亡及埋葬の年月日、三、埋葬費の額、四、死亡者と申請者との續柄」と規定せるものが之である。續柄を記載せしむるは其の關係に依り埋葬費支給の當否及び支給額を定むるに參酌する爲めである。

埋葬費を給するには其の申請あることを要するが故に、右に述べたる市町村長の收容の委託を受けたる道府縣、他の市町村等の救護施設が埋葬を爲し其の埋葬費の支給を受けんとする場合にも、市町村長に對して給與の請求を爲すことを要する。救護法施行規則第十二條は私人の請求を爲す場合を想像し申請書を提出すべきものとせるも、右の場合は請求者が道府縣、他の市町村なるが故に之を請求書とし、其の請求書を提出せしむべきものと解する。但し其の請求書には申請書に記載すべきものとせる事項の記載を要する。

埋葬費は之を前渡しすることを得るものと解する。市町村長が埋葬を行ふ者を信用し得るに於ては之を爲すも妨げない。此の場合には申請書の埋葬の年月日、埋葬費の額は豫定を以て足り、埋葬費の額を證するに足る書類は葬儀社其の他關係者の見積書を以て足りる。

埋葬費を支給すべき者は救護を爲したる市町村長である。故に右の埋葬を爲したる者の埋葬費支給申請書は之を救護を爲したる市町村長に提出することを要する。埋葬費を負担すべき者が救護を爲したる市町村長の屬する市町村に非ずして道府縣なる場合に於ても、其の道府縣の設置したる救護施設が埋葬費を請求するときは其の請求は救護を爲したる市町村長に爲すことを要し、自己の道府縣に請求すべきものでない。此の場合には救護を爲したる市町村長の屬する市町村は一時繰替支辨を爲し置き、後に費用を負担する道府縣の支拂を受くべきものである。

埋葬を行ふ者ある場合に於ても埋葬費支給の申請あるときは之を給與すべきものと限らず。篤志者が自費を以て埋葬を行ふ場合の如きは給與の限りでない。埋葬費支給の申請ありたる場合に於ても事情に依り給與すべからずと認めたるときは給與せざるも妨げない。例之ば埋葬を行ふ者が死亡者と密接の關係あり且つ資力富裕なる者の如き場合である。

(2) 市町村長の埋葬義務 被救護者の埋葬を行ふ者なきときは救護を爲したる市町村長は埋葬を行ふ義務がある。救護法第十七條第二項に「埋葬を行ふ者なきときは救護を爲したる市町村長に於て埋葬を行ふべし」と規定せるものが之である。然れども此の規定は市町村長の義務を規定したもので市町村長の埋葬を行ふことを制限したものでないから、市町村長は埋葬を行ふ者ある場合に於ても自ら之を行ふことが出来る。市町村長自ら之を行ふことが適當なりと認むる場合に於ては、他に埋葬を行はんとする者ある場合に於ても自ら之を行ふことを妨げない。例之ば埋葬者が埋葬費を得て僅に埋葬の形式のみを爲さんとする不誠意の者なる場合の如き



其の埋葬を爲す者ある場合なるに拘はらず市町村長に於て之を爲し得るが如きである。

### 五 埋葬費用の限度

埋葬の費用は救護法施行令第二十條に於て「埋葬の爲支出する費用の限度は十圓以内にて地方長官之を定む」と規定した。故に市町村長は埋葬を行ふ者に給與する場合に於ても、自ら埋葬を行ふ場合に於ても、地方長官の定めたる限度内に於て適當とする額を支出する。従て其の限度を超へては支出することは出来ない。埋葬費支給申請書に記載したる額が右の限度を超ゆるるときと雖も右の限度を超へては給與することは出来ない。

## 第五章 救護費

### 第一節 總説

#### 一 救護費の意義

「救護費」とは救護に關する一切の費用を包含する稱呼で、最も廣き意義の救護の費用である。被救護者を救護する所の生活扶助、醫療、助産、生業扶助の爲めに支出する費用が救護費であるは勿論、埋葬の費用も、委員に關する費用も、救護施設を設置する費用も皆な救護費である。又た國庫が救護法に依り補助する費用も、道府縣の同一費用も亦た救護法の上に於ける救護費である。

救護費は右の如く種々の費用を包含する上に、救護法は救護費の負擔と補助との均衡を保つが爲めに慎重考慮して其の規定を設けたるが故に其の關係頗る複雑せるに依り、能く其の規定を了解し記憶して誤らざることを要する。

#### 二 救護費の区分

救護費は其の性質、負擔、支出の主體等より種々に之を区分することが出来る。而して此の区分を了解することは最も必要である。



(1) 費途に依る區分 救護費を其の費途に依りて區分すれば(1)救護に要する費用(法一八、二二)。(2)埋葬に要する費用(法二二)。(3)委員に關する費用(法二三)。(4)救護施設又は其の設備に要する費用の四種である。

右四種の費用中1の救護に要する費用は生活扶助、醫療、助産、生業扶助の爲め支出する費用及び被救護者移送の費用にして救護の實質的費用である。2の埋葬に要する費用は、埋葬を以て救護の延長とするときは是亦た救護に要する費用に外ならざるも、救護法は救護に要する費用と埋葬に要する費用と區別して規定して居る。3の委員に關する費用と4の救護施設の費用は救護の實質に關せざる救護の機關及設備的の費用である。

(2) 負擔に依る區分 救護費を其の之を負擔する主體より區分すれば(1)市町村の負擔に屬するもの(法一八、一九、二三)。(2)道府縣の負擔に屬するもの(法二二、二二)。(3)國庫の補助するもの(法二五一項)。(4)道府縣の補助するもの(法二五二項)の四種である

右の四種中1の市町村の負擔に屬するものは救護に要する費用、埋葬に要する費用、委員に關する費用、市町村設置の救護施設の費用にして、救護の實質的費用と設備的費用とに跨る。2の道府縣の負擔に屬するものは市町村の負擔に屬せざる救護に要する費用、埋葬に要する費用、道府縣設置の救護施設の費用である。3の國庫の補助するものは市町村及び道府縣の負擔したる費用並に道府縣、市町村及び私人設置の救護施設に關する費用を補助するもので、4の道府縣の補助するものは市町村の負擔する費用及び市町村、私人設置の救護施設に關する補助費用である。

### (3) 性質に依る區分

救護費を其の支出する性質に依り區分すれば(1)救護の直接費用(法一八乃至二三)

(2)救護の補助費用(法二五)の二種である。

右二種中1の直接費用は救護に關し其の費途に對して直接に支出する費用にして、之に屬するものは(A)市町村に在ては、救護に要する費用、埋葬に要する費用、委員に關する費用、市町村設置の救護施設の費用にして(B)道府縣に在ては右Aの市町村の負擔に屬せざる費用の救護に要する費用、埋葬に要する費用、道府縣設置の救護施設の費用である。右は何れも市町村又は道府縣が直接に自ら支出すべき費用である。又た右二種中2の補助費用は救護の爲め自ら直接に支出する費用に非ずして、支出したる費用を補助するもので(A)國庫に在ては、市町村又は道府縣の救護の爲め負擔したる費用並に道府縣、市町村設置の救護施設の費用、私人設置の救護施設の設備に要する費用、以上の費用を補助する費用にして(B)道府縣に在ては、市町村の救護の爲め負擔したる費用、市町村設置の救護施設、私人の設置の救護施設の設備の費用、以上の費用を補助する費用である。

### 三 救護費の負擔

救護費を區分すれば以上の如くであるが、此の救護費の負擔を如何に定むべきかは救護法上の大問題である。救護も其の費用在らざれば行ふに由なく、費用の負擔にして均衡を得ざれば財政上の紊亂を生ずる。政府が昭和七年度豫算に救護の補助費として計上したる總額は二百八十三萬圓にして、地方費に於ては百四十萬圓を計上し、總額四百二十五萬圓を要する。此の巨額の救護費を如何に負擔せしむべきかは問題たらざるを得ない。救護



法は之を慎重討究して左の如く定めた。

- 一 (1) 救護費用は原則として市町村をして負擔せしめ(2)之に對して國庫及び道府縣に於て補助を爲すこと。
- 二 (1) 例外として、市町村が負擔せざるものは道府縣をして負擔せしめ(2)之に對して國庫に於て補助を爲すこと。

右は救護法第十八條以下に於て定むる所であるが、元來救護は國の事業なるを以て、國費を以て之を負擔するを相當とするも負擔の均衡を得せしむる爲め、國庫、道府縣及び市町村に於て之を分擔すべきものとし、而して右の如く原則として先づ市町村に於て之を負擔すべきものとし、例外の場合に於て道府縣も亦た之を負擔すべきこととし、以上を稱して「市町村又は道府縣の負擔する費用」と謂ひ、之に對して道府縣及び國庫は之を補助すべきものとし、之を「國庫の補助金」又は「道府縣の補助金」と稱する。

## 第二節 市町村負擔の費用

救護費用は其の之を負擔する主體に依りて區分すれば前節二の二に述べたる如く(1)市町村の負擔に屬するもの(2)道府縣の負擔に屬するもの(3)國庫の補助するもの(4)道府縣の補助するもの、四種にして、本節に於ては先づ其の第一なる市町村の負擔に屬するものを説明する。

### 一 市町村負擔費用の範圍

救護費用の市町村の負擔すべきものは(1)救護に要する費用。(2)埋葬に要する費用。(3)委員に關する費用。(4)市町村設置の救護施設に關する費用の四種であることは是亦た前節二の二に述べたる如くである。而して此の區別に依りて説明するを最も便利と信ずる。

#### 二 救護に要する費用

(1) 救護に要する費用の意義 廣き意義に於ては苟も救護の爲めに必要な費用は皆な救護に要する費用である。埋葬に要する費用も、委員に關する費用も、市町村設置の救護施設の費用も廣き意義に於ては救護に要する費用に外ならない。然れども救護法に於ては之を究局したる範圍の費用に限定して用ひ、生活扶助、醫療助産、生業扶助、被救護者の移送等是等の爲めに直接に要する費用のみを限り「救護に要する費用」と謂ふ。救護法第十八條、第十九條、第二十一條等に於て「救護に要する費用」と謂ふは之を指すので、埋葬に要する費用、委員に關する費用、救護施設の設置の費用の如きは之に包含しない。

(2) 救護に要する費用負擔の市町村 救護に要する費用は右の如くである。救護法は此の救護に要する費用は先づ第一に之を市町村の負擔に屬するものとした。蓋し(1)從來市町村は恤救規則に依り、又は任意に救護費用を負擔し來りたること(2)救護法に於て救護は市町村長に於て之を行ふべきものとしたるを以て、其の市町村をして負擔せしむるは至當なること(3)從て市町村は救護費の節約を圖る上に於て便宜なること等の理由に因り、第一に其の市町村をして負擔せしむるを最も適當とする理由あるに因る。

(3) 費用負擔の市町村たる條件 右の如く救護に要する費用は第一に市町村に於て負擔すべきものであるが



其の市町村をして費用を負担せしむるには、二個の條件が必要である。即ち（イ）被救護者の居住地の市町村たること（ロ）被救護者が法定の期間居住せることの條件を要する。

（イ）被救護者の居住地の市町村たること。

救護に要する費用は先づ第一に市町村をして之を負担せしむることは前述の如くであるが、果して何れの地の市町村をして之を負担せしむべきか、是れ第二に決すべき問題である。被救護者の住所地の市町村とすべきか、居住地の市町村とすべきか、又は現在地の市町村とすべきか、即ち住所地主義、居住地主義、現在地主義の三主義中何れを採るべきか、蓋し住所地主義を採るを適當とするが如きも、住所は生活の本據たるも被救護者必しも常に住所に居住すると限らない場合もある。現在地主義は現に被救護者の現在する地を採るものなるも、一時現在するのみを以ては連續居住の事實なく其の市町村との關係が少ない。居住地は生活の本據には非らざるも被救護者は現に之に居住し、且つ現在地の如く一時的に非ずして連續居住の事實あり其の市町村との關係少なからず、相比すれば居住地主義を採るのが最も適當である。是に於て第一に救護に要する費用は市町村にして且つ被救護者の居住地たるを要すとし「居住地の市町村の負擔とす」と規定した。

（ロ）被救護者が法定の期間居住せること。

居住地は現在地の如く一時的のものに非ざるも、一ヶ月の居住も居住にして一年の居住も居住であり、其の期間に長短がある。従て居住期間に一定の制限を定むる必要がある。是に於て救護法は「一年以上引続き居住する」ときに於て初めて其の市町村が救護に要する費用を負担すべきものとした。但し之を二種に分ち

一は被救護者が一年以上居住したる場合、二は被救護者の居住は一年に満たざるも、同居の夫婦、父母、子孫等が一年以上居住せる場合との二とした。

A 被救護者が一年以上居住せる場合 被救護者が一年以上引続き同一市町村に居住するときは之を以て直に其の市町村に於て其の者の救護に要する費用を負担する。即ち救護法第十八條に「救護を受くる者同一市町村に一年以上引続き居住する者なるときは救護に要する費用は其の居住地の市町村の負擔とす」と規定した。

B 同居者が一年以上居住せる場合 救護を受くる者が一年以上居住せざるも、親子、夫婦の如き常に同居相扶する者の如きは同居の事實に重きを置き、同居せる親子、其の他の直系尊屬又は卑屬、若くは夫婦の一方が一年以上居住せるときは、他の一方に付ても一年以上居住せるものと同視し以て救護に要する費用は其の居住地の市町村に於て負担すべきものとした。即ち救護法第十九條に於て「救護を受くる者左の各號の一に該當する者なるときは其の居住期間一年に滿ちざる場合に於ても救護に要する費用は其の居住地の市町村の負擔とす」と規定し、左の如く定めた。

一 夫婦の一方居住一年以上なるとき同居の他の一方 故に例之ば夫の居住が一年に滿たざるも妻が一年以上居住するときは同居の夫も一年以上居住するものと同視し、其の居住地の市町村に於て費用を負担する。

二 父母其の他の直系尊屬居住一年以上なるとき同居の子其の他の直系尊屬 故に例之ば父が一年以



上居住するときは同居の子の居住が一年に満たざるも、子に付て其の居住の市町村に於て費用を負擔する。直系尊屬と直系卑屬の間皆な同一であるから父母、祖父母、子、孫、玄孫等に對する亦同じである。

三 子其の他の直系卑屬居住一年以上なるとき同居の父母其の他の直系尊屬 之は前號の場合の反對で卑屬の尊屬に對する場合である。

右一の場合の夫婦は民法上の婚姻ありたるを要し、從て入夫婚姻、婿養子縁組に因るものを含むも、内縁關係あるに止まるものは包含せず。右二、三の親子關係は養親子、繼親子を問はない。

然れども右の夫婦、親子等は民法上の同一家の家族たるを要せざるも、必らず同居の事實あることを要する。家を同ふすると否とを問はず同居に重きを置きたる結果である。

(4) 費用負擔條件の居住期間の計算 被救護者の居住地の市町村が救護費用を負擔するの條件の第二條件として被救護者又は同居の夫婦、親子等が一年以上居住せるを要することは右に述べたる如くであるが、其の居住期間の計算には注意を要するものがある。

一 期間の連続

居住一年以上の期間は連続せることを要する。故に一時不在にしたる如き居住事實の存するものは連續を中断することなきも、相當永き期間居住地に在らざるが如きは居住の連續を缺くものにして、期間の中断ありと謂ふべくして居住地の市町村は必しも救護費用を負擔すべき限りでない。而して其の果して期間の連續せるや否やは具體的事實に依て之を決し、不在が居住を消滅せしむる程度に達したりと認むべきときは期間の連續を

缺くものと爲すべきである。

二 期間の計算

期間の計算は通例の場合に於ては何等の問題を生ずることなきも、被救護者が收容救護を受くるに至り居住地外の救護施設其の他に收容せられたるときは、其の收容せられたる期間は依然居住地たりし地に居住したるものとして計算すべきか、例之ば甲地の居住者が乙地の救護施設に收容せられたるときは、其の收容せられたる期間は甲地に居住するものとして計算すべきか、又は乙救護施設のある地に居住するものとして計算すべきかである。救護法第二十條は「前二條に規定する期間の計算に付ては勅令の定むる所に依る」と規定して之を施行令に譲り、施行令は之を(イ)救護法施行後收容を受くる者と(ロ)救護法施行前國、道府縣又は市町村の費用に依り收容救護を受け來りし者との二個の場合に分ちて之を規定したが、何れの場合も之を「收容の際の居住地に於ける居住の期間とす」べきものとした。即ち

第三十條 被救護者收容救護を受くるに至りたるときは救護法第十八條及第十九條の期間計算に付ては收容の期間は收容の際の居住地に於ける居住の期間とす。

第三十二條 救護法施行の際國、道府縣又は市町村の費用に依り收容救護を受くる者にして救護法に依り救護すべきものに關する救護法第十八條及第十九條の期間計算に付ては收容の期間は收容の際の居住地に於ける居住の期間とす。

故に右何れの場合に於ても、先づ既に收容せられたる期間は、收容せらるゝ時に居住した地に於て居住した



るものとして計算する。例之ば甲地に居住したる者が、昭和五年一月一日に乙地の救護施設に收容せられ、引續き昭和七年一月一日より新救護法に依り收容救護せらるゝものとするれば、其の既に收容せられたる昭和五年一月一日より同七年一月一日までの経過したる收容期間は、之を收容の際の居住地即ち昭和五年一月一日に居住したる甲地に居住したるものとし、其の者は甲地に一年以上引續き居住したるものとして、其の救護に要する費用は甲市町村の負擔とするの類である。要するに右何れの場合に於ても既に收容せられて経過したる期間は其の收容の際に居住したりし地に居住したるものとして計算するのである。而して右第三十條は救護法施行後に收容せられたる場合にして、第三十二條は救護法施行前より國、道府縣又は市町村の費用を以て收容せられたる者が救護法施行後同法に依り引續き收容救護せらるゝ場合である。

救護に要する費用にして市町村の負擔すべきものは右の如くであるが、此の費用に對して國庫は其の二分の一以内、道府縣は其の四分の一を補助すべきことは後に述ぶる如くである。

### 三 埋葬に要する費用

救護費に付て市町村の第一に負擔すべきものは前項に述べたる救護に要する費用であるが、第二に負擔すべきものは埋葬に要する費用である。埋葬に要する費用とは、救護を受ける者が死亡したる場合に埋葬を行ふ者に給與する費用と、埋葬を行ふ者なきとき市町村長の行ふ埋葬の費用であることは前に述べたる如くである。

埋葬に要する費用の負擔も前項に述べたる救護に要する費用の負擔と同一であつて、救護法第二十二條に「第十七條の規定に依る埋葬に要する費用に關しては前四條の規定を準用す」とある。故に總て右二の救護に要する

費用に付て述べたと同一である。即ち

- A 死亡したる被救護者が一年以上引續き居住したりし者なるときは、其の埋葬に要する費用は其の居住地の市町村の負擔とする。此の場合には多くは居宅救護か又は其の居住地に於ける收容救護かの場合である。
- B 死亡したる被救護者の居住が一年に満たざる場合に於ても、親子等の一方の居住が一年以上なるときは其の居住地の市町村の負擔とする。此の場合にも多くは居宅救護か其の居住地に於ける收容救護の場合である。
- C 死亡したる被救護者が他町村に收容せられたりし者なるときは、其の收容せられし期間は、收容せられし際に居住したりし市町村に居住したるものとして計算し、一年以上なるときは右A Bに依り居住地の市町村の負擔とする。

D 死亡したる被救護者が救護法施行前より國、道府縣又は市町村の費用を以て收容救護を受け、救護法施行後同法に依り引續き收容せられたる者なるときは、其の收容せられたる期間は、收容せられし際に居住したりし市町村に居住したるものとして計算し右A Bに依り居住地の市町村の負擔とする。右に付ては前項4の「居住期間の計算」に述べたる所を參看することを要する。

埋葬に關する費用にして市町村の負擔すべきものは右の如くであるが、此の費用に對して國庫は其の二分の一以内、道府縣は其の四分の一を負擔すべきことは後に述ぶる如くである。

### 四 委員に關する費用

委員に關する費用とは救護の爲めに直接に支出する費用に非ずして、委員自體に關する費用で、其の職務の爲



めに要する實費辨償額の如きであることは既に述べたる通りである。而して委員は市町村に設置せられ、救護事務に關し其の市町村長を補助すべきものなるが故に、其の費用は之を設置したる市町村の負擔すべきものとし、即ち救護法第二十三條に「委員に關する費用は市町村の負擔とす」と規定した。委員に關する費用として市町村の負擔すべきものは右の如くであるが、此の費用に對して國庫は其の二分の一以内、道府縣は其の四分の一を補助すべきことは後に述ぶる通りである。

### 五 市町村設置の救護施設の費用

市町村設置の救護施設とは市町村が救護法第七條第一項に依り、其の設備に付き地方長官の認可を受けて設置したる救護施設を謂ひ、其の費用に付ては之を其の市町村の負擔とする旨の直接規定は存せざるも、補助に關する規定其の他より見て其の之を設置したる市町村の負擔たるべきことは勿論である。故に其の之を設置する費用即ち設置自體の費用は勿論、其の一切の設備、維持、擴張の費用より常時消費すべき性質の費用に至るまで其の總費用は原則的に其の市町村の負擔すべきものである。

市町村設置の救護施設の費用は右の如く原則的には其の市町村の負擔すべきものなるも、國庫及び道府縣は其の費用を補助する。即ち國庫は右の費用に對して其の二分の一以内、道府縣は其の四分の一を補助することは後に述ぶる如くである。

以上二乃至五の費用中二の「救護に要する費用」、三の「埋葬に要する費用」、四の「委員に關する費用」の補助に關する救護法第二十五條の上に於ては之を併せ「市町村の負擔する費用」と謂ひ、別に市町村設置の救護施設の

費用を「市町村の設置したる救護施設の費用」と謂ふ。而して以上の費用は市町村の負擔すべき費用であるが、救護は國の事務にして、唯だ其の費用を市町村をして負擔せしむるものなるが故に、原則的には市町村の負擔すべきものとしたるも、國庫及び道府縣は分擔的に其の費用を補助する。即ち國庫は其の二分の一以内を補助し、道府縣は其の四分の一を補助する。其の補助の詳細は後に説明する如くである。

## 第三節 道府縣負擔の費用

救護費用は其の之を負擔する主體に依りて區分すれば第一節の二に述べたる如く(1)市町村の負擔に屬するもの(2)道府縣の負擔に屬するもの(3)國庫の補助するもの(4)道府縣の補助するもの、四種にして、右1のものは前節に述べたるに依り本節に於ては2の道府縣の負擔に屬するものを説明する。

### 一 道府縣負擔費用の範圍

救護費用の道府縣の負擔に屬するものは(1)救護に要する費用。(2)埋葬に要する費用。(3)道府縣設置の救護施設の費用の三で、市町村の如く委員に關する費用はない。委員は地方長官の選任すべきものではあるが、市町村に設置すべきものであつて道府縣に置くべきものでなく、且つ救護法第二十三條に於て「委員に關する費用は市町村の負擔とす」と規定せるが故である。

道府縣が救護費用を負擔するに付て注意すべきことは、道府縣の救護費用の負擔は、唯だ道府縣が其の費用を負擔すると謂ふに止つて道府縣自ら救護を行ふべきものでないことである。救護は救護法第三條に依り市町村長



に限り之を行ふの権限を専有するのであるから、道府縣が救護の費用を負担する場合に於ても、其の救護は市町村長に於て之を行ふべきもので、道府縣に於て之を行ふべきものでない。故に市町村長が救護を行ひ其の費用は道府縣に於て負擔すべき場合には、其の費用は救護を爲したる市町村に於て一時繰替支辨し置き、後に道府縣より之が支拂を受くべきものであることは後に述ぶる如くである。以下道府縣の負擔する費用を説明する。

## 二 救護に要する費用

(1) 居住地市町村の負擔に屬せざるに因る場合 救護に要する費用の意義は市町村負擔の費用に付き述べたると同一なることは勿論である。而して救護に要する費用は第一に市町村の負擔に屬すべきものなることは前節二の2に述べたる如くであるが、若し救護に要する費用が市町村の負擔に屬せざる場合に於ては之を第二に其の居住地の道府縣の負擔に屬すべきものとした。

A 救護を受くる者が同一市町村に一年以上引続き居住する者なるときは救護に要する費用は救護法第十八條に依り其の市町村の負擔とすべきものなれども、一年以上居住せざるときは其の市町村の負擔とすることが出來ないので、其の費用を負担する市町村が無いから、之を其の居住地の道府縣の負擔とする。

B 救護を受くる者が居住期間一年に満たざるも其の同居の夫婦、親子等の一方が居住一年以上なるときは同居の他の一方の救護に要する費用は救護法第十九條に依り、其の居住地の市町村の負擔とすべきものなれども、其の同居者の居住一年以上ならず又は同居者なきときは其の市町村の負擔とすることが出來ないので、其の費用を負担する市町村が無いから、之を其の居住地の道府縣の負擔とする。

C 救護を受くる者が他の市町村に收容せられし者なるときは、其の收容せられし期間は、收容せられし際に居住したりし市町村に居住したるものとして計算し、一年以上なるときは救護に要する費用は救護法第二十条及び施行令第三十条に依り右A、Bに準じ居住地市町村の負擔とすべきものなるも、收容期間一年以上なるときは、其の市町村の負擔とすることが出來ないので、其の費用を負担する市町村が無いから、之を其の居住地の道府縣の負擔とする。

D 救護を受くる者が救護法施行前より道府縣、市町村の費用を以て收容救護を受け、救護法施行後同法に依り引続き收容せられし期間は、收容せられし際に居住したりし市町村に居住したるものとして計算し、一年以上なるときは、救護に要する費用は救護法第二十條及び施行令第三十二條に依り、右A、Bに準じ居住地市町村の負擔とすべきものなるも、收容期間一年以下なるときは、其の市町村の負擔とすることが出來ないので、其の費用を負担する市町村が無いから、之を其の居住地の道府縣の負擔とする。

要するに被救護者又は其の同居の夫婦、親子等の居住一年以上にして居住地の市町村が救護に要する費用を負担せざるときは、其の費用は其の居住地の道府縣の負擔とすべきものとし、即ち救護法第二十一條に於て「救護に要する費用が前三條の規定に依り市町村の負擔に屬せざる場合に於ては其の費用は救護を受くる者の居住地の道府縣……の負擔とす」と規定した。結局言を極めて簡単に謂へば「居住地の市町村の負擔に屬せざるときには居住地の道府縣の負擔とする」と謂ふことに爲る。

(2) 居住地なく又は分明ならざるに因る場合 救護に要する費用は第一に救護を受くる者の居住地の市町村



に於て負擔し、其の市町村に於て負擔せざる場合に於ては居住地の道府縣に於て負擔すべきものなることは右1に述べたる如くであるが、救護を受くる者に居住地なきとき、例之ば浮浪者、居所なき行商人の如き居住地なき者又は居住地の何れなるか分明せざる者の如きは、居住地が無く又は分明でないものであるから居住地の市町村といふものなく、従て居住地の市町村に於て其の費用を負擔すべき途がない。又た道府縣に於て之を負擔すべきものとしても居住地なく又は分明でないものであるから、是亦た居住地の道府縣に於て負擔すべき場合がない。是に於て此の場合には之を救護を受くべき者の現在する地即ち現在地の道府縣に於て負擔すべきものとした。即ち救護法第二十一條に於て「救護に要する費用……は救護を受くる者の居住地の道府縣、其の居住地なきとき又は居住地分明ならざるときは其の現在地の道府縣の負擔とす」と規定せるものが之である。故に居住地なく又は居住地分明ならざる者に付ては市町村は初めより絶対に費用の負擔なく、直ちに道府縣が負擔する。蓋し居住地なく又は分明ならざる者の如きは市町村と密接の關係なく、上級の公共團體を以て其の費用の負擔者とすることを以て適當なりとしたるに因る。

以上述べたる二個の場合は道府縣の負擔する救護に要する費用であるが、國庫は之に對して其の二分の一以内を補助することは後に述ぶる如くである。

### 三 埋葬に要する費用

埋葬に要する費用は救護を受くる者が死亡したる場合に埋葬を爲したる者に給與する費用及び埋葬を行ふ者なき爲め救護を爲したる市町村長が埋葬を行ふ費用である。此の費用は救護法第二十二條に於て「埋葬に要する費

用の負擔に關しては前四條の規定を準用す」と規定せるが故に、第二十一條の準用に依りて左の如く道府縣に於て負擔する。

A 死亡したる被救護者又は其の同居の夫婦若しくは親子等の一方が一年以上其の市町村に居住せざる爲め其の市町村に於て埋葬費用を負擔せざるときは其の居住地の道府縣に於て負擔する。

B 死亡したる被救護者の居住地なく又は居住地分明ならざるときは市町村に於て埋葬費用を負擔するに由なきを以て、其の現在地の道府縣に於て之を負擔する。

然れども救護は道府縣に於て之を行ふものでなく、市町村長に限り之を行ふことを得るものなるが故に、右の場合に於ても救護は市町村長に於て之を行ひ唯だ其の埋葬費のみを道府縣に於て負擔するのである。故に右Aの場合には救護法第三條の前段に依りて被救護者の居住地の市町村長に於て救護したる被救護者が死亡したるときに其の埋葬費だけ居住地の道府縣に於て負擔するものにして、Bの場合は救護法第三條の後段に依りて被救護者の現在地の市町村長に於て救護したる被救護者が死亡したるときに、其の埋葬費だけ現在地の道府縣に於て負擔するのである。従て若し右の道府縣負擔の埋葬費用が未だ支拂はれざるときは救護を爲したる地の市町村に於て一時繰替支辨を爲し置き、後に負擔を爲す道府縣より支辨を受くべきものである。

救護を爲す市町村長は被救護者を自己市町村設置の救護施設に收容し、又は道府縣若しくは他の市町村若しくは私人設置の救護施設に收容を委託して救護することも出来るから、若し右の場合に市町村長が道府縣設置の救護施設に委託して救護を爲し、而して被救護者が死亡し道府縣設置の救護施設が其の埋葬を行ひたるときは其の埋葬



に要する費用は道府縣に於て負擔すべきものなるに拘らず埋葬費用を給する者は市町村長なるが故に、埋葬を行ひたる道府縣の救護施設は其の費用の給與は之を市町村長に求むべく、從て此の場合には救護法施行規則第十二條の埋葬費支給の請求書は埋葬を行ひたる道府縣の救護施設より之を市町村長に提出し、市町村長は立替支辨を爲して後之が支拂を道府縣に請求すべきものである。

道府縣の負擔する埋葬に要する費用は以上の如くであるが、國庫は之に對して其の二分の一以内を補助すべきことは後に述ぶる通りである。

#### 四 道府縣設置の救護施設の費用

道府縣設置の救護施設とは道府縣が救護法に依る救護を目的として設置したる施設を謂ふ。其の設置及び費用の負擔に付ては直接に之を規定したる明文なきも、補助に關する規定より見て道府縣が之を設置し得べきこと及び其の費用は道府縣自ら之を負擔すべきことは勿論である。故に是亦た市町村設置の救護施設と同く其の之を設置する費用即ち設置自體の費用は勿論、維持、擴張の費用より常時消費すべき性質の費用に至るまで其の總費用は悉く其の道府縣の負擔すべきものである。

道府縣の救護施設は道府縣の行政施設として何等他の許可をも要することなく自ら之を設置し、其の費用も亦た道府縣の豫算の範圍に於て自ら之を負擔支出するものなるを以て、其の費用に付ては市町村長とは沒交渉である。從て前の二、三に述べたる救護に要する費用及び埋葬に要する費用に付ては市町村は道府縣の負擔に對して一時繰替支辨する場合はあるも、救護施設の費用に付ては繰替支辨するが如き場合がない。

道府縣の設置の救護施設は其の行政施設として道府縣自ら之を設置し、自ら其の費用を負擔するものにして從て救護法は之に對して何等干涉する所がない。然れども國庫は救護の費用を分擔するの意味に於て道府縣設置の救護施設の費用に付ても其の二分一以内を補助することは下に述ぶる如くである。

#### 五 道府縣負擔費用の一時繰替支辨

道府縣は右二、三に述べたる救護に要する費用及び埋葬に要する費用は之を負擔するが、救護は市町村長に於て行ふべきものにして道府縣自ら救護を行ふ權限を有せざるが故に、道府縣が右二、三に述べたる費用を負擔する場合に於ても其の救護は市町村長に於て之を行はなければならぬ。從て市町村長が救護を行ふに費用を要する場合に於て、其の費用が道府縣の負擔に屬するときは先づ道府縣をして之を支辨せしめなければならぬが、若し道府縣の支出が後れ若くは會計上の手續に依りて直に支辨し能はざるときは救護は時機を失し又は全く爲し能はざる場合を生ずる虞がある。是に於て救護を爲したる地の市町村は一時之を繰替支辨すべきものとした。即ち救護法第二十四條に於て「第二十一條及第二十二條の規定に依り道府縣の負擔する費用は救護を爲したる地の市町村に於て一時之を繰替支辨すべし」と規定せるものが之である。

救護を爲したる地の市町村に於て繰替支辨すべきものは救護法第二十一條及び第二十二條の規定に依り道府縣の負擔すべき費用に限るを以て、右二に述べたる救護に要する費用及び三に述べたる埋葬に要する費用の二に限り一時繰替へ市町村の費用を以て支辨すべきものにして、救護施設の費用の如きは繰替支辨すべき場合のないことは前に述べたる如くである。



道府縣の負擔に屬する費用なるも市町村に於て一時繰替支辨すべきものは右に述べたる如くであるが、之が繰替支辨を爲すべき者は必らず其の費用を要する救護を爲したる市町村長の屬する市町村でなければならぬ。故に例之ば甲市町村長が救護を爲し、被救護者を乙市町村の救護施設に收容を委託し、其の費用は道府縣に於て負擔すべきが如き場合に於ては、乙市町村の救護施設に對する收容救護の費用は甲市町村長に於て一時繰替へて之を乙市町村の救護施設に支辨すべく、乙市町村に於て道府縣の爲めに自ら之を繰替へ支出すべきものでないのは勿論である。道府縣より甲市町村へ、甲市町村より乙市町村へ迂曲支辨するが如きは甚だしき手数を要し複雑を來すも、費用負擔の區分上已むことを得ざる所である。

費用負擔者が自ら直接に之を支拂ふ場合に於ては、中間に他人を介在しないから、其の意見に齟齬を生ずることとはなきも、他人が中間に介入するときは其の負擔者と中介者との間に於ては支拂上往々にして意見の齟齬を來すことがある。道府縣の負擔費用を市町村に於て繰替支辨する場合に於て、救護法令上若くは會計上、又は實際の支出上兩者解釋、意見を異にするときは、市町村は既に繰替支辨を爲したるに、道府縣は其の負擔部分に付き意見を異にして負擔を爲さずとするが如き場合を生ずるときは、負擔と會計の整理とに付き少なからざる手数を要するを以て、豫め充分の注意を拂ひて繰替支辨を爲すことを要する。

## 第六章 救護費の補助

### 第一節 總 說

#### 一 救護費の補助

救護法に依る救護は本來國の事務である。故に其の費用は國庫に於て負擔するを當然とする。然れども之を國庫の負擔とするも結局は國民の共同負擔たるに過ぎざるを以て、便宜上之を國庫、道府縣及び市町村に於て分擔すべきものとし、而して其の分擔の形式は之を直接の負擔及び補助の二とした。前章に述べたる所は即ち其の前者の救護費の負擔にして、本章に説く所は其の後者なる救護費の補助である。

#### 二 補助の主體

救護費の補助を爲すべき主體は國及び道府縣である、即ち救護法上補助を爲すべき義務を認めらるゝものは國庫及び道府縣であつて、市町村は市制及び町村制に依り道府縣及び私人設置の救護施設に對し寄附又は補助を爲すは自由なるも、救護法上に於ては私人設置の救護施設に對しても補助の義務は負はないのは勿論である。

#### 三 補助の客體



救護費の補助を爲すべき者は右の如くであるが、其の客體、即ち補助を受くべき者は左の數者である。

イ 國庫の補助を受くる者

- 1 負擔したる救護費用に付き道府縣
- 2 負擔したる救護費用に付き市町村
- 3 設置したる救護施設の費用に付き道府縣
- 4 設置したる救護施設の費用に付き市町村
- 5 設置したる救護施設の設備の費用に付き私人

故に道府縣は補助の爲めに支出したる費用に付ては國庫の補助を受けない。

ロ 道府縣の補助を受くる者

- 1 負擔したる救護費用に付き市町村
- 2 設置したる救護施設の費用に付き市町村
- 3 設置したる救護施設の設備の費用に付き私人

四 補助率

國庫及び道府縣の右に對する補助率は左の如くである。

- 1 國庫は右イの場合に於て、其の諸費の各二分の一以内を補助する。「以内」であるから法律上何程の少額にも止めることが出来る。

- 2 道府縣は右ロの場合に於て、其の諸費の各四分の一を補助する。「四分の一」と確定せるから四分の一以下に減することは出来ない。

五 補助額

國庫の補助率は各費用の二分の一以内、道府縣の補助率は四分の一であるが、其の補助は補助を受くる者の支出したる費用の總額に對するものでなく、施行令に於て定めたる費用より同令に於て控除すべきものとせる收入を控除したる精算額、即ち現に支出したる實額に對して右補助率に依りて補助するのである。以上述べたる所の外仍は附隨の事項あるも救護費補助の概要は右の如くである。以下國庫補助と道府縣の補助とに分て説明する。

第二節 國庫の補助

一 補助すべき費用

國庫は救護法第二十五條第一項に依り左の諸費に對して其の二分の一以内を補助する。

- 1 救護の爲め負擔したる費用
  - イ 市町村の救護の爲め負擔したる費用
  - ロ 道府縣の救護の爲め負擔したる費用
- 2 救護施設の費用
  - イ 道府縣設置の救護施設の費用



ロ 市町村設置の救護施設の費用

ハ 私人設置の救護施設の設備の費用

國庫の補助すべき費用は右の如くなるを以て、道府縣が市町村及び私人に補助したる費用に付ては國庫は救護法の上に於ては補助することはない。

仍ほ右の費用に對する國庫の補助に付き左に分説する。

(一) 救護の爲め負擔したる費用の補助 右1の救護の爲め負擔したる費用は左の如くである。

(イ) 市町村の救護の爲め負擔したる費用 市町村の負擔したるものにして補助を受くるものは

一 市町村に居住一年以上の者又は其の同居の夫婦、親子等の居住一年以上の爲め他の一方の者に付き救護に要したる費用、即ち救護法「第十八條乃至第二十條の規定に依り市町村の負擔したる費用」

二 死亡したる被救護者の埋葬に要したる費用、即ち救護法「第二十二條の規定に依り市町村の負擔したる費用」

三 委員に關する費用、即ち救護法「第二十三條の規定に依り市町村の負擔したる費用」

即ち右の費用に付ては國庫は市町村に對して各其の二分の一以内を補助する。救護法第二十五條第一項に「國庫は……左の諸費に對し其の二分の一以内を補助す、一第十八條乃至第二十三條の規定に依り市町村……の負擔したる費用」とあるものが之である。

(ロ) 道府縣の救護の爲め負擔したる費用 道府縣の負擔したる費用にして補助を受くるものは

一 市町村に居住一年以下の者にして市町村の負擔に屬せず居住地の道府縣の負擔したる救護に要したる費用及び居住地なく又は居住地分明ならざる者にして所在地の道府縣の負擔したる救護に要したる費用、即ち救護法「第二十一條の規定に依り道府縣の負擔したる費用」

二 死亡したる被救護者の埋葬に要したる費用、即ち救護法「第二十二條の規定に依り道府縣の負擔したる費用」

即ち右の費用に付ても國庫は其の道府縣に對して各其の二分の一以内を補助する。救護法第二十五條第一項に「國庫は……左の諸費に對し其の二分の一以内を補助す、一第十八條乃至第二十三條の規定に依り……道府縣の負擔したる費用」とあるものが之である。

(2) 救護施設の費用 右2の補助を受くる救護施設の費用は左の如くである。

(イ) 道府縣設置の救護施設の費用 道府縣の設置したる救護施設の費用。則ち救護法第二十五條第一項第二號の「道府縣の設置したる救護施設の費用」

(ロ) 市町村設置の救護施設の費用 市町村が救護法第七條第一項の規定に依り自ら設置したる救護施設の費用。即ち救護法第二十五條第一項第二號の「第七條第一項の規定に依り市町村の設置したる救護施設の費用」

即ち右の道府縣及び市町村の設置したる救護施設の費用に付ても國庫は各其の二分の一以内を補助する。救護法第二十五條第一項に「國庫は……左の諸費に對し其の二分の一以内を補助す。二道府縣の設置したる



救護施設及第七條第一項の規定に依り市町村の設置したる救護施設の費用」とあるものが之である。

(ハ) 私人設置の救護施設の設備の費用 私人が救護法第七條第二項の規定に依り設置したる救護施設の設備の費用。即ち救護法第二十五條第一項第三號の「第七條第二項の規定に依り私人の設置したる救護施設の設備に要する費用」

即ち右の私人の設置したる救護施設の設備に要する費用に付ても國庫は其の二分の一以内を補助する。救護法第二十五條第一項に「國庫は……左の諸費に對し其の二分の一以内を補助す、三……私人の設置したる救護施設の設備に要する費用」と規定せるものが之である。

國庫が救護施設に對して補助すべきものは右の(イ、ロ、ハ)の如くであるが(イ、ロ)の道府縣及び市町村の設置したる救護施設に對するものは其の救護施設其ものの費用であつて、(ハ)の私人設置の救護施設に對するものは救護施設の費用に非ずして救護施設の「設備」に要する費用である。是れ道府縣、市町村の公的設備に對すると、私人設置の私的設備に對するものと同じからざる所である。

## 二 補助すべき額の率

國庫が道府縣、市町村及び救護施設に付き私人に對して補助すべき費用は前項即ち一に述べたる如くであるが其の補助すべき率は補助を受ける費用の總額(精算額)の二分の一以内である。必しも二分の一と限らない。故に法律上に於ては二分の一以内其の額の何程たるを問はない。實際に於ては國庫財政の如何に依り毎年度國の豫算に計上する所に従ひ二分の一以内に於て之を補助する。下に述ぶる道府縣の補助は補助を受ける費用總額(精

算額)の四分の一であつて必ず四分の一以下に下すことを得ない。之が補助率に付て二者の異なる所である。

國庫の補助率は前述の如く補助を受ける費用の總額の二分一以内であるが、其の額は道府縣の補助する四分の一を控除したる殘額に對する二分の一以内でなく、補助を受ける費用の總額(精算額)に對する二分の一以内と解する、仍ほ下の道府縣の補助の二の説明を參看することを要する。

## 第三節 道府縣の補助

### 一 補助すべき費用

國庫は道府縣及び市町村の救護の爲め負擔したる費用並に道府縣、市町村及び私人設置の救護施設の費用を補助すべきことは前節に述べたる如くであるが、道府縣も亦た救護法第二十五條第二項に依り自己の負擔する費用の外左の諸費に對して其の四分の一を補助する。

- 1 市町村の救護の爲め負擔したる費用
- 2 救護施設の費用

イ 市町村設置の救護施設の費用

ロ 私人設置の救護施設の設備の費用

道府縣の補助すべき費用は右の如くであるが、更に之を分説すれば左の如くである。

(1) 市町村の救護の爲め負擔したる費用 右1の市町村の救護の爲め負擔したる費用とは



一 市町村に居住一年以上の者又は其の同居の夫婦、親子等の居住一年以上の爲め他の一方の者に付き救護に要したる費用、即ち救護法第二十五條第二項第一號の「第十八條乃至第二十條の規定に依り市町村の負擔したる費用」

二 死亡したる被救護者の埋葬に要したる費用、即ち救護法同條第二項第一號の「第二十二條の規定に依り市町村の負擔したる費用」

三 委員に關する費用、即ち救護法同條第二項第一號の「第二十三條に依り市町村の負擔したる費用」

即ち右の費用に付ては道府縣は市町村に對し其の四分の一を補助する。救護法第二十五條第二項に「道府縣は……左の諸費に對し其の四分の一を補助すべし、一第十八條乃至第二十條、第二十二條及第二十三條の規定に依り市町村の負擔したる費用」と規定せるものが之である。

(2) 救護施設の費用 右の道府縣の補助を受くる救護施設の費用は左の如くである。

(イ) 市町村設置の救護施設の費用 市町村が救護法第七條第一項の規定に依り設置したる救護施設の費用。即ち同法第二十五條第二項第二號の「第七條第一項の規定に依り市町村の設置したる救護施設の費用」

(ロ) 私人設置の救護施設の設備の費用 私人が救護法第七條第二項の規定に依り設置したる救護施設の設備の費用。即ち同法第二十五條第二項第三號の「第七條第二項の規定に依り私人の設置したる救護施設の設備に要する費用」

即ち右の市町村の設置し居る救護費用の費用及び私人設置の救護施設の設備の費用に付ても道府縣は其の四

の一を補助する。救護法第二十五條第二項に「道府縣は……左の諸費に對し其の四分の一を補助すべし、二第七條第一項の規定に依り市町村の設置したる救護施設の費用、三第七條第二項の規定に依り私人の設置したる救護施設の設備に要する費用」とあるものが之である。

右の(イ、ロ)は道府縣が救護施設に對して補助すべきものであるが(イ)の救護施設に對するものは救護施設其もの、費用であつて(ロ)の私人設置の救護施設に對するものは救護施設全體の費用に非ずして、其の「設備」に要する費用に限る。之が市町村の設置と私人設置の救護施設に對する補助の同じからざる所である。

## 二 補助すべき額の率

道府縣が市町村及び救護施設に付き私人に補助すべき費用は前項即ち一に述べたる如くであるが、其の補助すべき額の率は補助を受くべき費用の額の四分の一である。國庫の補助率は二分の一以内であつて、法律上二分の一以内其の何程たるを妨げざるに反し、道府縣は必ず其の四分の一を補助せざるを得ずして四分の一を下すことを得ない。國の法律たる救護法は其の第二十五條に於て國の補助に付ては「二分の一以内を補助す」と謂ひ、道府縣の補助に付ては道府縣に對し「道府縣は……其の四分の一を補助すべし」と謂ひ「補助すべし」と命じて居る。之が二者の異なる所である。

「四分の一」と謂へるは補助を受くべき費用の總額(請算額)の四分の一であるか若くは其の總額より國庫の補助額を控除したる殘額に對する四分の一であるが、例之ば補助を受くる費用の總額(精算額)が四百圓にして、道府縣の補助率が其の總額の四分の一とすれば道府縣の補助額は百圓と爲る。之に反して國庫の補助率を假に二分



の一として、補助せられたる費用の總額四百圓なるときは國庫の補助額は二百圓、其の殘額は二百圓にして、其の二百圓に對し道府縣が其の四分の一を補助するものとすれば道府縣の補助額は五十圓と爲る。「四分の一」は何れを意味するか。蓋し前者の意と解する、即ち補助せらるゝ費用の總額(精算額)が四百圓なるときは道府縣の補助額は百圓なりと解する。思ふに國庫の補助率を總額の二分の一とし、道府縣の補助率を四分の一としたるものは總額を四分して、國庫は其の最高限度に於て四分の二(即ち二分の一)を負擔し、道府縣及び市町村は其の四分の一づつを負擔すべきものとせるに出でたるものと解する。故に國庫も同道府縣も共に補助を受くべき額(精算額)を標準とすべく、何れも一方の補助額を控除したる殘額に對して右の率に因り補助すべきものに非ずと考へる。從て前例の如く補助を受くべき費用の額(精算額)が四百圓なるときは道府縣は國庫の補助額の何程なるを問はず、其の四分の一即ち百圓、國庫は總額四百圓の二分の一以内、其の最高限度に於ては二百圓を補助すべきものと解する。

#### 第四節 補助の方法

國庫及び道府縣の補助は前二節に述べたる如くであるに依り本節に於ては其の補助の方法を説明する。補助の方法は救護法施行令の規定に依り之を(一)市町村又は道府縣の負擔したる費用に對する場合及び(二)公的救護施設の費用に對する場合(三)私的救護施設の費用に對する場合の三に分て説明するを便宜とする。

##### 一 市町村、道府縣の負擔したる費用に對する補助の方法

(1) 補助すべき精算額 救護の爲め負擔したる費用とは、市町村に在ては被救護者の救護に要したる費用、埋葬に要したる費用、委員に關する費用。道府縣に在ては市町村の負擔に屬せざる爲め道府縣に於て被救護者の救護に要したる費用、埋葬に要したる費用を謂ふことは、本章第二節「國庫の補助」の一、前節「道府縣の補助」の一に述べたる如くである。

右の費用に對しては國庫は其の二分の一以内、道府縣は其の四分の一を補助すべきものであるが、其の補助は道府縣又は市町村が救護の爲めに負擔したる總額に對するものでなく、道府縣又は市町村が其の負擔金に關して收入したる金額あるときは其の收入を控除したる精算額に對して補助するのである。例之ば救護に關して負擔したる金額が千圓なる場合に、其の負擔金に關して他より五百圓の收入ありたるときは、其の五百圓を控除したる殘りの五百圓に對して其の二分の一以内又は四分の一を補助するのである。此の收入を控除したる殘りの金額を稱して「精算額」と謂ふ。救護法施行令第二十四條に「……市町村又は道府縣の負擔したる費用に對する……補助は各年度に於て市町村又は道府縣の救護及埋葬に要したる費用並に委員に關し支出したる費用より其の年度に於て……寄附金其の他の收入を控除したる精算額に對し補助す」とあるものが之である。

(2) 精算の爲めの控除金 補助は救護に付き負擔したる費用の精算額に對して爲すべきことは前述の如くであるが、其の精算は各年度に於て支出したる費用より其の年度に於ける左の收入を控除すべきものである。

一 救護法第二十六條に依る徴收金

二 同第二十七條に依る償還金



- 三 同第二十八條に依る充當金
- 四 救護の費用に充つべき指定寄附金
- 五 其の他の収入

右一、二、三の金額の詳細は後に説明する所の如く、四の寄附金は救護の爲め負擔する費用として指定して爲したる寄附金、五の其の他の収入は雑収入の類である。而して、補助は救護の爲め負擔したる費用より右列記の金額を控除したる精算額に對して爲すべきもので、即ち救護法施行令第二十四條に於て「……補助は……支出したる費用より其の年度に於て救護法第二十六條乃至第二十八條の規定に依り徴收し、償還せしめ又は充當したる金額及其の費用に充つべき寄附金其の他の収入を控除したる精算額に對して補助す」と規定したるものが之である。但し右の控除は各年度に於て支出したる費用より其の年度即ち同一年度内に於ける右五種の収入を控除すべきものである。

蓋し右の如く支出したる費用より収入金を控除すべきものとせるは、収入を控除して現實に支出したる費用に對して補助せんとするものにして、若し否らざる時は一面に於ては収入を得つゝ他面に於ては補助を受け負擔の公平を失ふからである。

(3) 控除額に算入せざる収入 補助を受くべき費用の額には其の年度の収入を控除して精算額を定むべきことは右の如くであるが、此の控除すべき収入には救護施設の費用の補助金は之を算入しない。即ち施行令第二十八條に「救護法第二十五條の規定に依る國庫及道府縣の補助金は第二十四條乃至前條の場合に於ける控除額

に之を算入せず」とあるに依て明かである。蓋し控除すべきものには「寄附金其の他の収入」とあつて補助金も亦た一種の収入なるを以て、右の規定を設けざる時は補助金も亦た収入として控除すべきものと爲るが故に、之を控除せしめざる爲め右の規定を置たものである。

然れども右の規定に付ては疑ひがある。抑も補助は補助すべき費用の精算額が定まつて後に其の精算額に對して補助すべきものである。従て精算額の定まらざる前には補助金は無い。然るに其の精算額を定むるに當り未だ無い所の補助金を控除しないと謂ふ規定を定むるは意義を爲さない。精算額の定まらざる前には補助は無いのであるから、精算額を定むるに付て補助金を控除しないの問題の起る筈がない。結局精算額を定むる爲めには右の規定を置かざるも補助金控除の問題を生じない。置た所で之を適用する場合がない。要するに右の規定は意義を爲さない無用の規定の如く見ゆる。故に右の規定は本年度の精算額が定まり之に對する補助金も確定し、而して次年度に於て補助を受くべき費用の精算額を定むるに付て右の補助金は之を控除額に算入せずとの意と解するより外なきが如く、又施行令第二十八條の規定は救護施設の補助金は第二十四條の控除金に算入しないと謂ふに在れども、第二十四條の負擔費用の控除額に算入すべきものは其の費用の収入金に限るを以て、救護施設の補助金を算入せざるは勿論で、第二十八條の規定は結局不用の如く見ゆる。

(4) 控除金の超過額 右の控除金は實際に於て支出したる費用より少額なるべきは勿論であるが、却て反對に控除金が支出したる費用の額を超過することなしとしない。實際に於て斯かる場合は稀なるべきも想像は爲し得ざるに非らず。例之ば資力あるに拘らず救護を受けたる爲め救護法第二十六條に依り救護に要したる費用



の全部を徴収したる場合の如き、若くは一時に多額の寄附金ありたる場合の如きである。此の場合に於ては其の超過したる所の額は之を後年度に於ける支出額より控除して精算する。即ち救護法施行令第二十四條第二項に於て「前項の規定に依り控除すべき金額が其の年度に於ける救護及埋葬に要したる費用並に委員に關し支出したる費用の額を超過したる場合に於ては其の超過額は後年度に於ける支出額より之を控除す」と規定した。故に例之ば本年度の支出したる費用の額が五百圓で、其の年度の徴収金、償還金、充當金、寄附金其の他収入又は其の合計額が千圓なるときは、千圓中より支出費用五百圓を控除し其の残りの超過したる五百圓即ち超過したる五百圓は後年度の支出金より其の後年度の収入と併せて控除して其の後年度の補助を受くべき費用額を精算するが如きである。

右の超過額を控除するは次年度に支出したる費用あるときは其の次年度の費用より控除すべきも、若し次年度に支出費用なきときは、其の後の年度の支出費用あるときに至り其の年度の費用より控除すべきものである。「次年度」と謂はずして「後年度」と規定したるは之が爲めで、従て次年度其の他の支出費用なき年度に於ては補助なきは勿論である。

## 二 公的救護施設の費用の補助方法

(1) 補助すべき精算額 公的救護施設即ち道府縣設置の救護施設及び市町村設置の救護施設の費用に對しては國庫は其の二分の一以内、道府縣は市町村設置のものに對し其の四分の一を補助することは前に述べたる如くであるが、其の補助すべきものは救護施設の費用として支出したる總額に對するものでなく(1)救護施設

の創設費、擴張費及び之に伴ふ初度調辨費(2)事務費より其の費用に充つべき寄附金其の他の収入を控除したる精算額に對して補助すべきものである。是れ恰も道府縣、市町村の救護の爲め負擔したる費用に對する精算額に對して補助すると同一である。

然れども救護施設の費用に對する精算額の算出は、精算すべき費用の範圍が左の2の如く、精算の爲めに控除すべき金額の種類が左の3の如くにして、負擔費用の場合と異なるものがある。仍ほ左に之を分説する。

(2) 精算すべき費用 道府縣及び市町村設置の救護施設の費用の補助せらるゝものは、左に掲ぐる施行令第二十五條第一項の第一號、第二號の費用にして、其の費用より之に充つべき寄附金其の他の収入を控除したる精算額である。

第二十五條 道府縣の設置したる救護施設及救護法第七條第一項の規定に依り市町村の設置したる救護施設の費用に對する國庫補助は左に掲ぐる費用より其の費用に充つべき寄附金其の他の収入を控除したる精算額に對し補助す

- 一 救護施設の創設費、擴張費及之に伴ふ初度調辨費
- 二 事務費

故に國庫の補助を受くべき道府縣及び市町村設置の救護施設並に道府縣の補助を受くべき市町村設置の救護施設の費用は右第二十五條の一、二に掲ぐる費用である。

然れども右規定の「創設費」「初度調辨費」「事務費」とは果して何を謂ふか、又た其の範圍は如何。蓋し左



の如くである。

(イ) 「創設費」の意義 創設費は「創設費」と謂ふが故に之を其の語より解して、救護施設が初めて、救護施設として、其の效用を爲し得るに至れる一切の設備及び消費の費用を謂ひ、建物の建築費、其の敷地の買収費、其他永久的性質を有する装置、多少永続的性質を有するも二回以上其の設備を要せざる器具、機械——二回若くは數回要するもの、第一回は初度調辨費に屬するが故に——等の費用若くは創設の爲め一時に消費せらるゝ費用の如き、初めて救護施設として效用を爲すに至れる爲めに要したる費用は悉く之を包含するものと解せらるゝ。故に創設費は其の性質は臨時費に屬する。但し毎年要する經常費も其の創設の際即ち初度のもは次に述ぶる「創設に伴ふ初度調辨費」に屬するものと解する。

(ロ) 「初度調辨費」の意義 「創設費に伴ふ初度調辨費」とは創設費に伴ふものにして、永久的性質を有せず又は之を有するも、一度若くは一回の使用——連續使用するも通じて一度若くは一個と認めらるゝものを含む——に因りて損壞又は滅盡する物の費用、換言すれば數度若くは數回要するも、唯だ創設に伴ひ創設の際にのみ要したる物の費用及び一時に消費する費用にして數回要するも唯だ創設に伴ひ必要なりし初度の費用のみを謂へる意と解する。次に述ぶる「事務費」は之を一般の經常費と解するも、其の經常費にして創設の際之に伴ひ要するものは即ち初度調辨費に屬する。従て私人設置の救護施設の經常費も其の創設の際のもは初度の調辨費として補助を受けることゝ爲る。

(ハ) 「事務費」の意義 「事務費」とは普通の觀念を以て其の語辭より解すれば「庶務、會計、人事」と謂へ

るが如き事務の費用即ち單純なる事務的の費用と解せられ、救護施設たる病院に於て謂へば診療、手術、處置、監護、藥劑、被服等の費用。養老院に於ては食物、飲料、被服の費用。育兒院に於ては育兒一切の費用保母に關する費用、産院に於ては妊産婦の生活費用、助産一切の費用、哺育の費用の如き救護自體の費用の如きは包含せざるものゝ如きも、前に掲げたる狹義の意に於ける單純なる事務費は之を補助し、救護自體に要する右等の費用は之を補助せざるの理由存せざるのみならず、救護法施行令第十三條に於て「收容救護の場合に於て生活扶助、醫療又は助産の爲支出する費用の限度は内務大臣の認可を受け地方長官之を定む」べきものとし、救護施設の費用は是等の費用が其の大部分を占め其の費用を補助すべきことは救護費補助の趣旨より見て勿論なるが故に、右の所謂「事務費」とは創設費に伴ふ初度の調辨費たる經常費を除き其後の一切の經常費を指すものと解する。従て所謂事務費即ち初度の調辨費以外の經常費は施行令第二十六條第一項に依り私人設置の救護施設に在ては補助を受けることを得ざるも、道府縣及び市町村設置の救護施設に在ては右の經常費に付ても補助を受くべきものと解する。

以上述べたるものは補助を受くべき救護施設の費用の意義である。蓋し廣義の意義に於ては仍ほ之より廣き範圍に互るべきも、補助を受くべき救護施設の費用は右の如く限られてある。

(3) 精算の爲めの控除金 救護施設の費用の補助は其の費用の精算額に對して爲すべきものにして、而して其の精算を爲すには救護施設の創設費、擴張費及之に伴ふ初度調辨費、事務費より収入を控除すべきことは前項に掲げたる施行令第二十五條第一項に規定する如くであるが、其の控除すべき収入は右の費用に充つべき寄



附金其の他の収入である。「其の費用に充つべき寄附金」とは救護施設の創設費、擴張費及び之に伴ふ初度調辨費、事務費を指定して爲したる寄附金にして、「其の他の収入」とは收容被救護者の作業の収入、不用物賣拂代等の雑収入の類の外、救護施設として救護の種類に従て受くる生活扶助料、醫療料、助産料等の収入である。市町村、道府縣の負擔したる救護費用の補助の精算を爲す爲めの控除金には救護法第二十六條乃至第二十八條の規定に依る徴收金、償還金、充當金があるが、救護施設の費用の精算の爲めに爲す控除には之が無い。蓋し市町村、道府縣は自ら救護費を負擔支出するを以て、資力あるに拘らず救護を受けたる者より費用を徴收することがあり、資力を有するに至れる爲め費用を償還せしめ、死亡者の遺留品を賣却して費用に充當することなく、精算上之を控除する場合がないからである。之が負擔費用の精算の控除と救護施設の費用の精算の控除と異なる所である。

(4) 控除に算入せざる収入 補助を受くべき費用の額は前項に述べたる寄附金其の他の収入を控除して其の精算額を定むべきものであるが、此の控除すべき収入には補助金は之を算入しないのである。之は負擔したる費用の精算額を定むる控除金に付き述べたると同一であつて、既に右一の「負擔したる費用に對する補助の方法」の3に付き述べたる所を參看することを要する。

(5) 他の目的に利用する施設費用の控除 補助を受くべき救護施設の費用の精算額を定むるに付ての控除すべき金額及び之に算入せざるものは右に述べたる如くであるが、其の救護施設にして他の目的の爲めに利用す

る部分ある場合に於ては救護の爲めに利用する部分に付ての費用のみを補助を受くべきものとして精算額を定むべきものである。施行令第二十五條第二項に「救護施設にして他の目的に利用し得べき場合に於ては前項の精算額は救護の爲め利用せらるべき程度を標準として之を定む」と規定せるものが之である。故に例之ば一の救護施設が救護法に依る救護の外更に救護法に依らざる職業紹介、労働者の教育、無宿者宿泊、貧兒教育、盲啞者保護、低能兒保護、子守教育其の他の社會事業を兼營して施設を之に利用するが如き場合に於ては是等の事業の爲めに利用する部分の施設の費用は之を除き、其の全く救護法に依る救護の目的の爲めに利用する部分のみの費用の程度に付て精算額を定むる。

(6) 控除金の超過額 救護施設の費用の補助は右の(3)に述べたる如く救護施設の創設費、擴張費之に伴ふ初度調辨費及び事務費より之に充つべき寄附金其の他の収入を控除したる精算額に對して爲すべきものであるが、負擔費用の補助の場合に在ては右一の「負擔したる費用に對する補助の方法」の4に述べたる如く控除額が費用より多きとき、即ち支出したる費用よりも寄附金其の他の収入が多きときは施行令第二十四條第二項の規定に於て其の超過したる額は後年度に於ける支出額より之を控除すべきことに規定せられて居る。然るに救護施設の費用補助の場合に於ては斯かる規定なく、又た之を準用すべき規定がない。然れば救護施設の費用補助の場合に寄附金其の他の収入の額が救護施設の費用より多きときは其の精算額は如何に取扱ふべきか問題と爲す。

救護施設の補助すべき費用は施行令第二十五條第一項第一號の救護施設の創設費、擴張費及び之に伴ふ初度



調辨費及び第二號の事務費にして、第一號のものは創設の際のみのもなるを以て後年度なるものなく、従て控除額の超過したるものも後年度に於て控除すべき場合を生ぜざるも、第二號の事務費は毎年度存するものにして従て後年度あるが故に本年度の超過額は之を後年度に於ける事務費より控除すべきか、負擔費用の補助の場合に於ては施行令第二十四條第一項に於て各年度に於て精算すべきものとし年度を設けたるも、救護施設の費用補助の場合に於ては年度の規定は一切存せざるが故に、従て後年度に於て控除すべき旨の規定を爲さざりしものなるべしと雖も、事務費にして後年度あり、収入にして超過額あることを想像し得る以上は、其の超過額は其の年度に於て打切り後年度の事務費より控除せざるものとすべきか、又は後年度の事務費より控除すべきかを決しなければならぬ。兎に角疑問である。

然れども寄附金その他の収入にして之を控除して精算額を定むるを原則とする以上は、其の収入にして過剰し超過額あるときは何年度に互りても其の過剰額の盡くるまでは之を漸次に控除すべきものと爲すべきが相當である。是れ負擔費用の精算に付ては各年度に於て爲すべきことを規定したるに拘はらず、救護施設の費用の精算に付ては年度の規定存せざるが故に、超過額の存する以上は何年度に互りても其の盡くるまでは控除すべきが當然なるに因る。而して其の結果は負擔費用の補助の場合と同一に歸する。

### 三 私的救護施設の費用の補助方法

私的の救護施設即ち救護法第七條第二項の規定に依り私人の設置したる救護施設の費用に對する補助の方法は前の二に述べたる公的救護施設の費用補助の方法と殆んど同一なるを以て右二に述べたる所を參看すべく茲に其

の重複の説明を避け唯だ其の同じからざる點に付て述ぶる。

私人設置の救護施設の費用に對する補助は其の救護施設全體の費用に對して補助するものでなく、唯だ其の設備に要する費用に對して補助するものである。是れ救護法第二十五條及び施行令二十六條に於て「私人の設置したる救護施設の設備に要する費用」と謂へるに依つて明かである。

然れば右の「設備に要する費用」とは何を謂ふか、之を定むる要あるが如きも、救護法施行令は左の規定に於て其の補助すべき費用を定めたるを以て左の規定に依るを以て足りる。

第二十六條 救護法第七條第二項の規定に依り私人の設置したる救護施設の設備に要する費用に對する……補助は前條第一項第一號に掲ぐる費用より其の費用に充つべき寄附金其の他の収入を控除したる精算額に對し補助す

### 第二十五條 (前條第一項)

- 一 救護施設の創設費、擴張費及之に伴ふ初度調辨費
- 二 事務費

故に私人設置の救護施設に於て補助せらるべき費用は、救護施設の創設費、擴張費及之に伴ふ初度調辨費、即ち創設擴張の臨時費及び之に伴ふ經常費の初度のものより其の費用に充つべき寄附金其の他の収入を控除したる精算額に限り、事務費即ち經常費(初度より後のもの)は之を補助されない。而して右の創設費、擴張費及び之に伴ふ初度調辨費の何たるか其の他は本節の二に詳述したる通りである。



## 第五節 補助金の返還

### 一 補助金を返還せしめ得る場合

本章前數節に述べたる所に依り交付したる國庫及び道府縣の補助金は、之を受くる道府縣、市町村又は私人に歸屬すべきことは勿論であるが、之を受けたることが補助を爲すべき趣旨に反し若は之を受くるに不正又は不當の行爲ありたるときは補助を爲したる國庫及び道府縣は其の補助金の全部又は一部を返還せしむることを得る。

救護法施行令第二十九條に於て「第二十四條乃至前條の規定に依り交付したる國庫及道府縣の補助金は左に掲ぐる場合に於ては其の全部又は一部を返還せしむることを得」と規定し左に掲ぐる四個の場合を擧げた。

(一)「救護施設が救護法若は救護法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるとき」。此の場合に於ては其の交付したる補助金の全部又は一部を返還せしむることが出来る。而して此の規定は左の如く讀むべきものである。

- 1 救護法の規定に違反したるとき。
- 2 救護法に基きて發したる命令に違反したるとき。
- 3 救護法に基きて爲したる處分に違反したるとき。
- 4 救護法に基きて發したる命令に基きて爲したる處分に違反したるとき。

右1の場合に屬する例は甚だ乏しきも、強て之を想像すれば(一)救護法第七條の認可を受けずして救護

施設を設置し救護施設たるものとして受くべき利益を得たるとき(二)救護施設が委託を受けざるに收容救護を爲し依て以て其の利益を得たるときの如きは、一面に於て第四號の詐偽の手段を以て補助金の交付を受けた場合に該當することあるべきも、兎に角救護法に違反したるものである。

右2の救護法に基きて發したる命令に違反したる場合に屬するものは甚だ多い。(一)救護法施行規則第二條に違反し事業開始の届出を爲さざるとき(二)同第三條の管理規則の設定、變更の届出を爲さざるとき(三)同第四條の救護施設の廢止の許可を受けざるとき(四)同第六條の救護施設の長が届出を爲さずして作業を課したるとき(五)同第十條の死亡其の他の届出を爲さざるとき(六)施行令第二十四條乃至第二十八條に違反し不當なる費用の補助を求めたるときの如きである。

右3の救護法に基きて爲したる處分に違反したる場合に屬するものは救護施設が救護法第八條の規定に依る市町村長の救護の爲め行ふ委託の處分を拒みたるときの如きである。

右4の救護法に基きて發したる命令に基きて爲したる處分に違反したるときに屬するものは(一)救護法施行規則第五條に依り地方長官が徴したる報告を爲さず又は設備、事業若は會計の状況の調査を拒みたるとき、

(二)同則第九條に依り市町村長が徴したる報告又は説明を爲さず又は状況の視察を爲さしめざるとき(三)不當に精算を爲して補助金の交付を受けたときの類である。

(二)「救護施設の事業の全部又は一部を廢止し又は當初豫定したる目的以外の用途に利用するに至りたる」と「事業の廢止は施行規則第四條の許可を受けずして爲したるときは勿論、許可を受けて爲したる場合をも含み、



又た形式的に廢止せざるも實質的に廢止して其の事業を爲さざるるときも之を包含する。豫定の目的以外の用途の利用は全然救護施設に非らざる用途に利用したる場合は勿論、救護施設の目的なるも、他の豫定外の種類の目的に利用したるとき例之ば豫定の目的が生活扶助のみに限定したる場合に醫療を爲し、明確に醫療のみに限定し置きて後に生活扶助に利用したる如きである。

(三) 「補助金交付の條件に違反したるとき」。補助金を交付するに如何なる條件を附すべきか。補助は國又は公共團體の義務として之を爲さざるべからざるものなるを以て、條件に従ふに非ざれば補助を爲さずとすることは出來ぬ。然れども本號に條件に違反したるときとあるが故に條件を附することは爲し得べきも、全然補助を拒むに等しき條件は之を附することを得ざるものと解する。兎に角條件に違反したるときは補助金は之を返還せしむることが出來る。

(四) 「詐偽の手段を以て補助金の交付を受けたるとき」。此の場合に補助金を返還せしめ得べきは勿論である。其の詐偽の手段を以てせる程度に至らざるものは多くは右一に該當するであらう。

以上四個の場合は交付したる補助金を返還せしめ得る場合であるが、右第一號の違反行爲は救護施設が違反行爲を爲したることを要する。第二號の事業の廢止、目的以外の利用は救護施設が爲すこともあり、施設の設置者の爲すこともある。第三號の條件違反も條件に因り第二號と同一である。第四號の詐偽を以て補助金の交付を得たる場合は無論詐偽者の行爲である。

然れども以上の行爲は補助金の返還を爲さしむる者に對して爲されたることを要しない。第一號の處分違反の

如きは補助を爲すことなき市町村長の處分に對して爲したるときと雖も、苟も其の違反行爲あれば國及び道府縣は補助金の返還を爲さしむることが出來る。第三號の補助條件の違反も道府縣の補助條件に違反し、國庫の補助條件には違反せざるときと雖も國庫は其の返還を爲さしむることが出來る。第四號の詐偽行爲も國庫に對して爲されて道府縣に對しては爲されざることがありとしても、道府縣は其の爲したる補助金の返還を命ずることを得るが如きである。第四號の詐偽を以て補助金の交付を得たる場合は無論詐偽者の行爲である。

## 二 返還の處分及び返還の程度

補助金の返還を命ずる處分を爲し得る者は補助を爲したる國庫及び道府縣であることは勿論であるが其の返還を爲さしむると否とは國庫及び道府縣の任意であつて其の自由裁量に依る。故に事の宜しきに從て之を定め得べきも、其の返還を爲さしむる場合に在ては必ず右第一に掲げたる四個の場合に該當する事實が無ければならぬ。返還を爲さしむべき補助金の分量に付ても亦た國庫及び道府縣の裁量認定に依る。故に事情に従ひ補助金全部を返還せしめ又は一部を返還せしむるに止むるも自由である。

## 三 返還を爲すべき者

返還を命ぜらるべき者は補助金の交付を受けたる者なることは是れ亦た勿論である。故に國庫補助の場合は返還者は道府縣、市町村及び救護施設を設置したる私人、道府縣補助の場合は市町村及び施設設置の私人である。然れども詐偽の手段を以て補助金の交付を受けたる場合は必しも右の者と限らず其の交付を受けたる者に返還の義務がある。何となれば右等の者以外の者が右等の者なりと詐て交付を受けたる場合に於ては其の詐偽取得者の



返還すべきことは當然であるからである。

補助を受けたる者が道府縣、市町村、救護施設設置の法人又は一個人なるときは其の返還を爲すべき者に付て問題はない。然れども補助を受けたる者が施設設置の法人に非ざる團體なるときは何人より返還せしむべきか、救護施設が團體なる非法人なるときは權利、義務の主體たることを得ないから従て法律上補助金なる財産を返還する義務の主體たることも出来ない。併し非法人たる團體が救護施設を設置する場合には救護法の法力を以て便宜上其の團體の名を以て設立を爲すことを得るものとしたるものと解すべきことは救護施設の設置に付き其の主體を論ずるに付て述べたる如くである（五七頁以下參看）故に補助金の返還に付ても亦た其の團體をして返還せしむべきものと解する。然れども其の團體に資力なきとき之を強制返還せしむるには團體員各個に對しても爲すの外はない。

#### 四 返還を爲さしむる方法

補助金の返還を爲さしむる方法に付ては救護法は勿論、施行令、施行規則に於ても何等一言の規定する所がない。従て之を他の法令に求め、左の二に區別する。

(1) 道府縣の補助金返還の場合 此の場合に於ては左の府縣制の規定に依り國稅滯納處分の例に依りて處分する。

第一百十六條 府縣稅……其の他府縣の收入を定期に納めざる者あるときは期限を指定して之を督促すべし（府縣制）——(第二項)

第二項の規定に依る督促……を受けたる者其の指定の期限までに完納せざるときは國稅滯納處分の例に依り處分すべし。

即ち右の規定に依り國稅徵收法に依りて處分する。

(2) 國庫の補助金返還の場合 會計規則にては一般の歳入に付き左の如く規定す。

第三十條 歳入徵收官租稅其の他の歳入を徵收せむとするときは法令に違ふことなきか、所屬年度及歳入科目を誤ることなきかを調査し之を決定すべし

第三十一條 歳入徵收官前條の決定を爲したるときは納人に對し其の納付すべき金額、期日及場所を記載したる書面を以て納入の告知を爲すべし

然れども救護施設を設置した。私人が納入の告知を受くるも返還金の納入を爲さざるときは如何にして之を納入せしむべきか、此の場合に國稅徵收法を適用すべき規定存せざるが故に、右1の場合の如く國稅徵收の例に依りて滯納處分を爲すことを得ず。又た例之は大正十年法律第四十號樺太地方鐵道補助法に於ては

第八條 補助を受くる會社が補助期間中左の各號の一に該當するときは政府の定むる所に依り既に交付したる補助金を償還せしむ（左記略）

第十條 前二條の規定に依る償還金は國稅滯納處分の例に依り之を徵收することを得と規定せるも、救護法に於ては斯くの如き規定存せざるが故に遂に國稅滯納處分の例に依りては之を徵收することを得ない。



次章に述ぶる救護費用の徴収及び償還に付ては、救護法施行規則第十三條に於て、其の徴収を爲し又は償還を命ずる場合には其の費用の計算書を添へ、納付すべき金額及び其の期限を指定すべき旨を規定せるも、右の補助費用の返還を命ずるに付ては何等一言も斯くの如き規定を爲さない。蓋し政府の一般歳入の徴収に付き前示の會計規則第三十一條に於て納人に對し其の納付すべき金額、期日及場所を記載したる書面を以て納入の告知を爲すべしと規定せるを以て、補助金の返還に付ては特に規定を設くるを要せず、右の會計規則に依るを以て足るとしたるに因るか、否らざれば救護法施行規則が救護費用の徴収及び償還に付てのみ規定を爲し、補助金の返還に付き何等の規定を爲さざるは法制の完きを缺けるのみならず、實際の取扱に於ても徒らに疑義を起さしむるものと謂はざるを得ない。

## 第七章 救護費の徴収、償還、充當

### 第一節 救護費用の徴収

#### 一 救護費用を徴収することを得る場合

救護法に依つて救護を受くる者は、救護法第一條及び第二條に規定する被救護者たる資格条件を必要とすることは勿論であるが、市町村長が被救護者を認定するに當りては或は其の数の多きと、種々の事情とに因て資力あるに拘らず誤て之を被救護者たる資格条件ある者即ち貧困の爲め生活し能はざる者として救護することもあるべく、又は被救護者に於て資力あるに拘らず詐偽の手段を以て救護を受くることも無しとしない。斯かる場合に於ては救護の費用を負擔したる市町村又は道府縣は義務なくして費用を負擔したるものなるが故に、其の費用を其の者より徴収し得べきは當然である。故に救護法第二十六條に於ては「救護を受くる者資力あるに拘らず救護を爲したるときは救護に要する費用を負擔したる市町村又は道府縣は其の者より其の費用の全部又は一部を徴収することを得」と規定した。

右の如く救護費用の徴収は資力ある者が救護を受けたる場合に限るが故に、其の徴収を爲すには其の者が救護



を受けたる當時資力ありしことを要件とする。従て救護を受けたる當時は資力なかりしも後に資力あるに至りたる場合に救護費用を償還せしむるは次節に述ぶる費用の「償還」にして「徴收」ではない。救護法は此の場合を區別して前者を「徴收」と謂ひ、後者を「償還」と規定して居る。

資力ある者が資力なしとして救護を受けつゝある間に、實際資力なき者となりしときは、其の實際資力なき者と爲りし時よりは被救護者の適格者と爲り救護を受けしものなるを以て、此の場合には其の資力ありし間の費用のみを徴收する。其の資力なきに至りし時に於ける被救護者たるの認定は其の當時に於て存したることを要せず唯だ其の事實ありしを以て足る。資力ありて救護中に資力なき者と爲り、更に次で資力を回復し、又た次で資力なき者と爲りし等の事實交々生じたるときは其の資力ありし時の費用のみを徴收する。但し其の資力を回復したる時に於て資力なかりし時の費用を償還し得るときは次節に述ぶる費用の償還として之を償還せしむる。此の場合に於ては費用の徴收と償還との二個の場合の併立するものである。

費用を徴收し得ることは費用を負担したる市町村又は道府縣の権利なるも、法律は必ず之を徴收すべきことを命ぜず。故に之を徴收するを普通とするも、之を爲すと否とは市町村又は道府縣の事情と場合とに依る自由裁量に在る。之を徴收する場合に於ても下に述ぶる如く或は費用の全部を徴收し又は一部に止むることをも得る。

### 二 費用の徴收を爲し得る者

費用の徴收を爲すことを得る者は、救護に要したる費用を負担したる市町村又は道府縣である。故に市町村長が救護を爲したるも其の費用を道府縣が負擔したるときは、其の徴收を爲すことを得る者は道府縣で市町村長で

ない。故に縦令ひ市町村長の屬する市町村が一時立替へ支辨したる場合に於ても徴收を爲し得る者は道府縣であつて市町村でないのは勿論である。甲市町村長が乙市町村又は道府縣其の他の救護施設に救護を委託したる場合に於ても、其の費用を徴收することを得る者は甲市町村であることも亦た勿論である。是れ救護に要したる費用を徴收することを得る者は其の費用を負担したる市町村又は道府縣たるの結果である。

### 三 費用を徴收せらるべき者

費用を徴收せらるべき者は救護を受けたる者である。法文に「救護を受ける者」とあるは現に救護を受けつゝある者は勿論、現在に於ては救護を受けざるも曾て救護を受けたる被救護者をも包含する。故に現在救護を受ける被救護者に對しては、將來に向つて其の救護を廢止するのみならず、既に支出したる費用を徴收し、曾て救護を爲したる者に付ては徴收の権利が時効に罹らざる限りは之を徴收し得ることは勿論である。

### 四 徴收し得る費用及び其限度

徴收し得べき費用は救護に要したる費用に限る。故に通例は生活扶助、醫療、助産、生業扶助の爲め直接其の費用に要したるもの限り、委員に關する費用及び事務費の如きは之を包含しない。

救護法施行令第十九條の救護の爲めの被救護者移送の費用は救護に要する費用として之を徴收することを得べきや否や、現在地より居住地に移送する費用即ち救護を行ふ管轄違の爲め相當管轄地に引取る費用は救護に要する費用に非ざるが如きも、居宅より救護施設に收容する爲め移送する特定被救護者に對する費用と擇む所なきが故に是れ亦た救護に要する費用にして従て之を徴收することを得るものと解する。



「埋葬に要する費用」に付ては、救護法は毎に之を「救護に要する費用」と區別して規定し、又た救護法第二十二條に於ては「第十七條の規定に依る埋葬に要する費用の負擔に關しては前四條の規定を準用す」と規定し、埋葬に要する費用に關しては救護に要する費用の規定を準用すべきものとせるも、之は埋葬費用の負擔に關してのみ準用する規定なるが故に、埋葬費用の總てに付て救護に要する費用の規定を準用すべきものと限らず、何れの規定より見るも埋葬費用は救護に要する費用と同視することを得ずして、從て埋葬費用は之を徴收することを得ざるが如きも、社會局説明の如く埋葬を以て救護の延長なりとするときは、埋葬に要する費用も救護に要する費用と謂ふを得べく、且つ被救護者が資力ある者なるときは市町村及び道府縣は其の埋葬の費用を負擔する義務なきことは純然たる救護に要する費用と異なる所なきが故に、被救護者が資力あるに拘らず救護を受け死して仍ほ埋葬の費用を負擔せしめたるときは、之を負擔したる市町村又は道府縣は之を徴收することを得るものと解する。但し下に述ぶる如く先づ死亡者の遺留の金錢、物品を以て充當することも出来る。

徴收すべき費用の程度は市町村又は道府縣の負擔したりし救護に要する費用の全部又は一部である。蓋し費用の徴收を爲すと否とは市町村又は道府縣の任意なることは右一に述べたる如くなるを以て、全部を徴收せざることを得るも、其の徴收を爲す場合に於ても其の金額の程度も亦た事情に因り全部たることを得べく又た一部たることを得る。

#### 五 費用徴收の手續

徴收すべき費用を徴收する方法は救護法施行規則第十三條に於て之を定め「道府縣又は市町村救護の費用を

徴收し又は其の償還を命ずる場合に於ては其の費用の計算書を添へ納付すべき金額及び其の期限を指定」すべきものとした。此の徴收命令は被救護者に資力ありと認定したるときよりは何時にても發することが出来、又た徴收權が下に述ぶる時効に罹らざる限りは發することを得る。從て時効は重要な事なるを以て能く下に述ぶる時効の説明を參看することを要する。

此の徴收に因る費用は府縣制及び市制、町村制に依り道府縣又は市町村の收入に屬すべきものなるを以て、若し右の指定期限に納付せざるときは府縣制第十六條、市制第三十一條及び町村制第十一條の規定に依り更に期限を指定して督促し、仍ほ其の指定期間内に完納せざるときは國稅滯納處分の例に依りて之を處分する。

被救護者が死亡したる場合に於ては右の徴收金即ち救護及び埋葬に要したる費用及び督促手数料、延滞金、滯納處分費は國稅徴收法第四條に依り相続財産又は相続人より徴收することを得る。然れども死亡者に遺留の金錢又は物品あるときは下の第三節に述ぶる如く先づ之を以て徴收金に充當することも出来る。但し其の充當を爲さずして直に右の徴收手續を爲すも妨げなきことは同節に述ぶる如くである。

#### 六 徴收費用の時効

徴收し得べき費用の時効に付ては注意すべきものがある。徴收し得べき費用は市町村又は道府縣の收入に屬すべきものなるを以て其の時効に付ては府縣制第十六條、市制第三十一條及び町村制第十一條の規定に従ひ國の收入金又は國稅の例に依る。從て會計法第三十二條の「金錢の給付を目的とする政府の權利にして時効に關し他の法律に規定なきときは五年間之を行はざるに因りて消滅す」との規定に依り、五年間に徴收を爲さざると